

**E. Asian
Lib.
HQ
792
J3 S24
1948**

UNIVERSITY OF CALIFORNIA-LOS ANGELES



L 010 449 220 2

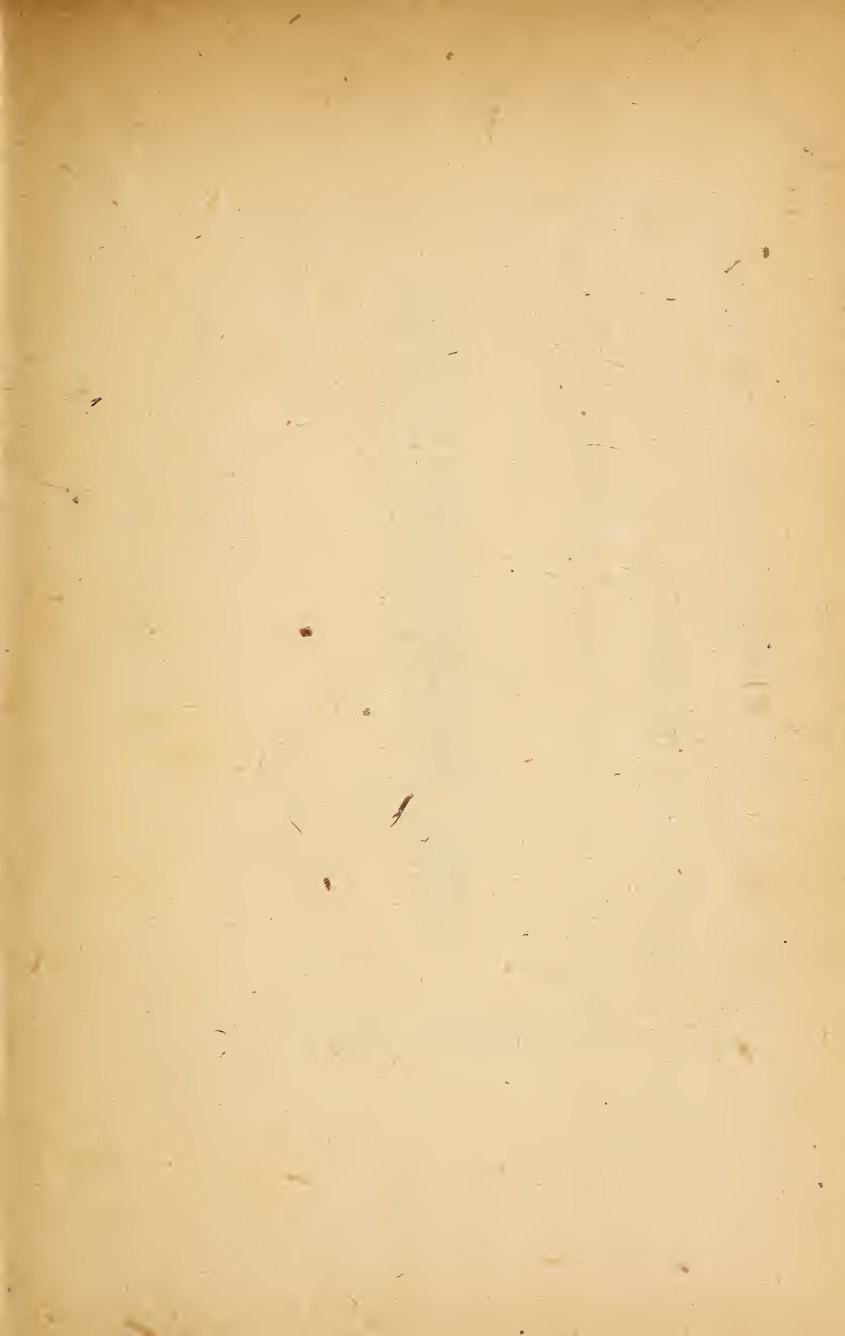




櫻井庄太郎著

日本兒童生活史
(新版)

日光書院刊



HQ
792
JSS-24
1948

序

一九四一年に、わたしは小著「日本児童生活史」(舊版)を公けにしたが、日本の児童の歴史を書いたものは、その當時わたしの知る限りでは、野口樹々氏の「児童問題」の中の第二章「児童の歴史」と、増田抱村氏の「児童社會史」の中の日本の部があるばかりであつた。しかし兩書とも、わたしの考えていた児童生活史とはかなりの差異があつた。また野口氏のもものは比較的簡單であり、日本の児童史というよりも、むしろ一般的に叙述されてあり、ときどき日本の児童に觸れているに過ぎず、増田氏のものも、諸外國の児童について述べているが、どういふわけか日本の児童については江戸時代しか取り扱つていない。それゆゑ、わたしは全く自分の考えにもとづいて書かなければならなかつた。

もちろん、日本の児童の生活史の一斷面をのぞいて見た程度で、決して十分なものではなかつたが、いまその後の多少の研究にもとづき、あらたに「日本児童生活

史」(新版) を公けにする機会を得たことは喜ばしい。このあらたな「日本児童生活史」は、舊版「日本児童生活史」にもとづいてはいるが、構成において、記載の史實や引例において、用語・文章において、かなり面目をあらたにし得たと思う。そしてこの種の著書は、その後も公けにされたものがないようである。したがってこの書も、まずしい小著ではあるが、多少の存在理由をもち得るかと思われる。

さて、わたしはこの書で、日本の児童は昔からどんなふうに住生活して来たであろうか、それぞれの時代の、それぞれの社會で、児童はどのような状態におかれ、どのように生活し、また児童はその親から、あるいは社會からどのように考えられ、みられていたか、などの問題をあきらかにしようと試みたのであるが、おそらくまだ「試み」の程度を越えてはいないであろう。讀者の批判を得ることができれば幸せである。

もともとわたしは、日本の社會や思想の研究に従事して来たもので、とくに児童の問題を専門として来たわけではなかつたが、一九三八年ごろから、日本の児童文化の貧困を憤りなげく心持から、關心をもちつづけるようになったのである。

わたしは、この書が、歴史や児童問題の専門家よりも、むしろ児童の問題に關心をもつ一般の人々によつて讀まれることを望んでいる。そのためにわたしは、何よりもわかり易く書くことを心がけ、むづかしい引用などは、なるべく避けるようにした。

また巻末に年表を掲げたが、これは、きわめて簡單なものゆえ、重要な事實で洩れているものもすくなくないであろう。しかし本文を補う多少の役を果すかと思う。

最後に本書で用いたカナヅカイについて一言述べておきたい。わたしは一九三八年ごろから、自分の書く文章のすべてを、文部省臨時國語調査會發表の「カナヅカイ改定案」によつて書いて來た。文字と發音とは一致すべきもので、今日の發音と異なる歴史的カナヅカイを教えたり、使つたりすることは、全く無意義で愚かしい限りだと信じ、そこにも児童文化の重要な問題があることを意識したからであつた。その當時、この「カナヅカイ改定案」によつて書かれた著述は、高倉テル氏の「大原幽學」(一九三九年)や、羽仁五郎氏の「ミケルアンヂェロ」(一九三九年)ぐらいであつた。いま公けにする「日本児童生活史」が、引用の部分を除いては、すべて發音式カ

ナヅカイによつて書かれたことはいままでもない。いまようやく發音式カナヅカイが、ひろく、また徹底的におこなわれようとする機運になつたことはまことに喜ばしい。

また本書は、嚴密に當用漢字に據つてはいないが、むずかしい漢字はつとめてこれを避けた。

なお参考した著書や論文は、なるべく本文のその部分に註記したが、卷末の「主要参考文献」の中に書名を擧げるに止めたものもある。

いま、この書を世におくるにあたつて、筆者の微力のため、論すべき問題を逸し、もしくは事實にたいする解釋を誤つてゐる點はないかを心からおそれる。

ここに直接、間接に示教を賜わつた學界の諸先輩、ならびに舊版「日本兒童生活史」に懇切な批評を寄せられた諸氏に深い感謝を捧げる。

一九四七年十一月

櫻井庄太郎

日本兒童生活史 目次

序	一
緒論	九
第一編 原始時代	三
第二編 古代	六
第三編 上代	五
第一節 庶民の子とその生活	二六
第二節 兒童保護	三六
第三節 家族制度と親子關係	三六
第四節 教育と職業	四四
第五節 兒童觀	四四
第六節 童謡と子守唄	四九

第七節 童話と遊戯……………三

第四編 中 世……………六一

第一節 家族と親子……………六三

第二節 武士の子とその生活……………六八

第三節 武士の家訓にあらわれた親と子……………七三

第四節 庶民の子とその生活……………七五

第五節 寺院の教育的活動とキリシタンの學校……………八三

第六節 職業の世襲と一子相傳……………八八

第七節 童話の階級性……………九一

第八節 童謡と遊戯……………九七

第五編 近 世……………一〇三

第一節 自然の親子と人爲の親子……………一〇五

第二節	出產と育兒	一一
第三節	子供仲間と若者組	一三
第四節	侍の子	一五
第五節	文學にあらわれた庶民の子	一五
第六節	職業と教育	一六一
第七節	童謡、遊戯、兒童讀物	一六八

第六編 近代

第一節	明治維新と兒童生活の變化	一七八
第二節	近代産業と兒童労働	一八〇
第三節	農村の兒童	一八七
第四節	親子關係の變化と人口問題	一九〇
第五節	教育の改革とその方向	一九三
第六節	兒童保護事業の發展	一九六

第七節 兒童文化の諸問題 一九八

結論 二〇五

日本兒童生活史 年表 二二一

日本兒童生活史 主要參考文獻 二五二

索引 二六三

緒論

兒童の問題はきわめて重要であるのに、今まで十分な注意を拂われていなかった。兒童文化の問題がまじめにとりあげられ始めたのは、近年のことに屬する。

子供に何か繪本か讀み物を與えようと思うとき、健全で適當なものがすぐ見出されるであろうか。子供に劇や映畫を見せようと思うとき、何ら心配なしに子供を連れて行けるようなものが常に興行されているだろうか。悲しいことにわたしたちは、いつも失望ばかり感じさせられる。兒童に見せるための繪や文や映畫などを、愛と良心とを以て製作している人がどれほど多くいるであろうか。眞に兒童の知性と健康とを、豊かにのびのびと伸ばすような文化的な施設が、充分になされているとは、決して考えられない。教育の分野においても、反省し、また改むべき問題は餘りに多くあり過ぎる。わたしは、現代における、ことに太平洋戦争中、および終戦後の、兒童文化の貧困を悲しむものである。

このことは歴史についても言えはしまいか。現代における歴史研究が多方面にわたつて熱心に遂行されているにもかかわらず、児童の歴史は十分に明らかにされていないように思われる。日本女性史と名のつく著述は多くあるが、日本児童史というものはないようである。家族制度の歴史はかなり明らかにされているが、それにおいても、親子の關係は夫婦の關係ほど明らかでない。また家族史や教育史は児童史の全部を明らかにしてくれない。したがつて児童の生活を全面にわたつて、総合的に觀察したものがあつてもよさそうなものである。否、なければならぬと思う。わたしは、かような総合的な日本児童の生活史を欲しいと思う。日本の過去のそれぞれの時代の児童が、どんな状態で生活して來たか、それぞれの時代のそれぞれの社會で、児童はどのような状態におかれ、どんなふう^に生活したか、また親子の關係はどのようなであつたか、児童に對して親は、また一般の社會は、どんな考えをもつていたか——日本児童生活史は、これらの問題に答えなければならぬのである。

また日本児童生活史は、牛若丸や日吉丸のような歴史上の名高い少年だけを扱うものであつてはならない。歴史が偉人や英雄だけでつくられるものでないことは言

うまでもない。紫式部や尼將軍政子のような婦人だけをならべたものが日本女性史ではないように、偉人の幼・少年時代を語つたり、曾我兄弟や大石主税などの有名な児童だけを語つたりするのが、日本児童生活史ではない。日本児童生活史は、有名児童であると無名児童であるとを問はず、古代から現代に至る日本の児童のすがたを如實に示すものでありたいと思う。

また、日本児童生活史は、日本の歴史にあらわれた児童生活の輝かしい積極面を描いて、日本の児童のすぐれた面を十分あきらかにすると共に、児童をめぐる社會の暗い一面にも注意を怠らぬものでありたい。

さて児童生活史は、児童問題の歴史ではない。社會事業史からも材料の供給は受けるが、児童生活史は社會事業史の中から児童に關することがらだけをひろい集めたものでもない。また児童生活史は、教育その他の児童文化現象の變遷だけを歴史的に述べるものでもない。

児童の社會生活、そしてその上に築かれ、その中に營まれる児童文化の諸現象、それらを相互に關聯させながら総合的に考察するもの——こういうものが、わたし

の考える「児童生活史」である。したがつてそれは児童文化史よりも、また児童社會史よりも範圍がひろいのである。かようなものを、わたしは日本の児童について書いて見たいと思つた。

だがこれは、むしろわたしの理想というべきものであろう。この書においては、反對に、児童に關する種々のことがらを機械的に結びつけて述べる程度に止まつてゐるかも知れない。

なお嚴密に言えば、児童期という語は、出生から青年期になる直前、すなわち、男兒ならば、出生から十三、四歳まで、女兒ならば出生から十二、三歳までを意味し、嬰兒期、幼兒期、少年少女期（學童期、狹義の児童期）の三期を包含する。^{*}したがつて、児童生活史でとり扱う對象は、出生から十二ないし十三、四歳までの児童とすることになるが、本書の敘述は、ときに青年期におよぶことがある。それは實際にあつては、児童期に屬すか、青年期に屬すか、區別しがたい場合があるし、事實、児童期だけに嚴密に範圍を限ることは困難であるからである。

* 阿部重孝ほか三氏共編「教育學辭典」(児童期の項) 參照。

第一編 原始時代

日本の石器時代がいつからはじまつたかについては、いろいろな説があるが、約四千年前にはじまつたと考えるのが妥當であろう。そして石器時代の日本の人類を、清野謙次博士は「日本石器時代人」、「固有日本人」または「原日本人」とよんでいるが、この固有日本人が日本列島にはじめて渡つて來た——おそらくシベリアから——のも同じ頃であろう。

したがつてこの時代の文化は、いわゆる繩文式土器文化であるが、主としてシベリア系統のものである。石器時代の住居は洞窟のほかは平地のものが多く、堅穴式と地上式があるが、四、五人の少人數の家族を收容するにすぎず、あまり大小の區別がなかつた。かれらの生業は狩りと漁業であつて、そのほか低度の栽培をおこなひ、また集團的に生活し、分業や共同作業をいとなんでいたが、かれらの社會には、まだいちぢるしい階級の差はなかつた。

しかるに石器時代が約二千年、または千數百年つづいていっているうちに、大陸から全く變つた文明が入つてきた。それは金屬器文明と米作農業であつた。同時に新しい人種——蒙古人種——が日本列島に入つてきた。そして固有日本人とあるいは争い、あるいは混血した。この北方アジア人種である固有日本人と後から來た蒙古人種の混血したものの子孫が、われわれ日本人なのである。

かくて金石併用時代がはじまつた。この時代の土器は漢式土器の系統に屬する彌生式土器であるが、この時代の文化の系統は、一言でいえば主として前漢の文化であり、若干そのなかに印度文化が入つてゐる。

さて金石併用時代に入ると、生産様式も社會狀態も全く一變し、石器時代の無階級社會とちがつて、有産者と無産者という階級の區別があらわれ、一方に貧者、奴隸があれば、他方には貴族、君主が存在するにいたつた。すでに農業社會に入つたので、貴族はみずから耕さず、農民に土地を貸したり、奴隸を使つて耕作させたりして富——私有財産をつくり、また近隣の未開人を侵略、征服した。

これらの貴族のうち最大のものが君主であり、國王であつた。かような國家は、天

皇國家の成立以前に、すでに各地に成立していたのである。

以上においてわたしは、石器時代、金石併用時代の日本の社會・文化の状態を、考古學者、人類學者の説によつて簡單に概觀した^{*}のであるが、兒童の問題に限定すると、考古學も人類學も餘り多くの事實を教えてくれないようである。また貝塚などから出土する遺物にも、特に兒童が用いたと考えられるものはないようである。

^{*} 主として、ねずまさし「考古學から見た日本古代社會」(三島)ほか二氏共編「日本古代社會(1)」所收)による。なお樋口清之「日本原始文化史」二四—二六頁、清野謙次「日本民族生成論」を参照。

次に清野博士が、小兒の埋葬について記されているところを引用しよう^{*}。

貝塚から出土した我が國の石器時代における人骨の埋葬状態を見るに、その多くは屈葬あるいは蹲葬といわれる窮屈な姿勢であるが、陸前國中澤濱、大洞、沼津、備中國津雲、陸前國細浦、三河國伊川津、保美等の貝塚では、乳兒あるいはそれ以下の胎兒の死體を甕の中に置いて埋葬している。ことに博士自身が發掘した三河國吉胡貝塚^{よしこ}では、三千五例がまとまつて出ており、その半數は初生兒および七ヶ月から九ヶ月ぐらいの胎兒で、他は三、四歳から五、六歳までの子供であつたという。

* 清野謙次、前掲書、一三二—一三七、一四九—一六三頁。

また日本内地の石器時代人は、種々の身體裝飾品を用いており、人骨にともなつてしばしば装身具が出土しているが、つぎにしるすように、小兒の場合にも耳飾、頸飾、腕飾が用いられていた*。

名 稱	發見地	形状及性質	數量	年齢
小玉(耳飾)	陸前宮戸嶋	石製小玉	2	小兒
同	同	同	8	小兒
小玉(頸飾)	備中津雲	蛇紋岩製小玉 漏斗狀穿孔を有す	7	小兒(五歳位)
貝玉及貝輪(頸飾)	陸前大洞	玉に彫刻あり……	1	小兒
貝輪(腕飾)	三河稻荷山	アカガヒ粗製品	1	小兒

かように乳兒や胎兒の死體を、特に甕の中に入れて埋葬しているのは、死者がなお成長すべき將來を多分に持つているので、あの世においても、この世に思い残すことが最も多いであろうとして恐れられたからであつて、この時代の宗教的信仰の跡を推測させる。

* 清野謙次、前掲書、一六五—一七一頁。

以上の小兒の甕棺葬は石器時代の後期の例かと思われるが、この時代においては兒童は、かように耳かざりや腕かざりなどの装身具を身につけ、川や海のほとりであそんだり、山野をはしりまわつたり、おとなの狩獵や耕作のまねをしたりしながら、のびのびと成長したものであろう。

そして原始時代の人類および現代の自然民族の間にあつては、兒童の地位はむしろ幸福なものであり、諸人種や、現在の文化民族の間に残つてゐる兒童虐待の多くの風習は、概して原始時代よりも後期に形成されたといふ説は、日本の場合にもあてはまるのではないかと思う。

* 野口樹々「兒童問題」四六一—四七頁。

第二編 古 代

ここで古代というのは、日本の國家のはじめ（三世紀のはじめごろ）から大化改新（六四六）までである。この期間は、考古學者や歴史學者が、古墳時代^{*}とか原史時代^{*}とかよんでゐる時代にはほゞ相當し、文化の上からは初期鐵器時代^{**}とよばれてゐる。

* 古墳時代は、地域によつて一がいには言えないが、大たい三世紀から八世紀のはじめ、奈良時代のはじめまでである。

** 鐵器時代のはじまつた年代について、ねずまさし氏は次のように述べてゐる「鐵器時代の絶對年代は、嚴密にいえば一世紀前後といつても差支えないが、量的に鐵器文明の發達した時代を特に意味して、三世紀頃とみるのが妥當であらう」（『考古學から見た日本古代社會』—三島一ほか二氏共編「日本古代社會（1）」七〇頁）

この時代の事實を知るには、文献はほとんど役に立たない。やはり考古學や人類學、社會學の研究に據るか、先進國である支那側の史料にたよるよりほかはない。

古事記は紀元七二二年、日本書紀は七二〇年に、しかも政治的意圖をもつて書かれたものであり、最も古い文献である聖德太子の十七條憲法も、太子自身の筆に成るといふことを信ずるとしても、六〇四年の作であるからである。

さて、鐵器時代に入つてから、鐵器、とくに鐵製農具の出現と共に、農業生産力がたかまり、農業經濟の社會が確立された。かくて大地主たる貴族があらわれ、階級の分化がいよいよはなはだしくなつた。また對立割據していた國家群は各地に聯合政權をつくつたが、國內で最も進んでいた大和に、最も有勢な聯合政權、すなわち大和政權が發展していつた。大陸の文献である魏志の倭人傳は、かかる状態にあつた三世紀のはじめ頃の日本の状態を傳えているのである。

* ねずまさし、前掲書、六九―八二頁。

* * 藤間生大「日本古代國家」三四四―三五〇頁。

しかして古代の社會においては、氏や姓の稱呼をもつ者が貴族階級として社會の上層に立ち、その下に、主たる生産勞働者たる部民——これに天皇氏に屬する品部と、天皇氏以外の豪族に屬する部曲とがあつた——、および純然たる奴隸である

「やつこ」があつたが、人數においては部民が最も多かつたようである。

* 瀧川政次郎「日本社會史」第一編、本庄榮治郎「日本社會史」(改造選書)三一—三七頁などを参照。

さて、この時代の家は、つぎの時代(上代)の家から遡つて類推するよりほかはないが(第三編第三節参照)、おそらくいくつかの家が一定の地域にあつまつて同族團を構成していたのであろう。そしてこれらの家は、おそらく親子、兄弟、姉妹というよ
うな戸主の直系親屬ばかりでなく、伯叔父母、甥、姪、いとこなどの傍系親族を含
み、さらに寄口(寄食者)や「やつこ」(奴隸)などの非血縁者をも含んでいたのであろう。
つぎに婚姻は、上流階級では一夫多妻がおこなわれ、夫が妻のもとに通うのがふ
つうであつた。がような場合、子が母を知つて、父を知らぬこともあり得た*。この
場合、夫は一人の妻とは同居したかも知れないが、他の妻とは同居しなかつた。妻
はその子を携えて自らの家に住んだ。そして子に對して權利をもつのは、別居せる
父ではなくて、同居せる母であつた**。したがつて子は常に母のもとにあつて母の愛
育を受けたであろうが、父は必ずしも常にその妻や子と居を同じくし、生活を共に
していたとは考えられない。

* 三浦周行「國史上の社會問題」(大鏡閣版)三五—三六頁。

** 和辻哲郎「日本古代文化」改稿版、四七—四八頁。

また、この時代においては妻に對する夫の權力と子に對する親の權力が強大であつた。^{*}家の相續については、長幼の順序によつたという説や、末子が家名を相續したという説があり、子供たちの間から相續者を選んだという説もあるが、一般には、巫子みこの宣託や、鹿の肩骨を焼いてうらなう太占ふとまになどにより、祖先の意志をうかがつて相續者を選定する方法が用いられた。なお女子も相當の遺産分配にあづかる習いであつた。^{**}

* 瀧川、前掲書、一六六—一六七頁。

** 同 一六七—一六八頁、三浦、前掲書、三七—三八頁。

これらの家族の特徴や婚姻の形態から、この時代の子供の生活を、ある程度まで推し測ることができるが、もつと具體的に、詳しく述べることができないのは残念である。

なお、先に述べた魏志の倭人傳においても、兒童に關係があるらしい記述として

はわずかに、

男子大小となくみな鯨面文身（漢文を書き下しにする、以下同じ）

倭地温暖……屋室あり、父母兄弟臥息、處を異にす……

その會同座起、父子男女別なし。

父子男女の別なく、人性酒を嗜む。

その俗、國の大人はみな四五婦、下戸あるいは二三婦、婦人淫せず妬忌せず。

盜竊せず、誣訟少し、その法を犯す、輕きものは妻子を没し、重きものはその

門戸および宗族を滅す……

などの斷片的な文章を見出し得るに過ぎない。

さて「日本書紀」には、少子部連ちいさこべのむらじのほほえましい一挿話が書かれている。雄略天

皇は養蠶を獎勵され、螺贏すがるに命じて國內の蠶こを聚めさせ給うたところ、すがるは誤

つて嬰兒わがこを聚めて天皇にたてまつつた。天皇は大いに笑われ、嬰兒をすがるに賜い、

汝自ら養え、と曰うた。そこですがるは、嬰兒を宮墻みやかきのほとりに養い、少子部連ちいさこべのむらじと

いう姓を賜わつたという。しかし、これは果して事實かどうか疑わしい。

次にわれわれが特に注意しなければならないのは、わが國の社會事業の祖といわれる聖德太子の事業であらう。太子は推古天皇元年（五九三年）、難波の四天王寺に、名高い施藥院、療病院、悲田院の三院を置いて社會救濟の中心としたが、このうち悲田院においては、寄るべなき貧窮孤獨の者を收容して養つたのである。この悲田院によつて救われた者の中には、子に先き立たれた年老いた親もあつたであらうし親を失うた孤兒たちもいたであらう。

太子については、名高い片岡山の傳説がある。すなわち太子は、片岡山にいでましたとき、道のほとりに臥した飢えた人を見たので、飲食物を與え、またみづから衣裳を脱いで旅人を覆うて「安く臥せよ」とのたまひ、「シナテル、片岡山ニ、飯ニ飢テ、臥セル、ソノ旅人哀レ、親無シニ、汝生リケメヤ、刺ス竹ノ、君ハヤ無キ、飯ニ飢テ、臥セル、ソノ旅人哀レ」とうたつた。翌日、太子は使を遣わして旅人を見させたところすでに死んでいたので、太子は悲しんでその處に埋葬させた。數日の後、太子は近習の者に「先の日、道に臥せる飢者は、それ、凡人に非じ、必ず眞人ならむ」と語つた。使者が墓所に行つて見ると、屍骨はなく、太子の與えた衣服

が疊んで棺の上に置いてあつた。そこで太子はその衣服を取りにやつて、また常の
ように着たという(『日本書紀』卷廿二)。これがいわゆる片岡山の傳説であるが、太子が
兒童保護その他の社會事業の祖といわれるのが眞實だとすれば、この傳説にあらわ
れているようなヒュウマニズムの精神をもつていたからであらうと思われる。

第三編 上 代

ここで上代というのは、大化改新から平安時代の末まで（六四五—一一八三）、約五百年間のことである。

この改新によつて、大和聯合政權は幕を閉ぢ、皇室を中心とする新しい政權體制、天皇國家が発生した。

大化改新の意義については諸説があるが、要するにそれは社會革命ではなくて政治改革であつた。そしてその中心事業は土地改革であり、豪族の私地・私民の廢止
|| 公地公民主義の實現と班田制の實行とがその二つの面であつた。しかし、最近の學界は、改新が従來の土地關係にさしたる鐵槌を下したのではないという觀點に近づきつつある。^{*} もともと大化前代の社會は、大土地所有の傾向がいちぢるしく進んだ社會であつたのに、改新の收めた結果がかかる程度のものであつたから、大化改新の公地公民主義も班田制もしだいに空文に化し、ついに莊園しょうえんとよばれる私有地

の發生を見るにいたつたのは當然であつた。

* 井上光貞「大化改新研究史論」(三島一ほか二氏共編「日本古代社會」(1)所收)參照。

この莊園は、主として貴族、社寺など、いわゆる權門けんもん勢家せいけによつて所有された一種の私有地であるが、不輸不入ふゆふにゅう(國家に租税を納めず、また國家の官吏が地所内へ入ることを拒否する權利を認められていること)の地として、一種の治外法權をもつており、奈良、平安時代を通じて非常な勢いで増加していった。

さてこの時代において、支配階級として政權を握り、勢力をふるつたのは貴族階級(平安時代においては藤原氏一門)であり、それについて勢力をもつていたのは社寺であり、僧侶であつた。貴族と社寺・僧侶とが勢力をふるうことができたのは、いうまでもなくかれらが諸國に多くの莊園をもつていたからである。

つぎにこの時代において、注目しなければならぬのは、平安時代の中ごろ以後に勃興した地方豪族の階級である。この地方豪族と稱せられるものの中には、古代からの地方豪族または地主もあり、國司またはその一族のように、中央から任命されて地方に下りそこに土着したもの、莊園の内部にあつてこれを管理した者、自ら

開墾を目的として地方に來たものなどもあつて、さまざまであつたが、その主なものは、古代からの豪族や、國司の土着したものなどであつたと思われる。これらの地方豪族は、中央と地方がかけ離れ、中央の貴族が詩歌管絃の遊樂にふけていて、すきに乗じて、地方の土地を占有し、地方の人民との間に主従の關係を結んで、いに勢力を養い、平安時代の中ごろから、ついに武士として登場するにいたつた*。したがつて武士の多くは地方の地主であつたのである。

* 本庄榮治郎「日本社會史」(改造選書)七七—七九頁。

なお、この時代の被支配階級としては、農民を主とする庶民——公民、百姓、白丁、庶民などと呼ばれた——の階級があつたが、その生活は概してはなはだ困難であり、土地を失つて他地方を流浪する多くの「浪人」を發生させた。さらに庶民階級の下には、半自由民たる品部とちべ、雑戸があり、その下に最下層の民として、古代のヤツコ階級の後身たる賤民階級——官戸、陵戸、公奴婢くぬひ、家人けにん、私奴婢——が存在した。ただ平安時代の中ごろ以後になると、律令制度の弛廢、莊園における勞働力吸収の必要などの事情から、良賤の區別がだんだん立ちがたくなり、平安時代の末ま

では、法律的な、また産業上の制度としての賤民はなくなつてしまつた。但し奴婢ひという言葉は法令の上にも残り、社會の賤視をうける一部のひとびとはなくなりはしなかつた。

* 瀧川政次郎「日本社會史」七九—一三六頁、本庄榮治郎、前掲書、四八—五八、七六—七七、七九—八一頁。

第一節 庶民の子どもの生活

上代の社會を通じて、貧しい人々は決してすくなくなかつた。この時代の説話文學や歌謡などを見ると、社會の下層に屬するこれらの人々やその子供たちの生活がよくわかる。

後に述べるように、これらの子供たちには、ほとんど、教育の機會は與えられなかつた。かれらの多くは親の生業をおぼえて、そのあとを繼いでいつたのであるが、かれらの中には、他人の家へ住み込みや通いで奉公に行く者もまれではなかつた。當時、耕作には牛が使われたが、牛飼は多く小童の仕事であつた。娘たちは桑の葉を摘んだり、蠶の世話などをしたのである。

本總角あげまきを早稻田わさだに遣りてや 其そを思ふと〜 其そを思ふと〜 未其そを思ふ
と何もせずしてや 春日すら〜 春日すら〜 (武田祐吉編「神樂歌・催馬樂」

岩波文庫本に據る)

これは、神樂歌の中の「總角あげまき」という歌である。總角というのは、成年すこし前の少年のことで、髮形が童形であるところから來た名であつて、この總角あげまきの髮を元服すると一人前のおとなになるのである。これは男女ともに通じていわれるが、ここでは男の子であろう。歌の意味は、少年を田にやつて家を守つてゐる少女が、長い春の日さえ、一日中何もせず、その少年のことを思つていたといふのであつて、「早稻田わさだに遣りて」とうたつてゐるところに、農村の若い子女の生活や、純な思慕の情がうかがわれる。

わたしはここで、鷲にさらわれて他國へ運ばれた幼児が、後に父親と再會する話を述べよう。この話は「日本靈異記りよういき」に「嬰兒鷲に擒へられしのち國に父に逢ふことを得る縁えにし」という題で出てゐるが、話の筋は、次の通りである。

飛鳥あすかの川原かわらの板葺いたふきの宮に御あめのしたしらしめ 宇う しし天すめらみこと 皇みよの御代みづのとうの癸卯みづのとうの年やよひの春三月の頃、

但馬たじまの國七美しつみの郡の山里の人の家に、嬰兒みどりこの女むすめがあつた。中庭にはらばつていと、鷺さぎがとつて空にのぼり、東を指して飛んでいった。父母は泣き悲んで追ひ求めたがその到る所を知らなかつた。八年の後、この鷺にさらわれた子の父母が丹波の國にいつて、或る家に泊つたが、その家の童女めのわらわが水を汲みに井に赴いたので、とまつた人も足を洗おうとしてついでついで見ると、村の童女たちが井に集まつて水を汲み、とまつた家の童女のつるべを奪おうとした。だが惜しんで奪わせなかつたので、村の童たちは口をそろえて「汝は鷺のくひ残し。何故に禮いなき」と罵つて打ち、打たれた童女は泣いて家に歸つた。そこでとまつた人は家の主あるじに、鷺のくい残しというわけをたづねて、はじめてわが子であることがわかつた。そしてこの話は、「ああ彼の父たまさかに兒ちこある家にやどり、遂にこの子を得たり。誠に知る、天哀れんでたすくる所おやこ、父子の深き縁えにしなるを。これ奇異あやしきなり」という文句で結ばれている。

幼い子をひとり中庭に腹這わせて遊ばせておき、家の人々はその日のいとなみに忙しく立ち働いている山村の生活や、十歳前後の村の童女たちが共同井戸に集まつて來てつるべを争う光景、また當時の人々が、親と子とは切つても切れない深い縁えにし

で結ばれていると考えていたことなどを、わたしは、この話から思い浮べるのである。

これと全く同じ話が「今昔物語」の卷二十六にも出ていますが、この話は後世にも伝えられていろいろな傳説を生んでいる。その中でも名高いのは良辨ろうべんの傳説である。奈良の良辨上人は近江の志賀の人であるが、二歳のとき、母が兒を樹蔭に置いて桑をとつていたすきに、大鷲にさらわれ、後、義淵僧正に救われ、成長して良辨僧正となつた。母は三十餘年の後、奈良にいつて良辨に逢い、以後、良辨は母へ孝養を盡したといふのである。この話は鎌倉時代の末に出た「元亨釋書」げんこうに出ているが、奈良時代の古い話だといわれている。

なお「土佐日記」には、作者紀貫之が阿波の海を渡るとき、舟夫見習の幼童が

なほこそ、國の方は、見やられるれ、我が父母、ありとし思へば。カヘラヤ。

と謠つたことが記されているが、故郷の方を眺めて父母を慕う子供心が、いかにもいじらしく自然の調子であらわれている。

また萬葉集には、防人の歌さきもり、多く收められているが、防人は九州の邊土を守備す

るため諸國から召された兵士である。それらの歌のうち

唐衣裾からころもに取りつき泣く子らを置きてぞ來ぬや母なしにして（佐佐木信綱編「新訓萬葉集」岩波文庫本に據る

は、妻を失つた防人が、衣の裾に取りついて泣く子供を置いて出發する悲痛な心持を詠んだものである。かように母を失い、父を防人として送るといふような不幸の子もめずらしくはなかつたであろう。

媼をうなが子供は唯二人ふたり、一人の女子は二位中將殿どのの厨雜仕くりやざうしに召し、かば、奉たてまてき、

弟をといの男子は、宇佐の大宮司ぐじが、早船舟子はやふねふなごに乞こひしかば、奉またいてき、神ほとけも佛ほとけも御

覽たぜよ、何を崇たりたまふ若宮の御前みまへぞ。（「梁塵秘抄」佐佐木信綱校訂、岩波文庫本に據る）

これは子供を二人もつた媼をうなが、一人の女子を二位中將殿どのの厨雜仕くりやざうしに召よされて奉たり、その弟は宇佐の大宮司ぐじから早船舟子はやふねふなごに乞こわれて、これも奉たつてしまつた、と歎なげいてゐるのである。

わが子は十余に成りぬらん、巫かうなぎしてこそ歩ありくなれ、田子の浦に汐しほふむと、いか
に海人集あまひとつどふらん、正まさしとて、問たひ問たはずみなぶるらん、いとをしや。

これも「梁塵秘抄」に出ている歌であるが、これは、十餘りになつた子にかうなき巫——
おそろく神おろしなどをおこなつたのであろう——をさせている親が、行く先き先
きで、面白半分に集まつて來る人々から子供がなぶられはしまいか、と案じている
氣持をうたつたもので、最後の「いとをしや」の一句に、親のやるせない感じがよ
く出ている。

また山上憶良は、かれの名高い「貧窮問答」で、麻の夜具をすつぽりかぶり、布
の袖無しを、持つていただけ着かさねても、堪えられないほど寒い夜に、「我より
も貧しき人の 父母は 飢ゑ寒からむ 妻子どもは 乞ひて泣くらむ この時は
如何にしつつか」と、貧しい家の子どもを思いやつてうたつてゐる。かれはまた
富んだ家の子どもたちは、着物がたくさん有りすぎるので、しまつておいて腐らせ
てしまふが、貧しい家の子どもたちは、粗末な布の着物さえも着せてもらえないと
うたつてゐる。

親や兄のために賣られたり、親と共に流浪したりするもの、あるいは十四、五で遊
女となるものなど、もつと悲慘な運命におかれた子供たちも決してめずらしくはな

かつた。すでに早く天武天皇の五年（六七七年）、下野の國くにのつかさ司は、國內の百姓が凶年に遇い、飢えて子を賣ろうと欲していると奏上したが、朝廷はこれを許さなかつたことが、「日本書紀」卷廿九に記されている。また平安時代の代表的な歴史物語の一つである「大鏡」は世繼よつぎの翁という百五十ばかりの老人と、夏山しげき繁樹という百四十くらしいの老翁が行き逢い、それに二十ばかりの若侍が加わり、世繼の翁が主な語り手となつて語り、繁樹があいづちをうち、若侍が批評する、という奇抜な構成で、主として藤原道長の榮華の生活を描いているのであるが、この夏山繁樹は非常に低い身分の者であつて、本當の親に育てられたものでなく、養父に養われたことになつている。この養父が繁樹を得た事情として「大鏡」が書いていることを、現代文に改めて次に掲げて見よう。

自分には、子どもが生れなかつたのだが、ある日主人の御使で、市場へ出かけたとき、また自分自身のお金を錢十貫ほど持つて行つたのだが、かわいらしい子供を抱いた女が「この子を人に手放したいと思ひます。子供を十人も生んで、この子が、ちやうどその十人目で、おまけに五月に生れたものですから、困つ

「ているのです」と言つていたので、このとき、持つていた錢と引きかえで、お前を連れて來たのだ。

當時、支那から、五月に生れた子供は必ず父母を害するという迷信が渡つて來て一般民衆の間にもおこなわれていた。繁樹の實の親は、この迷信と貧乏とのために子供をいくらかの金で賣ろうとしたのである。錢十貫とつちというのは、錢さしを十本で、一本に百枚の錢がさしてあつたとしたら、一千文になり、相當の金額であるが、この場合は、一本にいくらかときまつて錢がさしてあつたわけでなく、身分の低い者が主人の買物のついでに、自分の小づかいを持つて出かけたのだから、大した金額ではなかつたと考えられる。

この人身賣買は、平安時代の末頃から鎌倉時代へかけて次第に盛んになつていつたが、西行法師が壽永二年に書いたと傳えられている「撰集抄」には、越後國で人身賣買の市場をまのあたり見たことが次のように書かれている。

「過ぎにし比。越後國したの上村かみと云ふ方かたに。まかり侍りたりしに。……貴賤あつまりて。朝あしたの市いちのごとし。ただ海のいろくづ（註―魚類のこと）。山の本のみ。

絹布のたぐひを。うりかふのみにあらず。人馬の族を賣買せり。其中にいとけなく。又さかりなるは申すにをよばず。頭はしきりに霜雪をいただき、腰にはそゞろに。あづさの弓をはりかゞめて。今日明日ともしらざるもの。しばしの程の命を資けんとして。そこばくの僞を構へ。人の心をたぶらかして。賣買せる事を見侍りしに。そゞろに泪のこぼれて侍りき。〔撰集抄〕第一の六、芳賀矢一校訂

本に據る)

「白金の目貫の太刀を提げ佩きて 奈良の都を練るは誰が子ぞ 練るは誰が子ぞ」
(神樂歌) とうたわれたような上流貴族の子弟たちの住んだ華かな奈良・平安の社會にも、その下層には、上に述べたような、哀れな子どもたちがたくさんいたのであった。

第二節 兒童保護

前節で述べたように、奈良・平安時代を通じて貧しい人々はいつも存在したし、土地を失つて他郷をさまよういわゆる浪人も決してすくなくはなかつた。これらの

貧しい人々の子供たちがどんなにみじめであり、どんなに救護を必要としたかは、「萬葉集」の山上憶良の名高い貧窮問答の歌を見るまでもなく、たやすく想像でき
る。

これらの貧しい人々に對して、しばしば賑恤がおこなわれ、また孤兒や棄兒にたいして救護の施設がなされたが、それらの社會事業はもとより部分的であつて、徹底したものではなく、救護を要する全部の人々を救うことはとうてい不可能であつた。

聖德太子が四天王寺に施藥院・療病院・悲田院の三院を置いて、社會救濟の中心とされたことについては前に書いたが、太子のこの悲田院の精神は後にうけつがれ、奈良時代においては、養老七年に、奈良の興福寺内に施藥院と共に悲田院が建てられ、平安時代に入つてからも、天長十年には武藏國に悲田處の設立が許され、仁明天皇の御代には左右の京に東西悲田院が設けられた。

また、孝謙天皇は勅して京中の孤兒を集め、衣食を給してこれを養われたが、天平勝寶八年には成人した男九人、女一人に姓を賜うた。平安朝に入つてからは、和氣清麻呂の姉の廣蟲（法名法均）が棄兒八十三人を收めて養育したことは、よく人の知

るところであるが、仁明天皇の承和十二年、勅して鴨河悲田院の預僧賢義が養つていた孤兒清繼以下十八人に姓を賜い、また淳和天皇の御后正子内親王は、京都の棄兒、孤兒を收容し、乳母をつけて養育させた。

また和銅七年、土佐の國の人、物部毛虫咩ものべのけむしめが一度に三子を産んだとき、朝廷では穀四十斛こくと乳母を賜い、靈龜元年、常陸國久慈郡の人、占部御蔭女うらべのみかげめが一度に三人の男子を生んだときも、粮ならびに乳母一人を賜わつた。また美濃の村國すけりの連志賣むらじめは、三女を産んで穀四十斛と乳母を賜わつている。また双兒を三たび産んで、最初の二男を宮内官に任命された者もあつた。

第三節 家族制度と親子關係

上代の家をあきらかにするためには、正倉院せいそういん文書の戸籍殘簡を第一の資料としなければならぬ。しかし、この戸籍こてきで郷戸ごうことして示されているものは、傍系親族や非血縁者をも含み、われわれが今日「家」として考えているものとは非常に異つてゐる。この郷戸については、家の聯合體と見る説や大家族であると見る説があるが、

今は有賀喜左衛門氏の説にしたがう。^{*}

^{*} 有賀喜左衛門「日本上代の家と村落」(東亞社會研究會編「東亞社會研究」第一輯所收)

有賀氏によれば、この時代の郷戸は非常に種々の形態をしていて、簡単な規定で説明し盡すことはできないが、(一)単一家族、(二)単一家族の聯合體、(三)複合家族、(四)複合家族を中心とする單一家族や複合家族の聯合體の四種類がある。

これらの郷戸は規模が一般にさほどに大きくなく、三十人以上のものはずくない。郷戸が聯合體である場合、その構成要素である個々の家は房戸ぼうこであるが、これらの房戸は、郷戸の戸主を系譜上の本源としているのである。しかし郷戸はさらに他の郷戸を系譜上の本源としている。これらの家々は一定の地域に集合居住して生活し、ある範圍の共同や聯關をもち、共通の祭祀に共同する。かかる家々の聯合體は社會學で「同族團」とよぶところのものである。

しかし一般的傾向としては、郷戸は、複雑な形態から單純な形態*へと推移し變化したのである。

^{*} 有賀氏は、複合家族や單一家族の聯合體たる形態から複合家族の形態へ、もしくは單一家族の聯合體たる

形態へと推移し、さらにこれが單一家族の形態に變化すると説いている（前掲書一一七頁）。

また、これらの一定の地域に居住、生活する同族團は、氏族（うぢぞく）であるが、これらの氏族は、さらに發展し、同族的系譜にしたがつて非血縁的な他の要素（ぶ）をとり入れ、より包括的な集團（廣義の氏族）を組成したと考えられる。

さて我が國最古の完備した法律である大寶、養老の律令は重婚の罪を定めているが、奈良・平安の貴族の間には古代からの一夫多妻制が依然としておこなわれ、蓄妾もおこなわれた。結婚式は女の家でとりおこなわれ、男は結婚後も、しばらくは女の家に通うのが常であつた。次に、律令にあらわれた親子の關係には、儒教の影響が強く、親權はきわめて強大であつた。祖父母・父母は子孫に對して教令懲戒をなす權利をもち、祖父母・父母の教令に背く子孫や、祖父母・父母に孝養を欠く子孫は徒二年の刑に處せられた。また法の上では許されなかつたが、實際には親が子を不孝（ふきよう）することが行われた。不孝は不興であつて、後世の勘當に相當する。かように子に對する親の權利は大きかつたが、親の子に對する愛は、現代と少しも變りがなかつた。この點については、第五節、兒童觀の項で述べる。

なお、この時代には、良民と賤民とはすべての待遇に差があつた。大寶令によれば、良民と賤民とは結婚できず、良民の男が婢めのかやつこを娶つて生んだ子は母に配つけ、良民の女が奴おのかやつこに嫁いで生んだ子はその父につけて、いづれも賤民とする規定であつたが、人性の自然に反するかような規定は、なかなか實行できず、ついに延暦八年に至つて、良民と奴婢との間に生れた子はすべて良民とすることに改められた。

また家の名を重んじ家系存続に努めるのは、古來からのわが國の慣なわしであつたが、家系を存続し祖先の祭りを絶やさぬためには、蓄妾や養子も認められた。律令では、妻を離縁しうる七つの場合(いわる「七出」)をあげているが、その第一は、無子である。但し無子と言つても、男系が重んぜられた社會であるから、子があつても女子だけの場合は、やはり無子として離婚の理由となつた。

次に「今昔物語」に出ている子が父の仇を討つ話を書いておこう。

上總守平兼忠の子の餘五將軍維茂これもちは、陸奥國にいたが、父が上總守として赴任して來たので、維茂も父に逢うために上總に來た。この維茂が連れて來た家來の中に、太郎介といつて、一年五十餘許りの男の、大きにふとりて、鬚ひげ長くきらめく怖しげ」

な男がいた。この男は若いときに、彼に無禮をした男を射殺したことがあつたが、その殺された男の子供が、いま、小侍こさぶらいとして維茂の父兼忠に仕えていたのである。維茂が來たとき、兼忠は病氣だつたので、この小侍に腰を叩かせながら、維茂に逢つたが、兼忠は太郎介を指して、お前はあの男を知っているか、と言つた。小侍が知らないと答えると兼忠は、あの男はお前の父を殺した者なのだ、まだお前は幼かつたので知らなかつたろうが、と教えた。この小侍は目に涙を浮べつつ悄然と立ち去つたが、腰刀をよく研いだから夕飯時の騒ぎにまぎれて、嚴重な警固の眼をかすめて太郎介の宿所に忍び込んだ。

そして「祖おやの敵かたきを罰うつ事は天道皆許し給ふ事也。我こよひ孝養の爲に思ひ企つるを、心にたがへず得せしめ給へ」と心に祈念しながら隠れていたが、夜がふけて人が寝しすまつた隙間に、太郎介の喉笛のどぶえを搔き切つて逃げた。朝になつて大騒ぎとなつたが、これを聞いた維茂は、かの小侍のしわざと察して父に小侍を召し出して下さいと交渉にいつた。しかしそのとき、父の兼忠は、いかにも、その小侍のしわざに違いあるまい、だがお前はその小侍を捕えて殺してしまふつもりか、それならば、

萬一この兼忠を殺した者があつて、その者をお前の家來がこの小侍のように討ち取つたとき、人がそれを咎めたとしたら、お前はその咎める男をよいと思うか。「祖の敵を罰つをば天道許し給ふ事には非ずや。」そういう男を責めるのは、自分が死んでも忌服しないためなのか、と言つてひどく叱つたので、維茂はすすごと太郎介のあとしまつをして、陸奥へ歸つた。

そしてこの話は「されば、祖の敵罰つ事は、極き兵也と云へども難有き事也、其に此男のめづらしく只一人して、さばかりの眷屬隙なく守る者を、心の如く罰ち得るは、げに天道の許し給ふ事なめりとぞ、人讃めけるとなむ語り傳へむるとや」と結んである。

この話が果して事實であるかどうかは、もちろんわからないが、この話では、事實かどうかよりも、親の仇を討つことは天道の許すところである、という思想が、はつきり現われていることの方が重要である。祖の敵をうつことは天道の許し給ふ事であるという言葉が、この話では三度も使われているが、仇討は中世に入ると、曾我兄弟をはじめとして、しきりにおこなわれるようになる。さらに近世になると、

仇討が一つの道徳的慣習となつてしまふのであるが、すでに平安時代の説話文學の代表的作品である「今昔物語」に、このような明瞭な仇討の思想があらわれていることは、後の時代との關聯の上からも注意すべきであらう。

第四節 教育と職業

わが國で學校がはじめて設けられたのは、天智天皇の二年（六六三）ということに推定されているが、その内容も年代も明かでない。だが大寶律令の中には學令というものがあり、大學および國學の規定が設けられている。これは唐の制度をまねたもので、官吏登用のための大學教育であり、門閥を主とした貴族學校であつて、これに入學を許されるものは上流社會の子弟だけであつた。また、和氣氏、藤原氏、橘氏のような有力な氏族は、それぞれ一門の子弟のために氏族本位の私學を設けたが、一般庶民に對する普通教育は全く考えられなかつた。ただ、僧空海が天長五年（八二八）に設けた綜藝種智院しゆげいしゆちんは、おそらく庶民一般に對する初等教育機關の始めであらうといわれている。だが、これとても大規模のものではなかつたと思われる。

當時、職業はすでに世襲となつていたが、一般庶民の兒童は、家にあつてその父祖の生業を見習い、やがて父祖の業を繼ぎ、さらにまたこれをその子らに傳えていつたのであつた。天武天皇の十四年(六八六)、天皇は詔して「凡そ諸もろもろの歌男うたを、歌女うため、ふえふきのひと笛吹者は、即ち己が子孫に傳へて、歌笛うたふえを習はしめよ」(日本書紀卷廿九)と曰うた。これによつて、歌、笛などの特殊な技藝の道が、各々その家の子孫に傳習せしめられたことが知られる。なお家業という語は、すでに聖德太子が製せられた「法華義疏」に用いられているが、藤原明衡が編纂した「本朝文粹」ほんちやうもんすいには、家業と同じ意味をもつ門業とか、箕裘ききゆうの業とかいう語がしばしば用いられている。

第五節 兒童觀

次に、親がその子供をどんなふうにかえ、どのように愛していたかを、二三の例について見よう。

子に對する愛情をうたつた歌人としては、第一に山上憶良を擧げなければならぬ。誰も知つてゐる例ではあるが、かれの「子等を思ふ歌」(萬葉集卷五)を見よう。

子等を思ふ歌一首

瓜食めば 子等思ほゆ 栗食めば 況してしぬばゆ 今處より 來りしもの

ぞ 眼交に もとな懸りて 安寝し爲さぬ

反 歌

銀も金も玉も何せむにまされる寶子に如かめやも

そのほか、かれは、亡き愛兒を偲んで「男子名は古日を戀ふる歌」(同卷五)のはじめに「世の人の 貴み願ふ 七種の 寶も我は 何爲むに」とも歌つてゐる。まことにかれの歌には、子に對する親の心の限りない深さが現われている。

「萬葉集」には、このほか兒に對する親の心持を表現した多くの歌が見出されるが、天平五年(七三三)、遣唐使の船が難波津から航程に上つたとき、一行に加わつたわが子を想つて、その母親が歌つた次の歌(卷九)のごときは、ひとり子に對する母性愛の純な美しさが遺憾なくあらわれている。

秋萩を 妻問ふ鹿こそ 一子に 子持たりといへ 鹿兒じもの 吾が獨子の
草枕 旅にし行けば 竹珠を 繁に貫き垂り 齋戸に 木綿取り垂でて 齋ひ

つつ 吾が思ふ吾子 眞幸くありこそ

反 歌

旅人の宿りせむ野に霜降らば吾が子羽ぐくめ天の鶴群

萬葉集の防人の歌については前にも述べたが、召されて九州の邊土へいつた防人たちは、故郷に残して來た妻子を想つて數々の歌を詠んでいる。次にその一、二を擧げよう(卷二十)。

吾等旅は旅と思ほど家にして子持ち瘦すらむ我が妻かなしも

蘆垣の隈所に立ちて吾妹子が袖もしほほに泣きしぞ思はゆ

また紀貫之は、土佐からの歸途、亡くなつた一子を事ごとに追想して「世の中におもひあれども子を戀ふる思にまさる思なきかな」(土佐日記)と歌つている。

かように、ひたすらに子に對する愛情を表現している歌のほかに

勇士の名を振ふを慕ふ歌一首并に短歌

ちちの實の 父の命、柞葉の 母の命 凡ろかに 情盡して 念ふらむ その

子なれやも 丈夫や 空しくあるべき 梓弓 末振り起し 投矢以ち 千尋射

渡し 劔刀つるぎたち 腰に取り佩きは あしひきの 八峯踏み越えやつを 差任くるさしま 情障らずこころさや
後の代の 語り繼ぐべく 名を立つべしも

反 歌

丈夫ますらなは名をし立つべし後の代の聞き繼ぐ人も語り繼ぐがね(萬葉集卷十九)

のように、子に對して 強くあれ、すべからく勇士の名を後の世に残せ、ときびしい調子で子を教え勵ましているものもすくなくない。これも親の愛の一面であろう。媼おきなの子供の有様ありさまは、冠者かむりは博打はくちの打負うちまけや、勝つ世なし、禪師ぜんじは夙まだきに夜行やかうこの好むめり、姫が心のしどけなければ、いとわびし(梁塵秘抄卷二)。

これは三人の子をもつ母が、男兒おとこの一人は博打にふけて、いつも負けてばかりおり、他の男兒は夜行を好み、女兒も心が「しどけ」ないので心を痛め、わびしいその心持を歌つたものである。なお當時は博打が流行して、博打うちがはなはだ多かつたから、博打に夢中になつて浮浪の徒になつてしまつた少年や青年も相當に多かつたであろう。

また子は親に孝養を盡すべきもの、と考えられていたことは、前に書いたように、

律令が祖父母・父母に對して孝養を欠く子孫は徒二年、と規定したことからも推察することが出来る。なお「日本靈異記」には、親不孝な子に天罰が當る話がいくつも見えている。

また、元明天皇の即位のときの宣命は、世々の天皇が慈愛を以て人民を統治する業を、親が子をいつくしむことにたとえ、「人の祖のおのが弱兒を養治す事の如く、治め賜い慈み賜い……」(續日本紀—原漢文)といつてゐる。かかる言葉からも、この時代の親たちが、その子供たちをいつくしみ育てたありさまを推しはかることが出来るであらう。

第六節 童謡と子守唄

童謡や民謡は、「日本書紀」や「萬葉集」の中に多く書かれている。だがこの時代の童謡を文字通りに幼い子供の歌と考へて、民謡と區別することはむずかしい。「日本書紀」には、しばしば童謡と書かれてゐるが、ワザ歌は、わざわい(禍)を豫告する歌、もしくは業をするときの歌、すなわち労働歌であるという。しかし子供がす

ぐおとなの歌を覚えてまねすることは、昔も今と變りはないであろうから、當時の民衆の間にうたわれたワザ歌は、子供たちの口にもものぼつたであろう。それらの歌の一例として、次に出雲振根が弟の太刀を木太刀にすりかえて撃ち殺したときの巷の歌（日本書紀卷五）を擧げよう。

八雲起つ、出雲梟帥が、佩ける太刀、黒葛多卷き、鋤なしに、あはれ

* 高木市之助「古代歌謠史論」（岩波講座「日本文學」所收）

奈良時代から平安時代中期へかけて、數多く現われた民謡である催馬樂や風俗歌には、多くの童謡が見られる。

酒を飲べて 飲べ酔うて たむとこりむぞ 參で來る よろぼひぞ 參で來る

たんなく たりゝらゝ（武田祐吉編「神樂歌・催馬樂」岩波文庫本一〇五頁）

は、酒に酔つてよろめき歩くさまを、子供が面白がつて拍子を取つて囃し立てた歌であり、

大宮の 西の小路に 漢女子産たり 眞漢女子産たり たらりや りんたな

（同一一八頁）

は、歸化人の女が産をしたのをめすらしが、つて謠つたものである。これらは催馬樂であるが、風俗歌にも童謠と認めてよい一首がある。

彼の行くは 雁か 雁ならば はれや とうとう 雁ならば 名乗ぞせまし
尙鵠なりや とうとう (同一五一頁)

また平安時代の末期に、雜藝と總稱される幾種かの謠い物が盛んに起つたが、その一種に神社で用いられる神歌がある。神歌には、世俗味に富んでいて面白いものが多いが、次に示すものは、童謠または子守唄であると思われる。

○るよ〜蜻蛉よ、片端をまいらんさて居たれ、働かで、簾篠の先に馬の尾縫合
せて、搔附けて、童冠者ばらに繰らせて遊ばせん (梁塵秘抄、岩波文庫本七七頁)。

○いざれ獨樂、鳥羽の城南寺の祭見に、我は罷らじ恐ろしや、懲り果てぬ、作り
道や四塚に、焦心る上馬の多かるに (同上)。

○舞ゑ〜蝸牛、舞はぬものならば、馬の子や牛に蹴させてん、踏破せてん、眞
に美しく舞うたらば、華の園まで遊ばせん (同七三頁)。

現代の童謠と比較して興味があるが、殊に最後の蝸牛のうたは、舞わなければ、

馬の子や牛の子に蹴とばさせ踏みわらせよう、美しく舞えば華の園に遊ばせよう、
というあたり、現代の童謡「テルテル坊主」を聯想させる。これは蝸牛かたつむりの童謡とし
ては、世界でも最も古いものの一つと言われている。

これらのほかにもなほ童謡ふうの趣のある歌としては

茨うばらこきの下したにこそ、舂いたちが笛吹き猿奏かなで、かい奏かなで、いなご鷹まるめて拍子つく、さ

て蟋蟀せりぎりすは、鉦鼓のく、好き上手よ。(同七〇頁)

などがあるが、これは小學唱歌の「虫の樂隊」の古いものだといわれている。これ
は「梁塵秘抄」その他に見えているものであるが、當時、大そうおこなわれたと見
えて、歌の名を「うばらこき」と呼ばれ、「狭衣物語ささくもの」や「堤中納言物語」のよう
な、當時の物語にも、しばしば引かれている。

降れ、ふれ、粉雪、

たまれ粉雪、垣や木の股またに。

これは平安時代の末期、鳥羽天皇が幼少の頃、雪の降るのを見て、當時の童謡を
口づからお謡いになつたと、「讚岐典侍さねきの日記」ならびに「徒然草」に記されている。

ところのものである。この中の「たまれ粉雪」を「丹波の粉雪」と書いたものがあるが、おそらく訛傳であろう。

また「萬葉集」卷十三の

三諸は 人の守る山 本邊は 馬酔木花開き 末邊は 椿花開く うら麗し山

ぞ 泣く兒守る山

は、子守唄の最も古いものと言われている。

第七節 童話と遊戯

この時代の子供たちは、どんな話を聞かされたり、覚えたり、話したりして育つたであろうか。もちろん、童話として記録され伝えられたものはないが、記紀や「萬葉集」などに現われている傳説や、「日本靈異記」や「今昔物語」などに書かれている多くの童話的な説話などから、また後の時代に傳わつた傳説や昔話などから、これを推測することは、できないことではない。

まず始めに、浦島の傳説を考えて見よう。浦島の物語は、古く「日本書紀」(雄略

天皇二十二年の條)や「丹後風土記」^{ふどき}や、また「萬葉集」卷九などを始めとして、歴代の文書に多く記され、後世の文學に著しい影響を與えている。

「日本書紀」や「丹後風土記」では、龜が婦人と化して浦島と契ることになつてゐるが、「萬葉集」にある水江浦島子の長歌では、現代の子供たちが話す浦島太郎の話に近くなつてゐる。但し浦島が龜を助けて海へ放ち、龜がその恩を浦島に返すという筋は、どれにもまだ現われていない。この恩返しの話が缺けてゐるので、浦島の話は、次に述べる動物報恩説話と區別されるのである。なお、この浦島式傳説は、臺灣の高砂族の間や琉球にもあつて、南方系統の外來の傳説だと言われている。

つぎに平安時代の初期、嵯峨天皇の御代に、大和國藥師寺の景戒きやうかいという僧が「日本靈異記」(正しくは「日本國現報善惡靈異記」という書物を書いてゐるが、この書は、佛敎的な思想で善惡應報、即ち善いことをした報い、悪いことをした報いが現實に現われるという不思議な因縁話、靈驗談などを集めたものである。この「日本靈異記」を見ると、蟹や龜などの動物が恩を返す話が數篇ある。動物の恩返しは、日本の童話傳説でいちばん古くから見えてゐる要素であると言われているが、恩を知る獸型の

説話は、日本ばかりでなく多くの國々に普遍的に存在している。**

* 高木敏雄「日本神話傳説の研究」参照。

** バーン著、岡正雄譯「民俗學概論」参照。

さて「古事記」に記されている大國主神の素戔しろうさぎの話を、「日本書紀」の彦火々出見尊と鴈の話もこの類型に屬するが、平安時代の後期に出た「今昔物語」や、もつと後の鎌倉時代のいろいろの説話集に多く書かれている動物の恩返しの話は、いずれもこの「日本靈異記」の系統に屬するものである。「今昔物語」では、話の數も多くなり、恩を返す動物の種類も増して、龜や狐や猿や蜂などになつてはいるが、そのうちでも著しいのは龜で、龜の話は、たくさん取り扱われている。

「今昔物語」の卷五は、印度の説話を取扱つた部分であるが、その中には、龜を買い取つて助けた人に、助けられた龜が洪水のあることを知らせて船の用意をさせて救い、またその洪水の際に、その龜がその人と船に乗つて狐や蛇を助け上げるが、その後この人が牢獄につながれて危難にあつたとき、龜が狐や蛇と協力してこの人を救い出す物語が出てゐる。龜は他の話にも出て來て盛んに活躍しているが、支、頭

那の部に屬する卷九に、龜の恩返しという印度の話が一つまじつてゐる。それは、父から預つていた五千兩で龜五匹を買い取つて放し、父から叱られるはしないかと、びくびくして歸つて來ると、龜の化身が早くもその金を、父のところを持つて行つて返していたという話である。

この龜の恩返しの話を全く日本化してしまつたのが、卷十九に出てゐる如无僧都の説話である。山蔭中納言は龜を買いとつて海に放したことがあつた。その後、中納言が九州に下るとき、可愛がつていた男の子を連れて行つたが、途中で繼母にあたる中納言の妻が、この子を海中に投げ入れたのを、その龜が現われて救い、また繼母のおそろしい心を夢の中で中納言に語つた。この子は成長して僧侶となり如无僧都といつたという。また同じ卷には、百濟くだらから來た僧侶が、龜四匹を買い取つて海に放したが、その後、海賊に襲われて海に飛び込んだとき、龜に救われて助かつた話も出ていて、龜が人の恩を報ずることは今に始まつたことではない。天竺（印度）、震旦（支那）から始めて日本まで斯くのごとくであると龜を讃めたたえている。この龜の報恩説話が、前に書いた浦島傳説と結びついて、浦島太郎が龜を救い、

龜が恩返しに龍宮に案内する、という後世の話になるのであるが、浦島太郎の話に龜の恩返しが結びついたのは平安時代よりも後のことである。

さて柳田國男氏の「日本の昔話」などを見ると、猿や龜や海龜や、山鳥や狐などの恩返しの話が記されている。これらの昔話は、もとより「日本靈異記」や「今昔物語」のそれとは同じではないが、動物が恩を返すという類型の話は、たといその古い形は、幾たびとなくいろいろに變えられていつたとしても、遠く上代から現代まで傳えられて來たのである。

なお、「今昔物語」の卷五は、虎の威を借る狐の話や、猿の肝をとる話など、後代に有名な説話もいろいろ見えており、イソップの動物譬喩談と同様の話も出ていて、印度の佛教説話が東西に傳わり弘まつていつた形跡を示す話に富んでいる。また動物説話に屬するものでは、勢多河の瀬で、海の鰐が上つて來て、近江の鯉と戦い、鰐が負けたという話も出ている。

子供が元氣に餘念なく遊んでいるさまを見るのは、親の大きい喜びの一つである

う。後白河法皇が自ら撰した平安時代末期の歌謠集である「梁塵秘抄」には、

遊びをせんとや生れけむ、戯れせんとや生れけん、遊ぶ子供の聲きけば、我が
身さへこそ動がるれゆゑ（岩波文庫本六六頁）。

という歌があるが、子供が無邪氣に遊び戯れるさまと、それを喜んで眺めているおとなの姿が偲ばれる。

さて、この時代の子供は、どんな遊戯をしてその幼年期・少年期を過したであろうか。もちろん遊戯といつても、その本質は複雑であつて、おとなの觀念によつて構成され且つ發達したもの、子供の觀念によつて構成され且つ發達したもの、おとなの觀念によつて發生し、しだいに子供の生活へ移つたもの、などを區別しなければならぬが、大きく別ければ、おとなの遊戯と子供の遊戯とになる。次に、この時代の子供の遊戯がどんなものであつたかを簡単に述べよう*。

* 以下、主として酒井欣「日本遊戯史」および同「日本遊戯史」（教養文庫）に據る。

奈良時代の遊戯の種類は、記録の缺乏のためあきらかでない。子供の遊戯としては、わずかに、高麗から傳つた唐獨樂こま（當時は、こまつくり、または、こまつぶりと呼ばれた）

や、う、つ、む、き、さ、い、（雙六の采を應用した遊戯）などが知られているに止まる。

平安時代に入ると、記録も多く傳わつていて、遊戯の状態は漸くあきらかになる。當時の子供の遊戯は、男兒の遊戯と女兒のそれ、現在まで傳わつているものと傳わらないもの、一般的なものと特殊なもの、というように、いろいろに區別することができるが、わたしは、玩具もしくは道具を必要とするものと必要としないものに分けて考えて見たいと思う。

玩具もしくは何かの道具を必要とするものとしては、**雛遊び**（後代の雛祭りの前身）、

十六むさし、**藏鈎**（なんこ甲乙互に碁石または小石を好きなだけつかんで、何箇何箇いくつと握り拳を出して、

双方のつかんだ石の總數めてつこす）、**紙凧**、**雀小弓**などがある。十六むさしは今では全くすたれてしまつたが、明治の末年ごろまでおこなわれていた。

子をとろく、**隠れ遊び**（隠れんぼう）、**這い馬**（おとなが背中に子供を乗せて這つて歩く）、**はしりくらべ**（かけっこ）、**木のぼり**、**雪合戦**、**雪山**や**雪佛**（現代の雪だるま）などは、何ら玩具や道具を必要としない遊戯である。すまい草の花莖をぬきとつて、**松葉きり**のように、**花首**をひっかけあつて切り合う遊びや、**ぼうづきや**、**印地**（いんぢ毎年五月五日、

定期的におこなわれ、二つの群に分かれて石を投げ合う)、いしなどり擲石(後世のお手玉の前身)なども、簡単に得られる植物や石を材料とする遊びだから、この種類に入れてよいであろう。

雑遊びなどは、道具を必要とするだけ、上、中流の家の子に限られる傾向があつたが、隠れ遊び、はしりくらべ、木のぼりなどは、からだ一つで誰にでもできるので、それだけ民衆的・一般的であつた。

なお子供の遊戯は、おとなの信仰行事の摸倣から始まつている場合が多く、現在おこなわれている子供の遊戯(たとえば、かごめく、東京の樽御輿など)も、しばしば以前の信仰行事のおもかげを傳えている、とは柳田國男氏の説であるが、今はこの問題には觸れない*。

* 柳田國男「小さき者の聲」九、一三、一五―一八頁。

以上わたしは、上代の児童について、その生活を概観した。社會の多數を占めた庶民階級の子供たちが苦しい生活を送つていたこと、子にたいする親の権力が大きかつたこと、職業がすでに世襲であつたことなどを、讀者はすでに知られたであらう。

第四編 中 世

ここで中世というのは、鎌倉時代から南北朝時代、室町時代を経て安土桃山時代に至る四百二十年間（一一八四—一六〇二）であつて、一般に武家時代と呼ばれ、また社會組織の上からは、封建制度の時代といわれている。

前に平安時代の中頃から、地方で武士が勃興して來たことを述べたが、これらの武士は、はじめは中央の貴族、いわゆる權門勢家けんもんせいに臣従してその保護を仰いでいたが、時勢の回轉は、權門勢家に代つてこれらの武士の保護者たるべき源平二氏の武家を生み出した。源平二氏もはじめは藤原氏の家禮けらいとなつていたのであるが、地方の武士と緊密な主従關係を結んで、しだいに抜くべからざる勢力を養うと共に、自己の力を自覺するにいたつた。かくて保元、平治の二亂を轉機として、貴族支配の社會は姿を消し、武士支配の社會、いわゆる「武者の世」むさしのよ（愚管抄）が出現した。

平氏との争いに勝つた源賴朝は鎌倉に幕府を開いて將軍となり、純然たる武家政

治をはじめると共に、いわゆる封建制度を確立した。元來、封建制度は、將軍を中心として成立し、將軍は部下の武士（諸侯）に土地を領地として與え、武士は將軍から土地の封與を受け、この土地および領内の人民をおさめると共に、將軍に對して生命をなげうつて忠勤を勵むのである。かように主従の人的結合と土地の授受とは、封建制度の欠くことのできない要素であるが、この場合、領域内の人民は、臣下として諸侯に服従してその生業を營む。そして諸侯の下には、さらにその家臣があつて、同様に諸侯から一定の土地を封與され、その封土、人民をおさめると共に諸侯に忠勤をつくす。かように封建制度は上下に重なり合つた主従關係と土地關係とによつて組織されるところのものである*。

* 内田銀藏「近世の日本」五五頁、瀧本誠一「日本經濟史」四頁、本庄榮治郎「日本社會史」（改造選書）八九—九〇頁。

鎌倉時代においては、將軍から土地を封與されたのは、將軍直屬の臣たる御家人ごけにんであり、これが武家社會の中核をかたちづくつた。

さて鎌倉時代以後において、社會を組織した重要な階級はおよそ五つに區別する

ことができる。武士、公家、僧侶、神人、庶民、賤民がそれである。

武士は貴族に代つた新興支配階級であつて、この時代の社會の中堅である。公家は皇室を中心として、これをとりかこむ貴族の一團であるが、すでに國家政治上の實權を失つていた。つぎに僧侶・神人は、中世において有形無形の大きな勢力を蓄えていた社寺に屬し、その實力は武士に次ぐものがあつた。つぎに庶民は凡下、地下、土民とも呼ばれ、農民や商人、職人などがこれに屬した。さらにその下に、從者、所従、下人、奴婢、雜人などとよばれる賤民があつたが、これらの賤民は賣買、質入を許され、主人はこれを殺してもとがめられなかつた。^{*}

さて、この時代の子供の生活はどんなであつたらうか。

* 櫻井庄太郎「日本封建社會史」三十四頁および一十四章、瀧川政次郎「日本社會史」第三編、本庄榮治郎「日本社會史」(改造選書)九五頁以下参照。

第一節 家族と親子

中世の軍記物語などには、一家、一門、一族、家門などという言葉がしばしば

使われている。これらはすべて同じ意味の言葉であるが、前編で述べた同族團的な意識をあらわすものである。この一家、一門の首長を一門の家督、家門の棟梁と言ひ、家督に統率される一家、一門の人々を一門の輩などと言つたが、家督は、戦時には一門の輩を率いて出陣し、平時にも、一門の人々を指揮して種々の公役を勤めたのである。

封建社會に入ると、婚約は専ら親の意思によつておこなわれ、婚姻當事者の意思は殆ど顧みられないようになった。政略結婚もしばしばおこなわれたから、政治的な野心に燃える父の犠牲となつて、人質としての嫁となり、敵の家の息子を夫としなければならぬ娘も少なくなつた。

さて婚姻は、元服してからできないのが一般の慣習であつた。元服は男兒が子供の域を脱して成人となつたことを表わす儀式で、古くからおこなわれたが、中世では、武家では烏帽子を用い、加冠の人を烏帽子親、冠者を烏帽子子と言つた。元服の年齢は、身分によつて異り、普通、攝關家の子息は五、六歳、將軍家の子息は八、九歳、武士は十歳から十五、六歳の間に元服したというが、必ずしも一定して

はいなかつた。源實朝は十二歳、北條時宗は七歳、武田信玄は十六歳で元服した。また加藤清正が元服して虎之助と稱したのも十五歳の時であつた。

妻の地位は、鎌倉時代では、まだ高かつたが、室町時代になると著しく低下し、夫婦の關係は、封建的な主従の關係に準じて考えられるようになった。それと共に應仁の亂後、戦勝に驕つた武士が色慾をほしいままにするに及んで「腹は借り物」の思想が生れ、女性は一に子供を得るための道具と考えられるようになった。

中世においては、親の権力は前代より一そう強くなつた。したがつて親に對して子は從順でなければならなかつたし、親子の間の争いは子の敗に歸せしめるのが原則であつた。また饑饉のような特殊の場合には、父母がその子を賣ることさえ默認されたのである。^{*}中世の武家法では、父祖はまた、その教えや命令にそむく子孫を義絶——前代の不孝、近世の勘當に相當する——する權利を認められていた。また、この權利は、主君の權威をもつてしてもうごかすことができなかつた。^{**}

* 櫻井庄太郎「日本封建社會史」第四章、庶民の生活と奴婢、參照。

** 瀧川政次郎「日本家族史——明治以前——」（「家族制度全集」所收）一八三—一四頁。

父祖から義絶された子孫は、父祖と同居することを許されず、家督相續および遺産相續の權利を失つた。またこの時代は縁座えんざという制度があつて、罪を犯した者があると犯人自身はもとより、犯罪と直接には何の關係もない親族にも一定の刑罰を科したから、子孫が罪を犯した場合、父祖は子を義絶して縁座から免れた。反對に父祖が罪を犯した場合、義絶された子孫は父祖の罪に縁座する責めを免れることができた。

武士の社會では家名が重んぜられ、祖先以來の家の名を繼ぐという思想が強かつた。^{*}家督を相續する者は嫡出長子にきまつていたが、男子がない場合には養子をした。男子があつても、懦弱な者はこれを廢し、然るべき人物を選んで養子とし、これに家督を譲つてもさしつかえなかつた。養子は近親から選ぶのが原則であつたが、適當の人がないときは、他の家から養子を迎へることも許されていた。養子縁組は養父と實父との約束によつて成立した。

^{*} 櫻井庄太郎「日本封建社會意識論」第三編、名と一分、參照。

また、父が生前に家督を子に譲つて隱遁する、いわゆる隱居が、この時代から始

まつた。隱居の年齢については定まつた慣習はなかつたが、七十歳前後が普通であつたようである。

なお、この時代においては乳母めのととその夫、およびその子（乳母子めのとご）が大きな役割を演じている。一般に武將の家における乳母は、累代郎等たりし者の兒女である。したがつて主君の子に對し、乳母としての情愛のほか、自分の親兄弟が仕えて來たその主君の子であるという特殊の結びつきを持ち、主君の子を献身的に養育した。^{*}本會義仲を育てた中原兼遠は義仲の乳母の夫であり、今井四郎兼平は義仲の乳母子、佐藤嗣信は義經の乳母子であつた。乳母とその夫、その子が、主君の子に献身的に奉仕した例はすくなくない。

^{*} 原勝郎「日本中世史の研究」八七頁および和辻哲郎「献身の道德とその傳統」（岩波講座「倫理學」第三册所收）一四—一五頁。

要するに中世封建社會は、父祖中心の社會であつて、子の地位はすこぶる低かつた。

第二節 武士の子とその生活

中世は泰平な近世にくらべれば、戦亂の多い時代であつた。平穩な時が續くこともあつたが、大小さまざまな戦闘がしばしば各地で繰り返された。武士と農民とはつきり分れたのは、中世の末——殊に秀吉の刀狩による——といわれているが、中世においては、武士といつてもその大部分は、平時は農耕に従事し、事ある場合に武器をとつて起つたに過ぎなかつたのである。だが武士の主な仕事は、なんといつても戦闘であつた。殊に武士は主従固く相結び、戦場においては生死を共にした。そして戦場に臨むにあつては、一門の首長である家督が指揮官となり、一門の輩やからがこれに屬して出陣し、この一門一族が軍隊編制の單位となつた。しかも主従の關係は、親から子へ、子から孫へと繼續し、親の主君は子にとつても主君であつた。また親子は一世、夫婦は二世であるが、主従は三世と考えられて最も重視された。それゆゑ武士の子は幼い時から主君に仕え、弓を射、馬に乗ることを習い覚え、事ある時は、父祖、兄弟、一族と共に戦場に出た。富士川の戦のとき、齋藤實盛が

大將維盛の問いに答えて坂東武者の勇敢を説き、軍いくさはまた親も討たれよ、子も討たれよ、死ぬれば乗り越え、乗りこえ戦うと言つたと「平家物語」巻第五に書かれてい
るが、戦場ではそのような状態もあつたであろう。悪源太義平は十五歳、頼朝は十
三歳で戦場に出で、伊達政宗は、天文十三年十九歳のとき、二本松の城主二本松義
繼を討つて、父輝宗の仇を報じた。

戦に敗れた場合、子が親に殉じ、親が手ずから愛兒の生命を絶すこともめずらし
いことではなかつた。また戦に勝つた者は、敵の子供を探し出して殺し、その血統
を絶やそうとした。

またこの時代に入つてからは、政略結婚がしきりにおこなわれたが、それと共に、
家族を人質におくことも、しばしば繰り返された。頼朝と木曾義仲とが不和になつ
たとき、頼朝は義仲を討とうとしたが、義仲は平氏を滅す前に頼朝と戦うことを欲
しなかつたので、子の義高を人質として鎌倉に遣わした。頼朝は娘の大姫を義高の
許嫁にしたが、義仲が敗死すると、三箇月後に義高を殺してしまつた。家康が幼時、
今川義元の許に人質の生活を送つたことは、よく知られている。

前に書いたように、親權が強大であつたこの時代では、親は子に對して絶對であつたから、親に對する子の道徳は、特に嚴重に遵奉されなければならなかつた。それ故「孝」が重んぜられ、また、子が親の仇を討つ、いわゆる敵討が漸くしきりにおこなわれるようになった。わが國では、敵討という觀念は古くからあつて、「日本書紀」の中にも、父の讐はともに天を戴かずという支那から傳つた諺が記されているが、南北朝時代から室町時代へかけての文學には、復讐を題材としたものが、かなり多く見出される。

「曾我物語」は曾我兄弟の復讐を、史實と空想を交えて書いたものであるが、當時の人々に深い感動を與え、また後の國文學に非常な感化を及ぼした*。また謡曲では曾我兄弟を題材とした元服曾我・小袖曾我・夜討曾我・十番斬・禪師曾我・伏木曾我などのいわゆる曾我物が作られたが、そのほか、その當時における復讐の事實を劇化したと認められるものに「放下僧ほうかぞう」と「望月」の二作がある。「放下僧」は兄弟二人で親の仇を討ち、「望月」は子が母と共に舊臣の助けを得て、父の仇を報ずる

という筋で、いずれも、その當時の曲藝を演じながら、敵にゆだんさせて討つという趣向である。「放下僧」の中にある「親の敵を討たぬ者は不孝ふけうの由を申し候」という言葉は、當時の復讐思想を明瞭に示すものである。また「太平記」には、阿新くまわか丸の復讐が記され、お伽草子の中にも、「曾我物語」の流れを引く「あきみち物語」などの復讐譚がある。

* 和辻哲郎博士は「曾我物語」の作者は復讐を是認し、復讐を孝としていたのではなく、親に對し、子が生
活を仇討のために捧げるといふ猷身の道徳を重視しているのだと説いている（「猷身の道徳とその傳統」—
岩波講座「倫理學」第三冊所收、八三—八六頁）。

次に、武士の子が遠く海外に使いして、りつばに使命を果たした輝かしい事實をここに書き添えておこう。それは中世の末のことであつた。天文十二年（一五四三）フランシスコ・ザビエルがはじめて薩摩に上陸して切支丹の信仰を傳えてから、切支丹は次第に九州、中國から京都附近にひろがつたが、諸侯の中でも大友宗麟、有馬晴信、大村純忠、黒田如水、小西行長などは熱心な信者であつた。豊後の府内（現在の大分市）、肥前の大村、有馬および平戸、肥後の天草などでは殊に切支丹が盛大を極

めたが、大村純忠の如きは長崎およびその一帯を切支丹（耶蘇會）に寄附するまでに至つた。天正七年、日本における布教状態を視察するために來朝したワリニヤール A. Valignani はその盛況を見、耶蘇會の功績をヨーロッパに示そうとして同十年（一五八三）、大友、有馬、大村の三侯に勧め、伊東ドム・マンシヨ（大友宗麟の從弟）、千々石ドム・ミゲル（大村純忠の甥、有馬晴信の從弟）を正使、中浦ジュリアン、原マルチノを副使としてローマに派遣させた。かれらはいづれも十代（十五歳ないし十八歳）であつたが、ワリニヤールの先導で長崎を發し、途中、^{まかお}媽港、コチン、ゴアなどで風待ちのため數箇月滞在する間に、切支丹の教義や語學などを學び、二年半航海の後、天正十二年七月ポルトガルのリスボンに着いた。それからイスパニアのマドリッドへいつて國王フィリップ二世に謁し、翌年ローマに入つてグレゴリオ十三世に謁したが至るところで大歓迎を受け、フィリップ二世の如きは自ら彼等の宿所を訪問し、ローマの入城式には文武官、僧侶および各國使臣らが儀仗兵と共にかれらに隨つた。法王はまもなく亡くなつたため、つぎに立たれたシキスタス五世の即位式に列し、ローマの市民權とパトリシアン貴族の稱號を授けられて歸途に

つき、ヴェネチア、ミラノ、ゼノア、マドリッド等を経て天正十四年ヨーロッパを辭し、同十八年に歸國した。かれらはその間ヴェネチアの學校で語學を學んだのをはじめ、いろいろの學問を勉強したのであつた。

前後實に八年半、國を出た時は少年であつたが、歸つた時はりつぱな男になつていた。少年の身で故國を後にして遠くヨーロッパに使いし、ヨーロッパ各國の公使の集まつているローマの法王廳で、りつぱに使命を果たしたかれらの意氣は賞讃に値いする。

第三節 武士の家訓にあらわれた親子

中世および近世を通じて、武士がその子孫のために書き残した訓誡で一般に家訓かこんと呼ばれているものがある。*中世のものでは、古くは北條泰時の弟で鎌倉幕府の執權連署であつた北條重時が書いた「平重時家訓」や、室町幕府の管領斯波義將が子孫のために書いた「竹馬抄ちくばしやう」などがあり、戰國時代では、朝倉敏景、北條早雲、武田信玄、毛利元就などの群雄がそれぞれの家訓を書き残している。これらの家訓の

多くは、肉親あるいは繼嗣に對して訓誡の條々を書きしるしたものであるが、そのほか家訓には、家の訓誡として殘され守られたものや、家臣一般の守るべき掟での性質をもつものがある。

* 家訓の社會的な性格や、家訓にあらわれた社會意識については、櫻井庄太郎「武士階級に於ける主從關係意識の考察」(「社會學徒」九卷十一號)及び「近世の武士の家訓と主從關係意識」(同十三卷一號)參照。

これらの家訓は、多く武士階級の最上層に屬する人々によつて書かれてゐるが、當時の武士が子孫に何を訓誡し、何を求めたか、また親は子をどんなふうに見てゐたかがよくわかつて興味が深い。

そしてこれらの家訓では、主君の恩を忘却せぬこと、從者の忠不忠を見別け、その忠不忠に相應する賞罰を與うべきこと、名(名譽、體面)を重んずべきこと、身の分際を知つて欲を慎むべきことなどが記されているが、親に對して孝を専らにすべきことを教え、不孝を戒めているものは、すこぶる多い。北條重時は、その家訓で、親の教訓をば、かりそめにも違えてはならない。どんな人の親でも、わが子悪しかれと思う人があるだろうか。悪い子を見て歎く親の心はどんなに憂いものであ

ろうか。また、よい子を見て喜ぶ親の心は、どんなにうれしいであろうか。たとえ親の言うたことがひがごとくであろうとも、年老つた親が何かいう時は、よくよく心をしずめて聞くべきであると述べ、斯波義將は「竹馬抄」の中で、子は他人のよい眞似をするよりは、悪い親のまねをすべきである、とさえ説いている。

なお「竹馬抄」の中で義將は、弓箭ゆみやとり（武士のこと）は、わが身のことは申すにおよばず、子孫の名を思つてふるまうべきである、と言つてゐるが、かれら武士にあつては、名は單なる自己一身の名ではなかつた。かれらは常に、家の名、祖先の名、子孫の名を一體として考えていたのであつた。

毛利元就が、隆元、元春、隆景の三子を誡めた話は人のよく知るところであるが、「毛利元就遺誡」には、兄弟が協同一致して毛利の家を繁榮せしめよ、と繰り返して説かれてゐる。

第四節 庶民の子どもの生活

前にも説いたように、中世は戦亂の多かつた時代であり、また武士が社會を支配

した時代であるから、一般の民衆は、しばしば戦亂のそばづえを食わされたり、武士の横暴に惱まされたりした。

この時代の武士は概して粗野で教養が低かつたから、その横暴は、かなりひどかつた。^{*}かれらは自己の支配圏内の農民に重い税を課し、あるいは農民の田畠資財を横領し、また農民を私用に召使つて農事を妨げたりした。かような状態であつたから、庶民の子供たちが、どんなにおびやかされたか、またその生活がどんなにみじめであつたかは、想像するに難くない。領主の横暴に耐えかねて、百姓が逃亡する場合もあつたが、かような時、領主らの中には、百姓の妻子を抑留してこれを譜代の従者のように召使う者もあつた。また百姓の子息や召使を自己の奴婢であると偽り稱して、永く服仕させることもおこなわれた。かような武士の壓制の下に、農民たちは、「泣く子と地頭」には勝てず、黙々と忍従の生活を營んだのであるが、農民の家庭では子供たちも重要な働き手であつた。殊に娘たちは母を助けて、衣食住の世話はもちろん、男子と同じように耕作にも従事したであろう。しかも領主たちはこれらの大切な働き手である農民の子供たちを、種々の口實のもとに勝手に抑留し

て召し使つたりなどしたのである。

* 櫻井庄太郎「日本封建社會史」第二章、武士の農民搾取、参照。

西行法師の歌集「山家集」さんかしゅうを見ると、西行が中國から四國へ渡るとき、澁川のうらたという所で幼い子どもがあまた物を拾っているのを見たので、尋ねると、つみというものを拾っているのだと答えたので、「下りたちてうらたに拾ふ海人あまの子はつみより罪を習ふなりけり」と詠んだと書かれている。このつみというのは何かよくわからないが、貧しい漁民の間では、おそらく幼い子供たちまでが働かされていたのであろう。

次に、兒童史の立場から、特に注意をひかれるのは、この時代において盛んに行われた人身賣買（特に小兒賣買）と誘拐である。*安壽、津志王丸の姉弟がかどわかされ、由良の湊の山椒太夫がこれを買ひ取つて酷使した話はひろく知られているが、この説話が成立したのは鎌倉時代の末であるといわれている。かような説話が成立し、傳わつたことは、當時、誘拐や人身賣買が盛んに行われていたことを立證するものである。朝廷や幕府では、しきりに禁令を發布したが、なかなか根絶すること

ができなかつた。鎌倉幕府の法令——「新編追加」八五條、一二七條——には、違反者の顔に火印を捺せ、と規定したもののさえある。しかも幕府は、餓饉などの場合には、やむを得ない事實として消極的な是認をさえ與えたのであつた。

人身賣買は當時の言葉では、人賣、人商、人倫賣買と言ひ、これを業とする者を人商人ひとあきびとまたは人買ひとかいと呼んだ。人身賣買は、すでに平安時代の末期から行われていたが、鎌倉時代の中頃の説話集である「沙石集」しやしきしゆう（僧無住の作）にも、餓饉の時、貧しい孝子が身を賣つてその金を母に與え、人商人に伴われて東あづまの方へ下つてゆく次のような哀れな話が書かれている。

文永年間のこと、久しいひでりのために饑饉になり、殊に美濃尾張では餓死する者が多かつた。この時、美濃の國に貧しい母子があつたが、子は身を賣つて母の飢えを救おうと思ひ、母の承諾を求めたけれども、母は、死ぬなら同じ所で手をつなぎ頭をならべて死のう、いつまで永らえる世でもないのに、生きながら離れるのは口惜しいといつて許さなかつた。しかし子は強いて身を賣り、その價を母に與えて泣く泣く別れてあづまの方へいつた。かくて人商人に連れられて三河の國やはら矢作の宿

に着いたが、人の問いに答えて「又再び母の姿を見ずして、東の奥の山の奥、野の末にかさすらひ行きて、夕の煙朝の露と消て、又母を見ずして止みなん」と泣いて語つたので、見きく人、袖をしぼらぬ者はなかつた。

また室町時代の代表的な文學作品の一種である謠曲には、櫻川、角田川、三井寺、自然居士など人身賣買に取材したものが多いが、「櫻川」では、櫻子という子供が母の貧を救うために、自ら人商人に身を賣つて東國へ下り、母は悲しみの餘り、狂氣して後を慕つて東國へ迷いゆくことが描かれている。「角田川」は、ひとり子を人商人に誘拐された母が、都からはるばる東國の角田川のひとりまで子をたずねてゆくと、たずねる子は一年前に、その角田川のほとりで旅のつかれで發病し、残酷な人商人から捨てられて、遂にそこで、はかなく亡くなつてしまつたと渡し守りから聞かされる、悲しみに沈んだ母が子の墓の前で、涙ながらに念佛を唱えんと子のまぼろしが現われる、という筋であるが、ひとり子を失つた母の悲しみは、觀る者の胸に迫るように描かれている。

* 和田萬吉「略人を題とせる謠曲」(國語と國文學、二卷十二號)

かように、誘拐や人身賣買が盛んに行われた時代であるから、親子、夫婦、主従が再會する話が歓迎された。謡曲には、かかる再會を題材にしたものが多いが、その中の親子の再會を取扱つたものについて言えば、母と子の再會には、前に述べた櫻川、角田川、三井寺および百萬があり、父と子の再會には、誘拐されて見えなくなつた一人子に、もしやめぐり逢うかと、信濃の園原に土賊刈となつていた父が、旅僧に伴われて來た我が子に再會した「土賊」、天狗にさらわれた子に清水寺でめぐり逢う「花月」、そのほか丹後物狂、弱法師、歌占、刈萱、唐船などがある。また親子夫婦の再會を取扱つたものに「鳥追舟」、主従父子の再會を取扱つたものに「土車」がある。

かように、かどわかされたり賣られたりした哀れな子供たちの多くは、庶民の子弟であつたであろう。また「北條九代記」や前記の「沙石集」などには、重い年貢を納められない民が、妻子を賣り家財を盡して、ようやく償つたことが記されている。そして、かように賣買された者は、おそろく奴婢として酷使されたのではないかと思われる。

x
さて庶民の子供たちに對して、どのような保護救濟の手がさしのべられていたであらうか。もちろん、兒童保護の事業が充分になされたということはできないが、すくないながらも、注目すべき事實もないではない。^{*}

^{*} 以下、主として辻善之助編「慈善救濟史料」、社會事業研究所編「社會事業大年表」に據る。

中世においては、一般に社會事業は、皇室、幕府および民間の宗教家によつてなされたが、兒童保護の事業も、佛教徒や天主教徒によつて行われた。聖徳太子が悲田院を設けて、寄るべなき貧窮孤獨の者を收容して養われたことは第二編で述べたが、太子の精神をうけついで悲田院を營む者はこの時代にも絶えなかつた。鎌倉時代では、良觀（忍性菩薩）は永仁二年、四天王寺に悲田・敬田二院の復興を計り、南北朝時代に入つてからは、興國三年、京都に東悲田院が建てられ、弘和元年には僧元聖が京都に悲田院を設けた。またこの時代の僧、無文元選も、敬田・悲田二院を設立した。くだつて天文年間には、僧恩阿は和泉堺の十萬寺に住んで貧病者を救い、世にその寺を悲田院と稱した。

また鎌倉幕府は、弘長元年、病者、孤兒、死屍を路邊に棄てることを禁じ、室町時代初期の僧、周仲は棄兒を養育した。

さて豊臣秀吉の頃、比叡山に全宗という僧があつた。後、醫を曲直瀬正慶まながせに學び、秀吉に仕えて寵を受け、常にその左右に侍していたが、奈良時代の施藥院が、その後、久しくすたれているのを慨き、秀吉に奏してこれを復興し、施藥院使に任せられた。全宗の養子の丹波秀隆も秀吉の恩遇を受け、天正十四年正月、施藥院使に補され、その後、子孫相承けてこれに任せられた。

また弘治二年頃、ポルトガルの商人で、わが國で耶蘇會に入つたグルメーダは、切支丹大名大友宗麟の府内に貧民病院を興した。

室町時代の頃、下剋上の風潮が盛んになつて土一揆どいつきとよばれる土民の鬭争が頻發したが、文明十七・八年の山城國一揆においては、國中の十五・六歳から六十歳までの者を召集して議會を開き、武士と鬭争してこれを屈服させた*。かような際に、十五・六歳の少年までが一揆に参加して活動していることは注意すべき事實であろう。

第五節 寺院の教育的活動とキリシタンの學校

教育については、詳しくは日本教育史に關する多くの著述に譲るが、きわめて簡単に觸れておきたい。

中世の教育で特に注意しなければならないのは社寺である。中世においては、社寺は強大な勢力をもつていた。社寺は前代からの傳統的な特權と、武家のあらたな信仰とによつて、殊に社寺に一種の治外法權を認める慣習が成立したため、一大王國的存在となつた。社寺は、當時の人々の精神生活を支配すると共に、強大な特權と豊かな財力とによつて經濟的な活動を營み、ことに金融機關として、庶民に對して大きな力をもつていた。また常に、學問や和歌、習字その他、文化の苗床となつた。寺院が、果した教育的な機能のうちで特に重要なものは、寺院が僧侶ばかりでなく武士や庶民のための教育機關となり、僧侶が教師として働いたことである。寺院における俗人の教育は主として、年少者に對する初步的なまた基礎的な教養をめざし

て行われた。^{*}

* 中世の社寺については、平泉澄「中世に於ける社寺と社會の關係」、櫻井庄太郎「日本封建社會史」第三章
社寺・僧侶の活躍、參照。

中世においては、寺院に入學して、寺で初等教育を受けることが一般の慣習であった。太田道灌は九歳のとき、鎌倉の五山に學び、織田信長は十三歳のとき、名古屋の天主坊で學び、上杉謙信は七歳のとき、林泉寺に入つて學問したという。また謠曲の「丹後物狂」や「仲光」、また狂言の「以呂波」(後述參照)などを見ても、兒童が寺に入つて學ぶ中世の風習がよくわかる。當時、寺院へ入學する兒童は十歳から十五歳までの者が多かつた。

かように中世では、寺院が學校であつて、寺院は、僧侶のみならず、武人、庶民の教育にもあたつていたから、この學校を「てら」と言い、寺に學ぶ學童を「てらこ」と呼び、入學を「てらいり」といつた。近世になつてから寺で學ぶことが次第にすたれたが、「てら」「てらこ」「てらいり」という言葉はそのまま用いられた。これらの言葉が近世までひろく用いられたことから、中世における寺院の教育上の

活動が廣く、また根柢の深いものであつたことがわかる。だが寺院へ入學するのは、武士の子が多く、庶民の子はきわめて少かつたようである。寺入りした子供は兒と呼べれ、僧侶見習の子供と一緒に、主として手習をしていた。狂言の「名取川」を見ると、比叡山に登つて受戒した僧が、歸途、或る寺へ立ち寄り、大兒と小兒が手習をしているのを見たとき記されている。

また武家では、古くは、家人のうち才能あるものを選んでこれに教育を托したようである。すなわち夫は文武の教育にあたり、妻は乳母としてつかえたのであるが、社會が複雑になるにしたがつて、寺が教育機關となつた。乳母夫婦がわが子以上に主君の子を愛して育てたことについては前に述べた。

室町時代中期になると、貨幣經濟の著しい進出や生産力の發展などによつて商取引が擴大し、商人の地位が向上したので、必然的に算用と文字とが必要になつた。この時代には算術の塾が大都市に見えはじめ、村落においてさえも、文字ある僧侶を雇つて村の書き役に使うと共に、子供に手習を教えさせた地方があつた。これが、後に近世に入つてから、庶民教育機關として普及したいわゆる「寺子屋」の起原で

あるという。

また多少、字の素養のある親は、子供にイロハなどを教えたであろう。狂言「以呂波」では、親が子にイロハを教えている。

父「これは此邊りの者で御座る。忰もやうく成人致したによつて。寺へ上せて手習をさせうと存する。……そちもやうく成人したによつて。寺へ上せて手習をさせうと思ふが何とあらう。子「それは兎も角も御座る。……親「……爰に高野の弘法の作りおかれた四十八字のいろはがある。……それを教へてやらうといふ事じや。子「それは忰う御座る。教へて下され。親「寺へ行くと云うても。いろは程の事を知らないではなるまい。まづ讀みから教へうものといふ事ぢや。いろはにはへとちりぬるをわかやまけふこえてゑひもせず京と云ふ事ぢや。子「其様に立板に水を流すやうに仰せられては覺えられませぬ。年寄りの坂を登るやうに。ほくりくと一字づつ教へて下され……（野々村戒三編「狂言全集」に據る）

なおキリスト教の傳播にともない、キリスト教的文化がひろくわが國に廣まつた

が、キリスト教的教育をほどこす學校も各地に建てられた。すなわち、肥前の切支丹大名有馬氏は、藩士ならびに庶民の子弟に、キリスト教的普通教育を施す學校 *Seminarium* を建て、織田信長は、宣教師ワリニヤトーニ(伊東ドム・マンシヨラの少年使節をローマに案内した人である) から有馬にあるが如き學校を建てるように勧められて、天正九年、近江の安土に土地を興えて一校を建てさせ、身分の高い士人の子弟二十五人をこれに托した。信長がこの學校を見に來たとき、日向の飢肥おびの城主伊東義益の二男ドム・ゼロームが洋樂を奏し、信長はこれを聽いて大いに喜んだという。その後この種の學校は、諸國にかなり多く設けられたと想像されるが、江戸時代に入つて、島原の亂後、鎖國令の實施によつて、耶蘇教の禁壓と共に、その跡を絶つてしまつた。

なおキリシタンの教育について岡田章雄氏は、

「キリスト教が、布教の一つの手段として寺子屋の方法をそのままとりいれ、信者の子弟を集めて、教義や祈禱オラシヨを教えたり讚美歌を習わせたりするほかに、讀み書きを授けたことは興味ふかい事實である。主として九州地方のことであるが、

永祿六年（一五六三年）の宣教師の報告によれば、横瀬浦の會堂では、異教徒つまり信者でない人々の子弟にも文字を教え、そしてその親たちの好意を得ることを計つたという。キリシタンの信仰が庶民の生活の中に深く根をおろしたのは、むしろこの種の初等教育の力にまつところが多かつたようにも思われる。」
と言つてゐる。^{*}

^{*} 岡田章雄「キリシタンの寺子屋」（東京朝日新聞、昭和十六年六月二十二日）

次に、教科書としては、「千字文」、「和漢朗詠集」、「實語教」のように、前代から繼承したのもあつたが、中世になつて作られたものに、「庭訓往來」、「ていきん消息往來」などのいわゆる往來物がある。そのほか「童子教」、「今川狀」などが用いられ、「源氏物語」、「小倉百人一首」、「貞永式目」なども廣く使われた。なおこれらの「往來物」の内容は、各種の常識から、有職故實、佛事などにわたつてゐる。

第六節 職業の世襲と一子相傳

中世になつてから、職業世襲の傾向は一そう強くなつていつた。

鎌倉時代には、すでに京都、鎌倉その他の都市に、専門的な手工業者がいたが、かれらは幕府や社寺や權門・領主けんもんの御用職人として特殊な地位をもつていた。かように社寺や權門・領主と關係をもつた手工業者は、一定の區域内で獨占的な營業權をもつようになり、また製品を販賣するためにも、いろいろな特權や特典を認められるようになった。かような特權が基となつて、鎌倉時代の末には、座と呼ばれる一種の同業組合があらわれ、室町時代になるといよいよ發展した。

中世では、はじめ商と工とは、はつきり分れていなかつたが、時代の進むにつれて手工業者の中から商人に轉化するものを生じた。これらの商人の間でも、權門・領主と特殊な關係を結んで、いろいろな特權や特典を得ることが行われるようになり、中世の後半期になると、この關係は一そう發達して商業者の座の組織となつて現われたのである。そして商・工いづれの座も、その員數は一定しており、その權利は世襲された。

この職業世襲の傾向は、すべての藝道においてもいちじるしかつた。この頃は、一子相傳などと言つて、自己の藝道を繼承する者以外には、技法の眞義を妄りに人

に傳えることをしなかつた。

和歌について見れば、俊成、定家、爲家と三代つづいて勅撰集を撰んだことがもとなつて、歌道が一軒の家に歸してしまい、定家卿の規則だといつて、こういう言葉を使つてはならぬ、こんな句はいけない、というように、一定の法式ができ、またつまらないことを祕事祕傳、一子相傳などと言ひ、歌というものは全く生命のないものとなつてしまつた。

また能樂を大成した天才的な藝術家である世阿彌ぜあみ元清は、すぐれた能樂理論を書きのこしているが、それらはすべて祕書として書かれ、藝道の繼承者以外には堅く他見を禁じて、長い間祕密に保存されたのであつた。世阿彌はさすがに「タトヒ、一子タリトイフトモ、無器量ノモノニハ傳フベカラズ」と言ひ、「家、家ニアラズ、續クヲモテ家トス。人、人ニアラズ、知ルヲモテ人トス」(花傳書、別紙口傳)というりっぱな信念をもつていた。^{*}しかし凡庸な人々の間では、すいぶんつまらないことまでが祕事祕傳とされ、一子相傳というようなことも嚴重に勵行されたようである。

* 野上豊一郎「世阿彌元清」一八二、二三七—二三八頁參照。

學問においても同じであつて、平安時代の末からこの時代へかけて、専門として學問を傳える家を生じ、萬事、師傳を尊んで少しも新機軸を出さず、師家はことさらに祕傳を設けて、その道の深遠を裝うことを努めた。かようなふうは、和歌、蹴鞠の諸藝能はもとより、次の時代になつて盛んになつた武藝にも及び、それぞれ流派を立てて分立した。

かように中世の子供たちは、特權をもつ家に生れた恵まれた者はもちろん、そうでないものも、その多くは、親の職業を覺えてその後を繼いでいつたのであつた。

第七節 童話の階級性

中世に入ると、童話の種類は大そう豊富になる。現代の子供が喜んで聞く童話の舌切雀や、花咲爺、一寸法師などは、この時代に現われ、あるいはこの時代にその起原をもつてゐる。

鎌倉時代の説話集である「宇治拾遺物語」には、瘤とりや腰折れ雀(雀が恩を返す話)の話が書かれているが、この腰折れ雀の話は、後の舌切雀の話の原形だと言われて

いる。^{*}次に、室町時代から江戸時代の初期にかけて、御伽草子という名で呼ばれている一群の通俗的な短篇小説が現われている。この御伽草子は、誰が書いたのか、いつ作られたのか、わからないものが多いが、婦人、子供、低い知識層の讀物であり、慰めであり、同時に教えでもあつた。純粹の童話はすくないが總じて童話的である。浦島太郎、一寸法師、酒吞童子しゅてんなどはその代表的なものである。また室町時代の文學である謠曲には、童話的な内容をもつものがすくなくない。

* 高木敏雄「日本神話傳説の研究」参照。

さて次に、これらの御伽草子の主なものを、その主題によつて分けて考えて見よう。

(1) 人眞似説話。慾ばつた者が他人のまねをして失敗する話で、「宇治拾遺物語」にある腰折れ雀や瘤とり、お伽草子の「福富草子」などがこの型に屬する。「福富草子」はお伽草子の中で、最も古く、またもつともすぐれたものと言われており、また近世の花咲翁の前身である。これは、福富という放屁の名人が某の中將殿に召されていみじき長者になつたので、その隣人ホクセウがこれをまねて失敗するといふ

筋である。この型の話は、いずれも、人まねをするな、ひとを羨むな、慾ばるな、と教えているのであつて、その多くは、「されば物羨みは爲まじき事なり」というふうに話を結んでゐる。

かように、この型の説話は、ひとを羨むな、他人のまねをするな、慾ばつて人まねをすると、ひどい目にあうぞ、という教訓を含んでゐるのであるが、その中心的な思想は、少欲知足（少欲にして足るを知る）であると言つてよいであらう。しかるに少欲にして足るを知るといふ思想は、これらの説話ばかりでなく、「方丈記」や「徒然草」や、そのほかこの時代の多くの文藝作品や家訓などにもあらわれてゐる。

社會がいくつかの階級・身分によつて構成されてゐて、上下・主従の差別がきびしく、職業世襲の傾向の強かつた當時の社會では、少欲で足るを知り、他を羨まないといふことは、社會人が守らなければならない一つの道德であつた。かような社會であつたからこそ、福富長者、瘤とり、腰折れ雀などの説話が生れたのである。^{*}

^{*} 少欲知足思想の社會的意義については、櫻井庄太郎「日本封建社會意識論」第四編、分限思想の研究参照

(2) 動物が恩を返す話 浦島の傳説については、前に第三編で述べたが、御伽草

子の浦島太郎は古い形にくらべると、よほど童話的になつてゐる。殊に浦島が太郎という名を與えられており、また浦島が自ら釣つた龜を放ち、その恩に報いるため、龜が美しい女房となつてあらわれて浦島を龍宮へ伴い、浦島と夫婦の契りを結ぶことになつていて、動物が恩を返すという話の形式に進んでゐる。また鎌倉時代の説話集である「宇治拾遺物語」には、雀が恩を返す話や、蛇が恩を返す話などが記されてゐる。

さて中世の社會では、武士が支配階級として勢力をふるつたが、前に述べたように、この武士の集團は主君と従者との關係、すなわち主従關係を基礎として構成されてゐた。そして武士の間では、主君は従者に土地を與えてその生活を保證し、従者は主君に忠勤を勵み、事ある時は命を捨てて主君の恩義に報いるのが常であつた。それ故、主君の恩義に報いることは、従者としての當然の道德であつて、主君の恩を忘れる者は人間ではなくて畜生だと一般に考えられてゐた。中世はかかる社會であつたから、報恩という思想は、當時の文藝作品、教訓書、法律などを始め、あらゆるものに現われてゐるのである。^{*}

* 櫻井、前掲書第一編、報恩思想の展開と初期封建社會、參照。

「宇治拾遺物語」やお伽草子に、動物の恩返しの話が現われていること、特にお伽草子の浦島太郎で、浦島の傳説が、龜の恩返しという話の形式にまで進んでいることは、報恩の道德を重んずる中世封建社會の反映と考えても誤りではあるまい。

(3) 繼子いじめの話 繼子いじめの物語としては、すでに平安時代に「住吉物語」や「落窪物語」があるが、お伽草子の中には、鉢かづきがある。この鉢かづき姫の話も、平安時代の「今昔物語」の中から筋を採つたと言われている。また、この鉢かづきの系統に屬するお伽草子には、花世の姫やうばかわ(姥皮)がある。かような繼子いじめの話は、男性中心の、したがつて一夫多妻が行われ、腹ちがいの兄弟姉妹の多かつた社會相を反映するものである。

(4) その他

そのほかお伽草子には、一寸法師や酒呑童子、また、俵藤太物語、物くさ太郎、蛤の草子、天稚彦物語、梵天國など、童話的要素に富んだ話が多い。

さて以上によつて、瘤とり、舌切雀、花咲爺、鉢かづき、浦島太郎、一寸法師、酒吞童子のような、現代の子供たちにも、まだ親しまれている童話が中世にあらわれたこと、或いは、その起原を中世にもつことを讀者はすでに知られたであろう。そしてこれらの童話は、いずれも、階級的・封建社會的特徴を豊かにもつてゐるのである。

×

天正十年、宣教師ワリニャーニが伊東ドム・マンシヨラ、四人の少年使節をローマに伴なつたことは、前に述べたが、このワリニャーニがもたらした西洋ふうの印刷機械や技術者によつて、九州の天草では活版印刷が行われた。この天草で印刷された本は、ローマ字の平家物語をはじめ、辭書、文典、教義書など、その數がすくぶる多かつたが、その中に、ラテン譯のイソップ物語を國語に翻譯した「エソポのフワブラス」文祿二年天草耶蘇會學林開板があることは特筆に値する。*この書は全部ローマ字で書かれており、現に大英博物館に藏され、天草板（耶蘇會版）の「平家物語」と合綴して本文九十七頁あるそうである。イソップ物語は江戸時代に入つてから、元和、寛

永、萬治年間にも出版されたが、それらは、いずれもこの天草板とは、全く異つて
いる。

* 幸田成友「新『耶蘇會版』の出現」(朝日新聞 昭和十六年四月二十四日掲載) 参照。

第八節 童謡と遊戯

さて中世の童謡として傳わつてゐるのは、きわめてすくない*。

* 以下、主として高野辰之「日本歌謡史」、横山青峨「日本童謡十講」に據る。

次に示すのは、「後三年合戦記」や「源平盛衰記」などに載せてある鎌倉時代の童謡であつて、略誦(略頌)といわれるものである。これは、もと、經文の類を覺え易く略して作り替えて歌つたもので、後には、一種の記憶歌となつて、種々の物の名をならべて歌い、記憶に便したのであるという。七五調の形式をとつたものが多い。

鑄かぶの音こを聞かじとて 耳をふさぐ剛この者、

紀七高六宮藤三

腰瀧口末四郎(後三年合戦記)

摺は何摺 國主摺 八重の鹽路の波の寄摺（源平盛衰記）

また次に記すものは、同じく鎌倉時代の童謡といわれるものであるが、人名や地名を讀みこんで諷刺の意味をもっている。現代のわれわれには意味が通じないところがあるが、當時は多くの興味をもつて歌われたものであろう。

一里間町、二間町、三里間町、四間町、

私の箱の上には、衛も八もおどり、

十方 鵜、豆無か餌だよ。黒蛇は源太よ。

あめ牛盲目が、杖突いて通る所、

それはそこへつんのけ。

なお、廣島縣山縣郡新庄村の郷社には

鼓打は工藤太郎、鉦の役は梶原、

太郎等も次郎等も粧ひせいではかなはまい。

粧ひしようにも粧ひの道具を忘れた。

たもれ粧はう、和尚が手壺の油を。

とか、

鳶々舞ひあがれ、鼠やいてつき上げん、

白拍子殿こそ舞の手の上手よ。

一羽習はう金剛舞が舞の手、

舞は舞うたが、あとの小歌を忘れた。

などというような歌が、田植歌として傳わつていゝるそうであるが、これらは鎌倉時代の民謡もしくは童謡と推定されている。

室町時代にも多くの童謡がつくられ、歌われたであろうが、記録されなかつたか、記録したものが應仁の亂などによつて失われてしまつたのか、残念なことには傳わつていない。僅に狂言の中に、童謡と思われる次のような二、三の作品が見られるくらいである。

○あの山から、此の山へ、飛んで來るは何ぢやろえ、かしら頭にふつ〜二つ、細うて、
長うてひんと撥はねたを、ちやつとするした兔ぢや。

○上の枝には鳥が栖むやら、花が散り候、いざさらば、なるこ鳴子をかけ花の鳥追はう。

奈良・平安時代における兒童の遊戯については、前に述べたが、それらの遊戯のうち、遊戯としての生命を中世まで持續したものはすくなくなかつた。^{*}たこ上げ、印地いんぢ（石投げ）、子をとろ子とろ、隠れ遊び、はしりくらべ、十六むさし、お手玉などがそれである。

さて、中世になつてから行われるようになった兒童の遊戯のうち、主なものを擧げると、^{**}鎌倉時代では、竹馬、手鞠などがあり、室町時代では羽根突きなどがある。

* 主として酒井欣「日本遊戯史」、酒井欣「日本遊戯史」（教養文庫）に據る。

** 同上。

竹馬は支那から傳つたものだが、わが國へ傳來したのはいつ頃であるか明らかでない。だがすでに鎌倉時代にはひろく行われていた。しかし當時の竹馬は、後世のように二本足のものではなく、葉の附いた生竹を馬とし、これに手綱をつけて跨がるものであつた。二本足の竹馬を使うようになったのは室町時代の末である。

手鞠も鎌倉時代には、すでに存在したが、當時はまだ女兒の専用ではなくて、男

兒も女兒と同じように手鞠で遊んだのであつた。

女子の唯一の屋外遊戯であつた羽根突きは、いつ頃から起つたかあきらかでないが、室町時代には、すでにその名が見えている。當時、これを胡鬼板こきいたと言ひ、羽根を胡鬼子こきこと呼んでいた。だが當時においては、羽根突きは、子供の獨占的な遊戯ではなかつた。當時の作法では、左右に分れて男女混合で勝負を競ひ、負けた者は罰として酒を飲まされるのが習慣であつたという。羽根突きが子供の専用専用の遊戯となつたのは、いつ頃からかあきらかでない。そして當時の羽子板には、現代のそれのように押繪などは全くなく、簡単な繪が描かれているだけで、ほとんど無技巧、無裝飾に近かつた。またその形は、あたかも杓子のようであつた。

男兒の遊戯としての竹馬、女兒の遊戯としての手鞠、羽根突きは、室町時代以後も遊戯としての生命を持ち續けて現代に及んでいる。

×

歌僧西行は、子供を詠んだよい歌をのこしている。

うない兒がすさみにならす麥笛のこゑに驚く夏の晝臥（註—うない兒は幼兒の意）

篠ためて雀弓張る男のわらは額烏帽子のほしげなるかな

我もさぞ庭の眞砂の土あそびさておひたてる身にこそ有りけれ

はじめの歌の「うない兒」は幼童が麥笛を吹いて遊んでいる光景をうたつたもの。三番目の歌は、西行自身の幼時を追想しての作であろう。いづれも後の良寛を想わせる調べである*。

* 小林秀雄「無常といふ事」(百花文庫) 四九—五〇頁参照。

×

以上わたしは、中世封建社會における兒童の社會生活について、簡単な鳥瞰圖を描いて來た。中世の社會は親中心の社會で、子の地位は低く、したがつて孝の道德が特に重んぜられたこと、庶民の子の生活はみじめで、人身賣買などが盛んにおこなわれたこと、また現代の兒童が喜んで聞いたり行つたりしている童話や遊戲の多くが、中世において生れ、また發達したことなどに、わたしは一通りは觸れたつもりである。

第五編 近世

ここに近世というのは、江戸時代二百六十五年間（一六〇三—一八六七）のことである。近世の社會は中世と同じように、社會組織の上からは封建社會といわれている。しかしひとしく封建社會といつても、中世のそれと近世のそれとは、かなりに異つてゐる。中世は封建社會の成立・發展期であつたが、近世は封建社會の中に發生した矛盾が、しだいに大きくなつてゆき、遂に封建社會それ自體を崩壞に導いていつた時代であつて、いわば封建社會の崩壞期である。また中世・近世を通じて、武士が支配階級として社會の上層に位し、農工商の庶民は、武士を養うためにのみ、その生存を許されているかのような觀があつたが、近世に入ると、泰平がつづくと共に、武力は用がなくなつて金力がこれに代つた。したがつて武士はしだいに勢力を失ひ、これに代つて町人がめざましく勃興し、しだいに「武家は人を治め、商人は治めらるゝの法なるに、今は町人は人を治る世のごとし」（塵塚談）というような

状態になつていった。

さて江戸時代の階級をあらわすために、從來、一般に士農工商という言葉が用いられて來た。そして士農工商を合せて四民といったが、工と商とは、いわゆる町人の階級に屬する。また、士が第一であり、農がこれにつき、工商は一ばん下にあるというのが一般の考え方であつた。しかし觀念的に、士に次ぎ、工商の上にあるとされていても、「百姓を治るの法は、一年入用の食料だけを殘して、其の余は年貢に取り、彼等の手許には、財の余らぬ様に、且つ不足なき様に治むべし」(本多正信、本佐錄)の方針を實行され、武士からは「百姓をば薪木程よりも思はず草や葎の如く」(熊澤蕃山、宇佐問答)思われたという農民の實際生活はまことに悲惨であつた。

なお、このほかに階級としては、公家、神官・僧侶、學者・醫師、賤民があつたが、社會の根幹をなしたのは士農工商の四民であつた。僧侶・神官も、この時代では、すでに中世のような社會的勢力を失つていた*。

そして一つの階級から他の階級に移ることは、きわめて困難であつて、階級制度は嚴に維持されていたばかりでなく、一階級内にも種々な差別があつて、その差別

は嚴重に維持されるべきものとされていた。しかしながら江戸時代の中期以後、かかる階級的特徴は次第にくすれ、さらに進んで、ある階級の者が他の階級に屬する者の如くに變化し、あるいは他の階級へ潜入することがおこなわれ、階級區別の混亂を生ずるにいたつた。^{**}

* 本庄榮治郎「日本社會史」(改造選書) 一二六—一二九頁。瀧川政次郎「日本社會史」第四編。

** 本庄、前掲書一四五—八頁。

以下、節を別けて、この時代の兒童の生活を述べよう。

第一節 自然の親子と人爲の親子

近世の家は、家長とその配偶者および直系卑屬とから成る小家族であつた。この時代においては、親の權力は強く、父母の教令にそむく子孫は、法律上の罪人と考へられた。親は訓戒を用いない子を座敷牢に入れて監禁することもでき、子供を家から放逐することもできた。放逐は江戸時代では普通これを勘當かんどうと言ひ、不孝ふきょうという語はまれにしか用いられないようになった。^{*}

* 徳田彦安「日本に於ける勘當、義絶及び久離の研究」(社會學雜誌三二、三五—三八號) 参照。

川柳などには勘當を題材にしたものが多い。

勘當をとふく母はしそこなひ(柳多留九編)

勘當をよぶでとむらひ三日のび(同 十二編)

ゑぼし親勘當の時すくふやく(同 四編)

などはその一例である。また、親もしくは親以外の尊屬親が、行衛不明の子または卑屬親に對し、後難を避けるために、申請して親族關係を斷絶する場合があつて、これを久離(きゅうり)と言つた。逆に、卑屬親が尊屬親を久離することは、その失踪がどんなに長期にわたつても、逆離といつて許されなかつた。*

* 徳田彦安、前掲論文、参照。

なお西鶴の「武家義理物語」卷一には次のような筋をもつ短篇(死なば同じ浪枕とや)がある。攝州伊丹(いたみ)の城主、荒木村重の臣、神崎式部は主君の次男の供役を仰せつけられ、一子勝太郎を伴い東路(あづまじ)に下る途中、大井川へさしかかつた。式部はかねて國元を出るとき、同役の森岡丹後から、十六歳になる一子丹三郎を同行することを頼

まれていたので、大井川を渡るに當つては人馬ともに吟味して、我が子の勝太郎を先に立て、次に丹三郎を渡らせ、自分はあとからつづいたが、丹三郎は誤つて水かさのつものつた河中に落ちて行方知れずとなつた。我が子の勝太郎は無事に汀にあらがったが、式部は勝太郎に、親から預かり來つた丹三郎をここで最後をとげさせ、汝を世に残しては丹後に對し武士の一分いちぶんが立たない。時刻うつさず相果あひはてよ、と言つたので、勝太郎も河中に飛び入つてむなしくなつた。これなどは假に事實としても、きわめて特殊な場合であろうし、作者の西鶴自身も町人なので、どれほど眞實の武士の心理を描いているか疑う余地がないことはないが、前に述べた親中心の兒童觀の一例と見られよう*。

* 櫻井庄太郎「日本封建社會意識論」一八〇—一八一頁、參照。

養子は種々の場合におこなわれたが、通常の養子は、武士、庶民の兩階級を通じておこなわれ、養父となるべきものが十七歳以上に達していること、實子がないか、有つても廢嫡したことを條件とし、また養子となるものが養父たるべきものより年少であること、いちぢるしい身分違いでないこと、なるべく近親の者であることを

必要とした。武士が町人を養子とすることは、身分違いの養子とて、もちろん禁止されていたが、幕末には、窮乏した御家人が金銭を受けて百姓町人を養子にすることがおこなわれた。これを御家人の株を買うと言い、御家人の世祿によつてその株に一定の相場があつた。

同様に婿養子は武士、庶民を通じておこなわれたが、夫婦養子は庶民階級の間だけにしておこなわれ、また武士の間では急養子とか嫡母繼母の養子などという特殊な養子がおこなわれた。急養子というのは、五十歳以上の武士が末期にのぞんで急使をもつて願ひ出る養子であつたから、末期養子ともいつた。末期養子は江戸幕府の禁止するところであつたので、これがためにお家斷絶となつて多くの牢人ろうにんを發生させる場合が多く、その結果、由井正雪の亂などが起つたので、幕府は牢人の増加を恐れて、正雪の亂以後、末期養子を許すこととした。また、嫡母繼母の養子というのは、妾腹の子を正妻たる嫡母の養子とし、または前妻の子を後妻たる繼母の養子とするものであつたが、近世においては、妻の地位は依然として低く、武士の上層の間では、蓄妾の形式による一夫多妻がおこなわれていたので、この種の養子をおこ

なう場合もすくなくなく、また家督相續にともなうお家騒動もしばしば発生した。

また結婚も、主として親たちの意思だけでとりきめられた。

かように親の権力が強く、したがつて孝の封建倫理が強調されたが、幕末に近づくにしたがつて、「親子と申ても、最早十五歳以上になれば、一人前の男と申すもの。……親じやと申て、御自分の了簡で、一應いひ聞せもせず、縁談をきめると申事がまアござりませうか」(紀山人作、仇競今様御) といふような近代的な倫理意識が成長するにいたつた*。

* 羽仁五郎「幕末に於ける倫理思想」(岩波講座「倫理學」第二冊)六〇—六一頁参照。

柳田國男氏の研究によれば*、日本のオヤは、親という漢字を以て代表しているけれども、以前は今よりもずつと廣い内容をもち、これに對してコという語も、また決して兒または子だけに限られていなかつたという。そして實の親子でないものでも、オヤ、コと呼ばれている例は實に多いのである。

* 柳田國男「親方・子方」(家族制度全集、史論篇)、および同氏「家閑談」参照。

現在の日本の考え方によると、オヤは、はつきり二通りの種類に分けられる。そ

の一つはいうまでもなく生みの親、實の親であり、他は、義理の親あるいはカリオヤ、契約親と稱するものである。この種の例は多く擧げることができるが、今は、明かに江戸時代にあつたと認められ、しかもひろく知られているものを、次に示そう。

江戸時代では、商家の主人は手代や丁稚の親方であり、武家でも奉公人は抱え主を親方と呼んだ。また借家の持主をオウヤと言ひ、借家人をタナコと言つたことや、博徒が親分子分の關係で結ばれていたことは、誰でも知つてゐる。現在、日本の農村には名子なごと呼ばれる特殊な小作の慣行の残つてゐる所があるが、この制度では、地主と小作人とは封建的な一種の主従關係で結ばれており、小作人は名子と呼ばれ、名子の親方である地主は、時に名子親なごおやといわれる。

これらは、いずれも自然の親子になぞらえた人爲の親子であつて、擬制的な親子關係と言つてよいであろう。そのほか、現在、民俗學の方面では、トリアゲオヤ（素人を頼んでお産の世話をしてもらつた場合、これを親と呼ぶ）、チオヤ（乳親）、オヤガワリ、ナコウドオヤ（仲人親）、タスケオヤ（命の親の意）、シヨクオヤ（職親）など、多くのオヤの種

類が報告されているが、これらの慣習がいつ頃から存在したか、ということは、もちろんこれを明らかにすることがむずかしい。だがそれらの慣習の中には、近世の社會に入つてから起つたものも相當にあることと思われる。

第二節 出産と育兒

ここでは出産や育兒について、主として庶民階級を對象として述べようと思う。

一、間引きと捨子

現代では、生れた子は生存する権利をもっており、子の生存権は法律によつて保護されているが、昔はそうではなかつた。かつての産婆は、現在とは異つて、生れる子に對する生殺の權をもつていたのであつた。日本の各地に現存する腹帯祝や、七夜や七五三の祝のような、出産や育兒についての風習は、一面において兒童愛護の觀念の表現であるが、他面においては産兒の選擇、承認などの意味をもつものであつて、腹帯祝や七夜の祝をしない多くの兒童が、生存を拒否されたことを見逃してはならない。

江戸時代においては、農民は種々の壓迫のもとに、零細な耕地を耕して、漸くのこととでその生活を維持していたのであるから、子供を多く生んで育てることはできなかつた。種々の制限のもとに營業に従事する町人とでも同じであつた。それ故、この時代、特にその後半においては、墮胎や殺兒、いわゆる間引きや子返しが行われた。間引くとは、元來、畑の蔬菜の芽を、間を置いて引き抜いてまばらにすることであるが、それから意味が轉化したのであろう。あるいは、多くの子をまばらにする意味だともいう。

文化八年（一八一一年）に、千島の國後島で日本側に捕えられ、五年間、函館に幽閉されていたロシアの艦長ゴロヴニンは、その手記の中で、日本の嬰兒殺しについて次のように書いてゐる。

「日本のこの人口過剰のため貧乏な親たちは、自分の子が身體薄弱とか畸形の兆候があると、赤坊のうちによく殺すので、ある法律はさうした殺人を嚴禁してゐるが、政府は大して人間を必要としないので、余り捜査に身を入れない。従つて嬰兒は、むしろ政治的な理由によつて、死んで行くのである。かくてこ

の種の犯罪は大したもつれもなく、親たちはいつても罪を免れてゐるのである。」

(井上滿譯、日本幽囚記、岩波文庫本、下一六七頁)

しかし嬰兒殺しは、ゴロヴニンの觀察したよりもはるかにひろい範圍で行われていた。必要な相續人以外は間引^{まび}くか、捨てるか、奉公に出すか、身賣りさせるか、養子にやるか、僧侶にするか、それ以外には方法がなかつたのである。

また江戸では、多く墮胎をおこなつた産婦人科の醫家があつた、「中條流」というのがそれである。墮胎や中條流は川柳が好んで取り扱つた題材である。「柳多留」の中から二三の例をひろつて見よう。

中條のろじに手代のものあんじ (柳多留十二編)

中條のしづかにくらすおそろしさ (同 六編)

中條はむごつたらしい藏をたて (同 三編)

中條へ五ツ月置いて同じ顔 (同 三編)

これらの間引きは、人口の減退を招いたので、幕府や諸藩では、これを禁止し、またその防止のために種々の政策をとつたが、あまり効果はなかつた。一例を擧げ

るならば、米澤城主上杉治憲は墮胎間引を禁じ（一六九五）、寛政十一年（一七九九）ごろ、白河樂翁も白河立教館の教授廣瀬典に命じて「敷教條約」を撰ばせ、また畫工に嬰兒壓殺者が苦しみを受ける圖を畫かせ、白河常宣寺の僧を巡回教誨させて嬰兒間引きをいませめた。また寺西重次郎封元は、寛政四年（一七九二）塙および小名濱の代官に任せられたが、以後二十年にわたり、間引墮胎の惡風改善に努め、赤子が一人生れるたびに金一枚あるいは二枚を與え、その後人口増加するに至つたといふ。

* 金澤春友編「寺西代官治績集」参照。

民間においても、「近世畸人傳」に見える須加川の豪農内藤平左衛門は、毎年、間引かんと思うものがあると聞くと、養育費を與えてこれを救い、淨土眞宗の托鉢僧であつた慶念坊は單身、秋田仙北地方の墮胎殺兒を救うて前後數十人に及んだといふが、かような奇特なひとびともめずらしくはなかつた。

秋田の生んだすぐれた農政學者である佐藤信淵は、かような間引きや飢饉にあらわれた經濟的不安の體驗から、彼のすぐれた農政學を形成したのであるが、彼は、慈育館や遊兒廠などの兒童愛護施設をも立案した。

* 羽仁五郎「佐藤信淵に關する基礎的研究」一五〇—一五七頁。

この慈育館と遊兒廠とは、信淵の考えた理想の教育組織の一部をなすものであるが、彼の教育施設の設計によれば、村々に療病館（公立病院）、廣濟館（貧民救濟機關）とならんで養育館が設けられる。養育館は慈育館と遊兒廠とを總括した名である。慈育館は授乳期の幼兒を收容して哺育する所で、一萬石の地につき三箇所くらいづつ設ける。遊兒廠は離乳期を過ぎた兒童すなわち四五歳より六歳までの幼童を收容し、村中の老人たちがその世話をして、健全に兒童を發育させると共に、父母を妨げなく労働に従事させることを目的とし、晝間は兒童を預かり、夜間は自宅に歸らせる仕組になつており、今日の託兒所に相當する。これは一萬石の地につき二十箇所くらいづつ設立する。^{*} 墮胎殺兒の惡風がひろく行われていたこの時代に、このような進歩的な兒童愛護施設を考えた信淵の見識には、まことに驚嘆すべきものがある。

* 佐藤信淵「垂統祕録」（伊豆公夫校註、改造文庫本、五〇—五四頁）

同じ事情にもとづいて捨兒も多かつたので、幕府や諸藩では、しばしば捨兒を禁

じてその養育法を定め、育兒を奨勵した。徳川光圀は社會事業に力を用いたが、寛文年間、捨子をひろつて養い、また同十二年ごろ、江戸時代の社會事業家として知られている僧了翁は、江戸市中の捨子をひろい集めて養育すること十有餘人に及んだという。

俳人芭蕉は不盡川のほとりで、三歳ばかりの捨兒が哀れげに泣いているのを見て、「猿を聞く人捨子に秋の風いかに」と詠み、「如何にぞや汝、父に憎まれたるか、母に疎まれたるか、父は汝を憎むにあらじ、母は汝をうとむにあらじ、唯だ是れ天にして汝が性の拙きを泣け」(甲子吟行)としるしている。なお、捨子をよんだ川柳には「因果なやつだとすて子あやす也」(柳多留十四編)などがある。天明五年、白河樂翁は育兒の制を定め、幕府も寛政四年四月、私娼を置いた家の財産ならびにこれにより生ずる所得を、小兒養育料ならびに窮民救助費に充てた。

また豊臣秀吉のとき、僧全宗が施藥院を復興し、全宗およびその子孫、相うけて施藥院使に任ぜられたことについては、前に述べたが、この施藥院は江戸時代まで存続したようである。この施藥院の高札は、京都大學に所藏されているが、江戸時

代初期のものであらうと推定されている。なお、この高札に書かれている文句は次の通りである。

- 一、來ル六月朔日、九月十日迄、百日之内、藥を施し候間、貧賤孤獨、婦人小兒を論せず、病症によつて可令治療之條、所望之旁は可被申來者也、
- 一、大病にて來る事難成仁は、たとひ洛外たりとも可令診脈者也、
- 一、病人并藥所望之人々、明六つ時より日中時に可被來者也、

五月吉辰

施 藥 院*

* 辻善之助編「慈善救濟史料」三三九頁所載。

江戸時代の前半においては、人口は概して速かに増殖したにもかかわらず、その後半においては、むしろ静止の状態を呈するに至つた。これは、飢饉、傳染病などの災厄、そのほか種々の社會經濟上の事情にもとづくが、以上述べたような墮胎殺兒や捨兒がその大きな原因の一つであつたことは疑いが無い。試みに享保十一年以後の全國人口數で今に傳わるものを次に記そう。^{*}この數字は決して完全な調査にもとついたものとは考えられないが、人口増減の大勢はこれを知ることができる。

年 號

西 紀

全 國 人 口 數

指 數

享保一	一七二六	二六、五四八、九九八	一〇〇・〇〇
同 一七	一七三二	二六、九二一、八一六	一〇一・〇二
延 享 元	一七四四	二六、一五三、四五〇	九八・五一
寬 延 三	一七五〇	二五、九一七、八三〇	九七・二四
寶 曆 六	一七五六	二六、〇六〇、八三〇	九八・一六
同 一 二	一七六二	二五、九二一、四五八	九七・二五
明 和 五	一七六八	二六、二五二、〇五七	九八・八八
安 永 三	一七七四	二五、九九〇、四五	九七・五一
同 九	一七八〇	二六、〇一〇、六〇〇	九七・五七
天 明 六	一七八六	二五、〇八六、四六六	九四・四九
寬 政 四	一七九二	二四、八九一、四四一	九三・七一
同 〇	一七九八	二五、四七一、〇三三	九五・九三
文 化 元	一八〇四	二五、五一七、七二九	九六・一一
同 一 三	一八一六	二五、六二一、九五七	九六・五〇
文 政 一 一	一八二八	二七、二〇一、四〇〇	一〇二・四五

天保五	一八三四	二七、〇六三、九〇七	一〇一・九三
弘化三	一八四六	二六、九〇七、六二五	一〇一・三五

これを明治以後の人口數と比較すれば、どんなに人口の増加が不自然に抑制されていたかがわかるであろう。(本書一九二頁参照)

* 本庄榮治郎「日本社會經濟史」、社會事業研究所「社會事業大年表」に據る。

二、人身賣買と迷子

さて江戸時代を通じて、人身賣買は、幕府や諸藩のしばしばの禁令にもかかわらず盛んにおこなわれた。

殊に多いのは娘を遊女に賣ることであつた。江戸時代を通じて、特に元祿以後、遊蕩の氣風が強くなつた後は、江戸、大坂はいうまでもなく、全國いたるところに公娼私娼がはびこつていたが、それらの遊女たちは、いうまでもなく農村および都市の下層民の娘たちであつた。^{*}年貢を納められない農民や、一時に多額の金の必要に迫られた都市の貧民たちには、娘を賣るか、妾奉公にでも出すよりほか方法がなかつたし、**ぜびん**と呼ばれる兒女賣買の仲介業者が、窮狀につけこんで言葉たくみ

に、これらの娘たちを家庭から色町へ送り込むのであつた。

* 中山太郎「賣笑三千年史」四九六頁以下、阿部弘藏「日本奴隸史」四〇八頁以下、參照。

川柳には、娘の身賣りや悪らつなせげんの活躍をうたつたものが多い。

能いむすめ年貢すまして旅へ立（柳多留初編）

御年貢を大部屋へ來てなし崩し（同 初編）

御年貢はこはい物だと禿いひ（同 十編）

などは、娘を賣つて年貢を納める農民の悲劇の表現である。そのほか

あかぎれの有る内せげんうらぬ也（同 十編）

大病にせげんの見へる氣のどくさ（同 四編）

泣顔があのからいだとせげんいひ（同 六編）

吠へたとてかへすものかとせげんいひ（同 十一編）

鳥籠へむすめを入れるむごい事（同 十四編）

など、この種の川柳は、限りなく多い。

端歌の薩摩ぶしに「親は他國に、子は島原に、櫻花かやちりぢりに」（松の葉、卷三）

などというのがあるが、これは京の島原に遊女に賣られて來た娘をうたつたものである。

なお平安時代以來、男色の弊風が社會の一部におこなわれていたが、室町時代から江戸時代初期にかけては頗る流行し、江戸時代に入つてからは、遂には陰間茶屋と唱える専門の遊び場まで現われるに至つた。そしてこれが跋扈を助けたのは若衆歌舞伎の勃興であつた。幕府は、しばしば禁令を發してこれを取締つた。貧しい庶民の間では、娘ばかりでなく男兒を賣ることさえおこなわれたことは、「子息を賣て野郎となし、娘を賣てお山となす」(艶道通鑑)などと書いたものがあることから推察できる。

享保十一年、幕府は江戸芝口新橋の側に、變死者、迷子などを告示する札を掲げることとしたが、幕末になると、迷子のしるべ石が、あちこちに建てられた。すなわち嘉永三年には、江戸の湯島天神の境内に建てられ、安政四年には、江戸西河岸の家主らが一石橋詰に、三年後の萬延元年には松田屋喜兵衛という者が淺草觀音の境内に、それぞれ迷子のしるべ石を建てた(一石橋の迷子石は今でも残つている)。幕末の頃

の江戸では、子供が行衛不明になると近隣の者が一團となつて、夜、ちようちんを手にし、太鼓をたたいて「迷子の迷子の〇〇ヤイ」と子供の名を呼びながら探し歩いたそうである。だがこれは、子を失つた親への慰めにすぎず、発見はもとより困難であつた。「まよい子のおのが太鼓で尋られ」（柳多留初編）はこの光景を詠んだものである。

* 前掲「社會事業大年表」に據る。

三、子供の病氣とその治療

今から百年ほど前までは、咳のお婆様と呼ばれるお婆さんの石の像が、江戸には方々にあつたという。そして、子供たちが咳が出て困るとき、このお婆さんに頼むと、すぐなおると言われていた。築地二丁目の稻葉對馬守という大名の中屋敷にも有名な咳のお婆さんがあつて、百日咳などで難儀をする兒童の親は、そつと門番に頼んで、その石を拜みにこのお屋敷の内へはいつたという。そしてこの咳のお婆様は、他の地方にも、そちこちにあつて、しわぶき婆などとも呼ばれていた。この姥神は、また子安様ともいつて子供の好きな路傍の神様であつたのが、だんだんに變つて來

て、後には乳母を神に祀つたものと思うようになり、自分が生きているうちに咳で苦しんだから、お察しがあつて、子供たちの百日咳も、頼むとすぐに救うてもらふことができると信ぜられるようになったのだという*。

* 柳田國男「日本の傳説」(春陽堂少年文庫)一一二頁。

日本には子供を愛する神様が多いが、道祖神さえのかみも地藏も、この國に渡つて來てからは日本の國風にかぶれて、みな、子供の好きな神になつた。怖い顔をした三途河そうづかの婆様までが實は、やはり姥神うばであつて、頼まれると乳の心配までしてやり、乳の少い母親が願掛をすると、必ずたくさん出るようにしてくれと信ぜられていた*。

* 柳田、前掲書一四、一八八頁。

「石の媪様いはめさま」は向島の弘福寺にもあつて、子供の百日咳を祈つて煎豆を供えたという。また頭痛を祈つて、それが癒れば御禮としてほうろくをお地藏様の頭の上へのせる駒込のほうろく地藏とか、むし齒に效驗のある御厩河岸おんまやの飴嘗地藏あめなめ、濕瘡しつづのお禮に豆腐をあげる大久保百人町の鬼王様きやうわう、そのほか芝日蔭町の鯖稻荷さば、小石川富坂のコンニャク閻魔えんまとかいうような淫祠が、江戸の町には數えきれないほどたくさ

んあつた。この種の淫祠で、今でも東京に残っているものはすくなくない*。

* 永井荷風「日和下駄」一三頁。

この時代にあつては、醫療設備は、ほとんど無いにひとしかつた。疱瘡が流行したとき、幕府はしばしば幕臣や旗本諸士に陰陽二血丸といふ薬を施與しているが、傳染病などに對して、漢方醫の與える薬などはどれだけの効果があつたか疑問であつた。

* 辻善之助編「慈善救濟史料」に據る。

それ故、傳染性をもつ小兒病などが發生したときは、その犠牲は、すいぶん大きかつたと思われる。しかも深い迷信のとばりに覆われた時代であつたから、どこの親たちも子供が病氣すれば、すぐに神佛を祈つたり、まじないをしたりするのであつた。祈禱と參詣、それから神佛の御符や神水などをいただかせるのが、この時代の親たちが子供に對してとることのできた唯一の方法であつた。前に書いた咳の姥神もその一例である。

徳川幕府の御鷹匠同心であつた片山勇八の文政十一年（一八二八）の隨筆日記を見

ると、小兒の疱瘡についてのきわめて興味ある事實が書かれている。それは文政十一年の六月（ジェンナが種痘を發明した年から數えて、三十二年後に當る）に、六歳になる子の椿助が疱瘡にかかった時のことを書いたものであるが、當時の人々が疱瘡をどんなふうと考えていたか、またそれに對してどんな治療法を行つたか、がよくわかるので、次に、特に面白い部分だけを抜き書きして見よう。（アチック・ミューゼウム編「片山家日常雜記抄」に據る。書かれてある順序が少し前後しているので、わかり易いように日付の順に改め、また參考までに、下欄に注意すべき事實を註記しておく）

六月十三日

一、椿助十一日夜より熱氣有之、未ださめず、比頃此疱瘡はやり候ゆへ、それにもやと音羽八丁めの醫の山田東民をよびて見てもらふ、東民疱瘡なりといへり、烏犀角を蒸してのませ候、東民煎藥を呉候へとも椿助いやがりてのます、さからふもあしき

六月十三日

醫師山田東民、片山椿助六歳を疱瘡と診斷す。

烏犀角を蒸して飲ませる。（犀角は、犀の角を粉末にした漢方藥、諸毒を解すと稱す、烏犀角は犀角の色の黒いもので殊に賞用される）

ゆへ其まゝに置、大人松岡氏より疱瘡の守護神妙正大明神の御影を借り來りて床の間に掛させられ候

十四日

熱猶つよし、よほと顔に赤く見ゆる、烏犀角をすりてのませ候に嗅氣をいとひてのます候ニ付、けづりてせんに出してのませる、又一角をも湯にほ(虫喰)□て、用う……

辰半きし母神稻荷宮鷺明神へ參詣し、椿助か痘瘡の輕からん事を祈り、鷺明神にて納りたり所(マヤ)の張子達磨壹つ借り來り、枕元へかざり置く

十六日

健二郎新田より椿助が見舞に來る、達磨一つ、くはし壹帋贈り吳候

疱瘡の守護神 妙正大明神の御影を借用して床の間に掛ける。

十四日

烏犀角をせんじて飲ませる。

一角を湯にほ□てて用う。(一角は、いるか海豚に似た海獸、その牙を藥劑として用う)

鬼子母神、稻荷宮、鷺宮神へ參詣し、痘瘡の輕からんことを祈る。

鷺明神から張子の達磨を借用、枕許へかざる。

十六日

達磨を見舞にもらう。(當時、疱瘡の見舞に達磨を贈る風習があつた。椿助は小さきまごまの

十七日

……矢部昌菴をよびて見せたるに曰く……薬を調じ且まむしを用う、(註頭)昌菴調薬、葛根加反鼻、折ふし清五郎が常陸國にて買來りたる地のまむしありしを、昌菴よきものなりとて、良刻きざみてやげんにておろしのませ候、且きざみたるまむしなるを調合の中へも入れ、夕七ツ時頃まむしの粉にしたるをさせる玉に二盃ばかりのませ、調合の薬を入相頃と夜五ツ時分と二度のませ候、今日迄日々烏犀角を煎じたる湯をのみ、食の時にも、たゞのむ時にものませ置しが、けふよりた

達磨を見舞にもらつて、枕頭に置いていたらし
る)

十七日

醫師矢部昌菴來診、薬を調合し、且つ蝮まむしを用う。

まむしの使用法(まむしをきざんで薬研やげんでおろして飲ませ、また、きざんだままのものを調合した薬の中へも入れる。また夕七ツ時(四時)、まむしを粉にしたのを、させる玉に二盃飲ませる))

ゝの湯に致す……

十八日

未明に清五郎粟津道慶と加世通丹とをむかひに行……晝頃加世通丹來る、見て今が療治最中なり、まむしを用たるは大によし、しかれども白蛇にしかず、是ハ白蛇の入たるなれば用よとてテリヤアカ耳搔に二ツほどのませ候……昌菴來り見て大によしといふ、精強きものを用ひよといふの故、鶴血をきせる玉に一杯はかりのます……夜に入藥一服用う。

十九日

朝藥一服用う、是迄調合藥五服のませるうち皆まむし入なり、昌菴けふみてもはや氣遣ひなし、今より轉法

十八日

醫師加世通丹來診。

醫師通丹、白蛇の入つた藥を飲ませる。

醫師昌菴來診、精強きものを用いよという、よつて鶴の血を、きせる玉に一杯飲ませる

十九日

これまで調合の藥五服は皆まむし入りであつたが、醫師昌菴來診、もはや心配なしとて調劑を變え、人蔘入りの藥を與う。

すとて人參入の藥を吳候(頭註、桂枝加黃芪)
則壹服煎じのませ候、母公のすゝめ

にて、本所岡田の近邊ニ居候古方の
醫師伊山翁輔といふものを、一昨日
雄藏をしてむかひに遣し候に、遠し
とて參らず、今日に至りて來り候、
見て至てよき疱瘡也……まむしは大
によし、猶用ゆべし、人參を用るハ
大にわるし、熱甚しきに人參を用て
は大いに害ありとて、昌菴が藥を見
て人參をぬきて用よといふ、人參は
害多く利遠きもの也といふゆへ、昌
菴には何ともいはず中より人參をゑ
りぬきてのませ候……

廿二日

手足の山ますく上る、今日より藥

醫師伊山翁輔來診、まむしはよし、人參は
大いに害ありと言うので、昌菴の藥から人
參を抜いて飲ませる。

廿二日

今日から藥を變え、少しづつ通じのつく藥

法を轉し少しつゝ通じのつく藥を呉る。(頭註、轉方)
葛根加大黃

廿五日

椿助瘡廿二日が十二日目故、さゝ湯之處、いまだ山あけ居り候ニ付、かせ三日目之今日いたし、さゝ湯かけ申候、鼠糞三連一ツ、麥粒三ツ、あつき三、犬の垣をくゞり候足跡壹ツ右四品を、是迄棚にかざり有之候さんだわらをうらかへして其上にのせ、釜にて湯をわかし、是を拙者が親腕に盛り、笹の葉にて其湯をさんだわらの上ニ三度そゝきかける、扱其さんだわらを其まゝ卷をさめて、良時に清き川へ流し候、右みな田家の母公行なわれ候

を與える。

廿五日

さき湯を行う。(さき湯とは、元來、瘡瘡がすんでかさぶたがかたまつた時つかわす湯であるが、この當時は、湯をさんだわらに掛ける、というやり方に變化していたのである)
さき湯の方法(鼠糞を三連一ツ、麥粒三ツ、小豆三ツ、垣をくゞつた犬の足跡一ツ——この四品を裏返したさんだわらの上にのせ、湯を腕に盛つて、笹の葉で、その湯をさんだわらの上に三度そそぎかけ、さんだわらは、そのまま卷いて良時に清い川へ流す)

右の湯、或ハ麥湯をわかしそゝぐもあり、白水をわかしそゝぐもありとぞ、然れども母公のさし圖にてたゞの湯をわかしてそゝぎ候。

廿六日

椿助が痘の初めに、鷲明神にてかり來り枕許に置候達磨持參り返し候、九郎兵衛殿借りて呉られ候大達磨も一所に持行返す、此返す時は別に達磨一つ添て返すか、又ハ其代奉納いたし候よしなれば、則代にて百四拾八文奉納いたし候、宮守是を請て、御札一枚洗米等吳候間持歸り、椿助に洗米はいたゞかせ候、且鬼子母神稻荷宮様へ御禮ニ參詣いたし候、

廿六日

鷲明神から借りて來て枕許に置いた張子の達磨を鷲明神へ返し、明神へは百四拾八文を奉納す。

また、鬼子母神、稻荷宮へ御禮に參詣す。

この片山勇八の隨筆日記を見ると、この時代の疱瘡に對する治療法は、結局、神

佛へ祈禱するか、或いは張子の達磨を枕許に飾り、鼠の糞や、垣を潜つた犬の足跡などを用いてさき湯をするなどの迷信的な行爲に頼るか、せいぜい漢方醫の藥を飲むことぐらいに過ぎなかつたのである。この片山椿助の疱瘡に際しては、水天宮、妙正大明神、上總姉崎明神、大日如來、牛島明神、鬼子母神、鷲明神、稻荷明神、金比羅權現、與助稻荷明神などの多くの神佛が動員されている。

なお「おらが春」によれば、一茶も文政二年（一八一九）に二歳の女兒を疱瘡で失つている。一茶はこの娘を非常に愛していたらしく、その年の元旦には名高い「目出度さもちう位也おらが春」の句とともに、「這へ笑へ一ツになるぞけうからハ」と詠み、「おらが春」にも、いくたびもこの娘について書いて書いている。そしてこの娘が疱瘡にかかつたとき、一茶は片山勇八と同じように、さん俵をつくつて笹湯をかけたが、効果がなくて娘は死んでしまつた。この前後のことを一茶は次のように書いている。

「……千代の小松の二葉ばかりの笑ひ盛りなる緑り子を、寢耳に水のおし來るごとき、あら／＼しき痘の神に見込まれ……二三日經たれば……雪解の峽土の

ほろ／＼落るやうに瘡蓋といふもの取れば、祝ひはやしてさん俵法師といふを
作りて、笹湯浴せる眞似かたして神（瘡瘡の神の意）ハ送り出したれど、益／＼よ
はりて……終に六月廿一日の葬の花と共に此世をしぼミぬ。……

露の世ハ露の世ながらさりながら 一茶（栗生純夫校訂「おらが春」——傍點櫻井）

かような時代にあつては、まことに「はしかは命定め、瘡瘡はきりよう定め」と
いわれたように、瘡瘡は、一生の容貌を決定する恐るべき傳染病であつた。

なお、嘉永二年（一八四九年）に、佐賀藩主鍋島家の侍醫で蘭法醫學を長崎で學んで
いた檜林宗建が、藩主鍋島閑臈の命を受けて、長崎のオランダ醫師モーニケのもと
に、生後四ヶ月の三男建三郎を連れて行き、オランダから届いた牛痘痂（今の痘苗）
で種痘してもらつたのが、我國でおこなつた種痘の始めであるという。また藩主鍋
島閑臈は、當時五歳であつた子息直大に、建三郎の善感した痘種を接種して側近者、
一般の家來に範を示し、種痘に對する疑惑を一掃したといわれる。^{*}

* 富士川遊「日本醫學史」決定版五九五頁、および檜林建三郎未亡人満由子、鍋島直大未亡人榮子の想い出
ばなし（東京朝日、昭和一五、三、二一掲載）に據る。なお種痘の日本起原については異説が多い。

明治時代になつても——これは東京の例であるが——母たちは、しばしば愛兒に帝釋天の御符を飲ませたり、子どものために鯖を食うことを絶つて鯖稻荷に祈願をこめたりしたものであつた。現在でもこの種の風習は、各地に多く残つてゐる。

民俗學者の報告によると、兒童に關する俗信は實に多い。妊娠、出産、育兒、すべてが驚くほど多くの俗信でとりまかれている*。そしてこれらの事實の中に見られるのは、子どもに對する親の盲目的なひたむきな愛情である。理性的な愛情がこれらの盲目的な愛情に代り、兒童愛護の方法が、俗信的なものから科學的なものへと進むためには、はるか後の時代を待たなければならなかつた。

* 大藤ゆき著「兒やらひ」は「育兒と呪法」の項で、この種の俗信の多くを報告している。その中、癩瘡については、三重縣では種痘後、棧俵をつくつて子供の頭にのせ、笹で酒をふりかけ、子を門口まで抱いて行つて棧俵を門口の木に括り付ける。また千葉地方では、嬰兒を箕の中に坐らせて籠をかぶせ、その上から茶湯をふりかける、とするしている(同書一九八頁)。

なお前に引用したゴロヴニンの「日本幽囚記」の中には、日本の「政府は國民の生命を大切にとり扱つてゐないと斷すべき理由がある。たとへば日本には病院とい

ふものが全然なくて、誰でも自分の力のおよぶ場所で治療をうけてゐる。従つて無産者は何の手當もうけずに死んでゆくのである」(日本幽囚記、井上滿譯、下一二頁)と書かれてゐるが、事實、病院というものは全く存在しなかつたし、病院の必要を考えた人は、前に述べた佐藤信淵ぐらいのものであつた。

第三節 子供仲間と若者組

かようにして、ようやく成長した庶民階級の子供たちは、一定の年齢に達すると子供仲間に入り、子供仲間を終えると、次には若者組に入つて、一種の團體生活をしなければならなかつた。^{*}

* 以下、主として大日本聯合青年團編「若者制度の研究」一四七—一五四頁および六四—六七頁、早川孝太郎「農村社會における部落と家」(村落社會學會編「村落社會の研究法」二二—二五頁)に據つて述べる。

子供仲間れんじゆうは子供連中、子供組、チゴ組、ドシ組、亥いの子連中、天神講などとも呼ばれてゐる。子供仲間がいつ頃から起つたかはあきらかでないが、青年團體である

若者組と同じように、それがひろく全國に普及したのは近世に入つてからであらう。家にあつて兩親のもとにある幼い子供たちも社會の成員であることは言うまでもないが、誕生の後、いわゆる氏子入りまたは宮參りとして、日を定めて氏神または鎮守に參詣し、氏子札を授けられて、子供は、はじめて神の子として、また部落人として承認されるのである。しかし子供仲間に入ることによつて、子供の社會成員としての性格はさらに明確になる。子供はもはや家長すなわち親の意志の下にのみあるのではなく、子供仲間の掟にも従わなければならないし、仲間の行事にも參加しなければならないのである。

子供仲間に加わる年齢は、だいたい九歳であり、子供仲間の行事は、天神様のお祭、道祖神のお祭り、虫送りなどが主である*。

* 神祭りに伴う古來の儀式にも、兒童でなければ勤められぬ色々の任務があつたという（柳田國男「小さき者の聲」四二頁）が、これらの任務を果すのは、個々の子供ではなくて、子供仲間であつたと思われる。

子供仲間のなかでも、年齢によつていくつかの組がわかれることがあつた。たとえば、山口縣大島では、十三歳になるとヘコ祝といふのがあつて、男の子であれば

六尺の白木綿を、女の子であれば赤い腰巻を名付親から贈ることになつていた。この祝は舊一月に行われるのが普通で、その日には赤飯をたいて近所の女たちを宴に招いたが、このへこ祝のすんだ者をここでは小若い衆といい、子供の仲間では一番はばをきかしたという。また後の時代の例であるが、静岡縣志太郡朝比奈村宮島では、明治二十六年頃、子供仲間は一定の年齢によつて上等、中等、下等の三組に分れてゐた。

次に示すものは元祿三年（一六九〇）の若者條目——若者組の規約——で、現に傳えられている若者條目としては古い方のものであるが、これには末尾に惣若衆、惣子供衆の文字が見えていて、若者組と子供仲間の關係の淺くないことがわかる。

若衆書留之事

- 一、牛、田地食くい候事
- 一、分山かり候事
- 一、茶の實取り候事
- 一、宮繪のゑ折繪わる事

一、てら領あらし候事

右之條々相守可_レ申候若相背者はゆい懸次第に過代に落し可_レ申者也

元祿三年之午八月廿四日

惣 若 衆 花押

惣 子 供 衆 花押

子供仲間を脱けて若者組に加入するのは、數え年の十五歳が最もふつうの例であつたが、所によつては、十四歳、十六歳、十七歳など、いろいろの場合があつた。この加入は一定の儀式をもつておこなわれたが、繁簡さまざまで、各地それぞれ異なる習俗があつた。また若者組は宿やどをもつており、結婚して組を退き家持衆となるまで、そこで寝起きするのが常であつたから、若者入りは同時に宿入りであつた。なお前に書いた山口縣大島の小若い衆には、小若い衆宿があつたという。この小若い衆宿は、たいていおばあさんのいる家で、夕飯がすむと毎晩そこへ泊りに行き、昔話をきいたり本をよんだりして、無邪氣に時をすごしたのである。

要するに子供仲間と若者組とは、共に同一年齡の者によつて構成された團體、い

わゆる年齢集團であつて、處によつては、年寄仲間とも深いつながりをもつていたのである。なお石川縣能美郡地方の各町村では往時、子供連中（九歳より十四歳）と若衆組（十七歳より三十歳まで）との間に、前髪連中（十五歳および十六歳）があり、若衆組の命令にしたがい、雑役に服する義務があつたという。

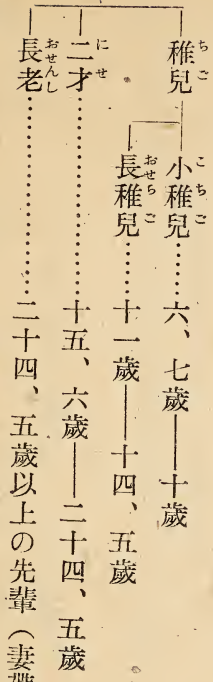
以上は庶民階級の子供仲間および若者組について述べたのであるが、武士階級にも、これに相當する青年團體や子供の集團があつた。

その中でも特に名高いのは薩摩藩の郷中ごうちゆうであろう。*鹿兒島の城下はいくつかの方限まがりに分れており、郷中は、この方限という地域毎に團結せる自治、修養、警備の組織であつた。鹿兒島には、明治初年において三十余の郷中があつたというが、わたしが鹿兒島市を訪ねた昭和十八年の暮には、郷中の後身である十七の「學舎」が存在して、昔ながらの行事である義士傳讀みをおこなつていた。この郷中の制は鹿兒島城下ばかりでなく、藩内の百二外城とじよにおいてもそれぞれ一つの方限を以ておこなわれていた。この郷中の起原は明かでないが、慶長元年（一五九六）の郷中規約（「二オ

咄格式定目七が残つていることから見ると、その淵源は相當古いものといわなければならぬ。要するに、青少年が集つて平時にあつては日夜文武の道を講じ、戦亂に際しては、一地方もしくは一區域の青少年の全部または一部が、あるいは一團となつて出陣者を後援し、あるいは出陣者に加わつたのが郷中制度の起りであろう。

* 郷中については、大日本聯合青年團編「若者制度の研究」四九—五五頁、および松本彦三郎「郷中教育の研究」に據る。

郷中の成員は、年齢を基準として區分されている。その組織は、およそ次の通りである。



「稚兒」はまた「稚子」とも書く、單に「兒」の一字を書いて「チゴ」と讀ませる場合もある。この時期を二期に分つのであるが、前期の小稚兒はまた、「ワラベ稚

兒」とも「へゴ山稚兒」または單に「へゴ山」ともいう。時には小稚兒を單に「稚兒」とのみ言い、「長稚兒」と區別する場合もある。長稚兒の中の有力な者は稚兒頭に選ばれ、稚兒仲間を代表し、また諸種の命令を稚兒仲間に傳達する。

小稚兒が十五、六歳に達すれば前髪をとつて二才にせとなり、一人前の武士としての責任をもつ。稚兒、二才いづれも長幼の序がきびしく、年少者は年長者に對してほとんど絶對服従を強いられた。同時に年長者は年少者に對して指導監督をなし、何事にも絶對責任をもつて常に年少者を愛護したのである。郷中の目的および性質を知るために、寶曆四年（一七五四）にできた「小稚兒相中掟」あいちゆうおきてを次に掲げよう。*

小稚兒相中掟

- 一、武藝を可ニ相嗜二事
- 一、山坂を達者可ニ相嗜二事
- 一、傍輩中に過言いふ間敷事

(中略)

- 一、人に惡口申間敷事

一、二才等より申聞儀相背問敷事

一、於三人中歌うたふ問敷事

一、於三人中力足踏問敷事

右之條々能々可_レ被_二相嗜_一候。若又右趣相背候はば不_レ可_二相咄_一者也

* 松本彦三郎「郷中教育の研究」七九―八〇頁所載。

稚兒、二才ともに修養と娛樂とを兼ねた毎日の行事がきまつていた。年中行事にもいろいろなものがあつたが、そのうち十二月十四日赤穂義士討入の夜におこなう義士祭、五月二十八日に曾我兄弟を記念しておこなう傘^{からかさ}焼、および九月十四日の妙圓寺詣りは、方限^{ほうぎり}の三大打事として、最も廣く知られているものである。

郷中ではまた士道を磨き、人物を養成する方法として詮^{せんぎ}儀——忠勇節義に關する難問を中心とする問答・討論——をおこない、掟を破る者には嚴重な制裁を加えた。かように郷中でおこなわれた訓育は、きわめて嚴格なスパルタ式のものであつた。

また大垣藩では青少年の團體は仲間とよばれ、大人仲間と小供仲間の別があり、さらにそれぞれ石高により小區分があつた。即ち小供仲間の組織は、知行仲間（五

十石取り以上」と切米仲間（五十石に充たざるもの）の二つの別があり、前者はさらに百石以上の組、百石以下の組に分れていた。仲間入りは九歳の冬から遊んでもらい、とて假に入り、十歳の春から眞の仲間入りをする。次に十五歳に達して前髪をとり元服をすれば、子供仲間を退いて大人仲間に入ったという*。

* 前掲「若者制度の研究」五七—五八頁。

かような少年武士の團體は薩摩、大垣以外の多くの藩にもあつたのではないかと思われるが、まだ十分あきらかにされてはいない。またかような武士階級の少年・青年集團は庶民階級の子供仲間、若者組と非常によく似ており、兩者の間には密接な關聯があつたと思われるが、この點もあきらかでない。

* 前掲「若者制度の研究」五五—五七頁。

なお少年武士の團體というと、會津の白虎隊が想い出されるが、會津藩では明治元年三月、兵制を改革して武備の充實をはかり、十六、七歳の者をもつて白虎隊を、十八歳から三十五歳までの者をもつて朱雀隊を、三十六歳から四十九歳までの者をもつて青龍隊を、五十歳以上の者をもつて玄武隊を編成した。したがつて白虎隊は

危急に際して臨時に組織されたものであるが、危機に臨んだ會津藩が、かような年齢別の編成をおこなつたのは、平常においても、同藩になんらかの年齢集團が存していたからではないかと思われる。

なお昔は庶民階級の娘の間にも、娘連中、娘組などと呼ばれる團體があつたようであるが、若者組の單なる附屬の觀があつて、若者組のような著しい團體ではなかつたらしい。娘だけが集まる集會所は娘宿であつて、地方によつては、コメラベ宿、オナゴ宿などとも呼ばれたが、これも概して若衆宿より早くすたれた。

なお子ども仲間が現に今もその生命をもち續けている地方も少くないようである。^{*}

* この方面の特色ある研究書としては、竹内利美編著「小學生の調べたる上伊那郡川島村郷土志」(アチツク・

ミニューゼム彙報第二および第七)、同「信州東筑摩郡本郷村に於ける子供の集團生活」(アチツク・ミニューゼム彙報第五一)がある。

第四節 侍の子

前節の終りで、武士階級の青少年團體について一言したが、ここでは、近世における武士階級の子供について、その生活を述べよう。だが今は、興味深い二三の事實を通して、側面からかれらの生活の一面をうかがうことにする。

×

新渡戸稻造博士の著「武士道」には、少年の切腹の例が擧げられている。博士がこの事實を何を根據として説いたか、わたしにはわからないが、珍らしい例と思われるので、次にその部分を引用しよう。

「左近、内記といふ二人の兄弟、兄は二十四歳、弟は十七歳であつたが、父の仇を報ずる爲に家康を殺さうと努力し、陣屋に忍び入らんとして捕へられた。

老英雄は己れの生命を狙ひし若者の勇氣を愛でて、名譽の死を遂げ得させよと命じた。一族の男子皆刑せらるる事に定められ、當年僅かに八歳の小兒に過ぎざりし末弟八磨も亦同じ運命に定められた。かくて彼等三人は仕置場たる一寺に引き

立てられた。その場に立合ひたる一人の醫師の書き残したる日誌によりその光景を記述すれば次の如くである。

「彼等が皆列んで最後の座に着いた時、左近は末弟に向ひて、『八麿より先づ腹切れよ、切損じ無きやう見届けくれんぞ』と言つた。稚きは答へて、つひぞ切腹を見たることなければ、兄の爲さん様を見て己れも之に倣はんと言へば、兄は涙ながらに微笑み、『いみじくも申したり、健氣の稚兒や、汝父の子たるに恥ぢず』とて、二人の間に八麿を坐らせ、左近は左の腹に刀を突き立てて『弟之を見よや、會得せしか、あまりに深く搔くな、仰向に倒れるぞ、俯伏して膝をくづすな。』内記も同じく腹搔き切りながら弟に言つた、『目を刮と開けや、さらすば死顔の女にまがふべきぞ。切尖淀むとも、又力撓むとも、更に勇氣を鼓して引き廻せや。』八麿は兄の爲す様を見、兩人の共に息絶ゆるや、靜かに肌を脱ぎて、左右より教へられし如く、物の見事に腹切り了つた。』(矢内原忠雄譯、岩波文庫本に據る)

x

さて先に述べた白虎隊とよく比較され、ならば稱されるが、白虎隊のように一般

に知られていない少年武士の一隊に「二本松少年隊」がある。この二本松少年隊は、白虎隊の隊員より年齢が若く、亂軍の中に散つたその最後は白虎隊よりも可憐であり、悲劇的であつた。以下、安藤信氏の著「二本松少年隊」によつて簡単に紹介しよう。この書は、小説ふうに書かれているが、その記述は事實に近いものかと思われる。

この二本松少年隊は十三、四歳の少年を中心とし、中にはまだ十二歳の少年をさえ交え、その多くは二十二歳の青年砲術師範木村銃太郎の門下生であつたが、彼からわずか半年の訓育を受けたばかりであつた。

會津と仙臺の二大藩の間にはさまれた十萬石の小藩二本松は、不幸にも時勢の潮に押し流されて錦旗に抗し、慶應四年、官軍の攻撃を受けて落城したのであるが、この二本松落城に際し、少年たちが戦つた時間はわずか數時間に過ぎなかつたが、その戦いぶりのはげしさと射撃の正確さには、さすがの薩摩隼人も舌をまいたといふ。

木村銃太郎の配下として闘つた少年隊員は、隊長、木村銃太郎（二十二歳）、副隊長

二階堂衛守（二十三歳）のほか、判明しているもの二十五名であるが、そのうち、戦死者、正副隊長とも、十五名、負傷者六名を出しており、隊員の年齢は

十二歳 一名、十三歳 八名、十四歳 十名、十五歳 二名、

十六歳 三名、十七歳 一名

であつた。「二本松少年隊」というのは、最も悲壯をきわめたこの木村銃太郎配下の一隊をいうのであるが、このほかにも數十名の少年が他の隊に配備されて戦つたという。

なお二本松藩には、入れ年という不文律があつて、事ある場合に、年少者は二つだけ年齢を多く数えることを黙認されていたという。

×

近世においては、子の道徳としては、言うまでもなく孝が重んぜられ、孝は常に忠とならび稱された。だが、この時代において、子の道徳として、特に注意をひかれるのは敵討の慣習である。

敵討は中世にもおこなわれたが、近世では世の中が泰平無事になつて、戦場で槍

先の功名をたてる機会がなくなつたので、敵討が、あたかも戦場の功名のように稱讃されるようになり、敵討のおこなわれる回数もすこぶる多くなつた。もちろん一口に敵討といつても、子が父母の仇を討つ場合のほか、妻が夫の仇を討つたものや、兄や姉のため、伯叔父のため、主人、師匠、友人のための敵討など、種々の場合があつたのであるが、その過半数を占めたのは、子が父のためにおこなつた敵討である*。

* 以下、敵討の史實については平出鏗二郎「敵討」に據る。

敵討という慣習は、近世の社會では一つの道德であつた。それゆえ、敵討に成功したものは社會から賞讃され、敵を討たないものは、社會の非難の的となつた。このことは、近世の敵討のうち最も名高い赤穂義士の復讐、およびそれを劇化した忠臣蔵を見るだけでも十分あきらかに知られる。

さて兒童生活史の立場から特に注意すべき點は、敵討の意を發し、またそれに従事する子の年齢、および敵討の目的を達するまでに要する年數である。赤穂義士の大石主税は十五歳、矢頭右衛門七は十七歳であつたが、このくらいの年齢の、あるいは

それより幼い少年少女の敵討はめずらしくない。寶曆十三年に今の福島縣の中村原町で父の敵を討つた佐々木清十郎は、父を討たれた當時、わすかに六歳であつた。當人が幼くてその意思がなくても、親族のものなどがこれを保護して、強いて敵討に出立させるのが當時のならわしであつた。宮城野・信夫の名でひろく知られていゝる仙臺白鳥神社前でおこなわれた姉妹の敵討では、姉は十六歳、妹は十三歳であつた。川柳に「あだの有る子の母おやのうつくしさ」(柳多留九編)というのがあるが、これなども、母親の美しさから、仇を討とうとする子の幼さが推しはかられる。そして仇討に要する歳月は、十七八年から三十年もかかつたのがめずらしくなく、最も長いものは五十三年を要している。

子は、一たびその父や母が人手にかかつて討たれるというような場合に出あうと、幼少であつても敵討の志を發し、町人百姓なら、まず武藝を習うことからはじめ、以後、數年、數十年の長期にわたり、死を決して仇人をたすねるのであるが、運の悪い者は一生たすねても仇人を見つけないことができなかつたり、あるいは、見つけないうちに、仇人に病死されてしまつたり、または、せつかく發見してもむざむざ

と返り討にあつたりするのである。幸い首尾よく目的を果したときは、武士ならば多くは主君から優遇を受け、百姓町人ならば相應の褒美をもらうのであるが、敵討をすました後に、仇人の縁故や知己のものに追討おいうちされ、または仇人の親族から、さらにまた仇とねらわれるまたがたきうち（復敵討）こともあつた。

かように敵討は、今から考えれば、すいぶん妙な慣習であつて、その弊害もすくなくなかつた。前にも引用したロシア艦長ゴロヴニンは、復讐心を「日本人の特有の罪惡の一つ」に數えている。親が討たれた後は、その復讐のためにのみ生きなければならなかつたこの時代の武士の子は、全く衰れであつた。

この敵討が嚴禁されたのは明治六年二月である。

x

さきに述べたように、この時代の社會は、階級的な區別が嚴重であつたばかりでなく、同じ階級の内部でも上下の身分によつてその間に明瞭な差別が存していたから、ひとしく武士の子といつても、家老の子と下級武士の子とは、とうてい同一には論ぜられない。そのもようは、九州中津藩の出身である福澤諭吉の「福翁自傳」に、

つぎのように鮮明に描かれている。

「一體中津の藩風と云ふものは、士族の間に門閥制度がチャンと定まつて居て、其の門閥の堅い事は昔に藩の公用に就てのみならず、今日私の交際上、子供の交際に至るまで、貴賤上下の區別を成して、上士族の子弟が私の家のやうな下士族の者に向ては丸で言葉が違ふ。私などが上士族に對して、アナタが如何なすつて、斯うなすつてと云へば、先方では、貴様が爾う爲やつて、斯う爲やれと云ふやうな風で、萬事其通りで、何でも無い只子供の戯れの遊びにも門閥が付て廻るから、如何しても不平がなくて居られない。其癖今の貴様とか何とか云ふ上士族の子弟と學校に行て、讀書會讀と云ふやうな事になれば、何時でも此方が勝つ。學問ばかりでない、腕力でも負けはしない。夫れが其交際朋友互に交つて遊ぶ子供遊の間にも、ちやんと門閥と云ふものを持て横風至極だから、子供心に腹が立て堪らぬ」(岩波文庫本二八頁)

しかし、これは中津藩だけのことではなかつたろうと思われる。

かように武士階級の子供たちは、幼いときから、主君のためならばいつでも喜んで死ぬように、献身の美德をのみ教えこまれ、また仇討を強要され、侍の子というものは腹がへつてもひもじうない、という名高い「伽羅先代萩」の文句にあるような、瘦せがまんを身につけて成長したのであつた。

なお、ここに引用するのは當を得ていないかも知れないが、天誅組の首領の一人である伴林光平に「父ならぬ父を父とも頼みつつありけるものをあはれ吾が子や」の悲痛な作があることを記しておく。

* 川田順「幕末愛國歌」一七一頁。

第五節 文學にあらわれた庶民の子

この時代には子供を題材にした文學がきわめて多い。たとえば浄瑠璃には「伽羅先代萩」の政岡と千松、「菅原傳授手習鑑」の松王夫婦と小太郎、そのほか「傾城阿波の鳴門」のお鶴とか、重の井子別れの三吉などがある。これらの子供、というよりは親子の關係を取り扱つた浄瑠璃は、もとより親子の情愛を實に巧みに表現して

いるが、親子の情愛そのものよりは、むしろ主君への忠義や世間への義理のために子を犠牲にする事實に重きをおいたものの方が多い。この時代の文學作品や劇では、子は、しばしば親の忠義のために、犠牲になつたり、あるいは親と別れたりする。これらを通して、この時代の子に對する一般の觀念を見ることができるが、前に述べた勘當や敵討などと同じように、それらは、いずれも、主従の間の道徳が家族の間の道徳より重んぜられていたことをあらわしていると共に、この時代の家族制度の特徴を示し、子に對する親權の強大を反映しているのである。そしてこれらの作品にあらわれているものは、町人の眼に映じた武士階級の親子關係や主従道徳・家族道徳であると共に、作者が所屬する町人階級それ自身の道徳觀であり、社會觀である。

誰よりも子供が好きで、いたるところで子供たちと戯れあそんだという良寛は、

かすみ立つながき春日を子どもらと手まりつきつゝけふもくらしつ

こどもらと手たづさはりて春のぬにわかなをつめばたぬしくあるかも

こどもらと手まりつきつゝこの里に遊ぶ春日はくれすともよし

などの歌をのこしているが、子供をうたつた詩人として忘れられないのは一茶である。その遺稿の中で最もよく知られている「おらが春」を見ても、子供についてうたい、述べたものがきわめて多い。つぎにそのいくつかを示そう。

越後女旅かけて商ひをする哀さを

麥秋や子を負ながらいはし賣

乳呑子の風よけに立つかゝし哉

前の句はいわし賣の子、後の句は農民の子を詠んでいる。また一茶は、子供たちが戯れに蛙を生きながら土に埋めて「ひきどのゝお死なつた、おんばくもつてとふらひに〜〜」と口々にはやし、おうばこの葉をその上にうちかぶせて歸るありさまを描き、「卯の花もほろり〜や墓の塚」とよんでいる。これも農民の子どもたちであろう。

また、一茶は、妙專寺のあこ法師たか丸という十一になる少年が、せりやなづなをつんで遊んでいるうち、誤つて流れに落ちて溺れたとき、ひきあげた死體の袂から露のとうが三つ四つこぼれ出した哀れな情景を描いて「いつものごとくいそ〜

歸りて、家内へのみやげのれうにとりしものならんと思ひやられて、鬼をひしぐ山人も皆く袖をぞ絞りける」と書いてある。庶民の生活の質素で貧しかったことが、こんな話からもうかがわれる。

寛文年間の民謡に「二た目と見られぬ雑穀飯、子供が嫌ふに、我が折れた、いつか此米ヤスなりて、子供に氣儘にモリ食はシヨ」というのがあるが、百姓が米を「喰つぶし」候わぬよう（慶安觸書）などという慘酷な江戸幕府の政策のために、みずから苦しんで耕作した米を子供に食べさせることもできなかつた農民階級の苦しみがよくあらわれている。

* 羽仁五郎「幕末における倫理思想」（岩波講座「倫理學」第二冊）一四一―一五、九四頁所引。

このほか、川柳や諺などにも兒童をとり扱つたものが多い。

乳貰ひは冬の月へも指をさし（柳多留十七編）

おこまりかなと雨ふりの子をあやし（同 十四編）

手を打つてお出でくと子煩惱（同 十一編）

子心にはやく寝たがるたから船（同 十七編）

ひじをまげ枕とし乳ほゞばらせ（同）

蚊や釣つた夜はめづらしく子があそび（同 十四編）

いずれも庶民階級の子供たちの生活を描いたものである。

また「いろはかるた」の中には、誰も知つていないように、「老いては子に従う」「総領の甚六」「子は三界の首かせ」などがあり、そのほか、子供に關する俚諺としては

負うた子に教えられて淺瀬をわたる

子はかすがい

可愛い子には旅をさせよ

三つ兒の魂百までも

十で神童、十五で才子、二十過ぎてはただの人

惡まれつ子世にはばかる

燒野の雉ききす 夜の鶴

などがあるが、この時代の兒童觀の一端が知られると共に、兒童の家庭生活や社會

生活の一断面がうかがわれる。

次に、特に注意をひかれるのは子守唄である。これは童謡の一種とも見られるが、むしろ子守娘という少女労働者が生んだ作業歌であり、労働歌であると見るべきであらう。

子守唄は書物には書かれていない。古くは「ねんねんよう　ねんねんよう」を繰り返した程度であらう。最も全国的な歌詞は「ねんねんよう　おころりよう」式な文句に、「ねんねのお守はどこいた、山を越えて里へいた、里のみやげになにもろた、でんでん太鼓に笙の笛」という本文がつづくものである。

子守唄が長足の進歩をとげたのは、子守娘が給金をもらつて働くようになってからである。次に示す七、七、七、五の二十六字の形のもは、おそろく近世のもであらう。

寝んねした子に羽子板と羽根と、寝んねせん子に羽ばかり

寝んねする子に赤いべべ着せて、起きて泣く子にや縞のべべ縞のべべ

これは、早く寝る子をほめ、寝ない子をいとう、という類のものであるが、

ねんね可愛や、寝る子は可愛い、起きて泣く子はつら憎い

こちのこの子は今寝る盛り、誰も阿呆ぢやとゆてくれな

というような、子守の心のあらわに現われているものもある。

これらの子守唄は、仲間から仲間へと傳わり、また古いものの替歌や新らしい即興歌がつくられた。

守とゆうものは淺ましものよ、道や街道で日を暮らす

守よくと澤山そうに、守がありやこそ子が育つ

守子くとよ、なぜ子を泣かす、お乳足らんで泣きなさる

守を置くならちんばを置きやれ、歩きたんびに子をゆする

こんな泣く子の守するならば、おひま下され、わしもいく

いやぢや、きらいぢや、泣く子の守は、叩くつめると思われる

旦那よう聞け守子の歌を、守にきつすりや子に當る

これなどは、子守が勞働苦をうたつたものである。子守唄は諸國にあるが、さほど郷土的特色がない*。

かように子守唄の歌詞には、自然を詠歎したようなものはなく、「泣くな」と「寢てしまえ」よりほかには共通の題目がなく、それ以外にうたわれるのは、主婦のわる口と親の家の戀しさ、仲間同志の情愛とあてこすり、よその戀歌の口まねぐらいのものであつた。^{**}なお子守唄のふしは、各地それぞれ異同があるが、佛敎の和讃の影響が強いといわれている。

* 以上、主として小寺融吉編「日本民謡辭典」に據る。

** 柳田國男「口承文藝史考」六四―六五頁。

なお十八歳の青年天草四郎を首領として幕藩軍と戦つたきりしたん宗徒（と百姓たちの連合）一揆、いわゆる島原の亂において、島原半島の廢城原にたてこもつた約四萬人の中には、女子と兒童が一萬八千九百余人あつたことを、ここに記しておこう。この四萬の一揆を武士十六萬餘人が攻めて、かえつて敗れ、かさねて武士二十六萬の大軍で包圍して二百餘日に及ぶも陥すことができなかつたのであるが、おそらくこの二萬ちかい女子・兒童は大部分が農民であり、それぞれ分に應じてめざましく戦つたことと思われる。

第六節 職業と教育

前に、中世の職業を述べた場合に、中世では、職業世襲の傾向が強くなつたと述べたが、近世に入ると、この傾向はさらに強められて、ほとんど動きのとれないほどにまでなつた。

したがつて武士の子は武士として町人の子は町人として一生を終らなければならなかつた。「町人は町人くさき」(西川求林齋著、町人藁)がよく、「座頭は座頭のまね、武士は武士のまねを、するこそ重寶」(東照宮御遺訓附録)であつた。

これは町人や農民ばかりでなく、武士集團の内部においても同様であつた。福澤諭吉も「福翁自傳」のなかで、幕末の頃の九州中津藩の状態を、「中津は封建制度でチャント物を箱の中に詰めたやうに秩序が立て居て、何百年経ても一寸とも動かぬと云ふ有様、家老の家に生れた者は家老となり、足輕の家に生れた者は足輕になり、先祖代々、家老は家老、足輕は足輕、其間に挾はさまつて居る者も同様、何年経てたう

も一寸ちよいとも變化と云ふものがない」(岩波文庫本、一八頁)と述べている。

かような社會であつたから、先祖からの仕來りである家業が尊重され、職業を換えたり、他の職業を羨んだり望んだりすることは、分際を知らないもの、分に過ぎたものとして批難された。*かかる社會では、どんな才能や力量のある子供でも、結局、先祖傳來の家業を繼いでくらし行くよりほかに生きる道はなかつたし、自己の性格や能力を思い切つて伸ばす、というような生き方はできないのが常であつた。

* 櫻井庄太郎「日本封建社會意識論」第四編、分限思想の研究、参照。

つぎに、中世の社會に、座と呼ばれる一種の同業團體があつたことは、第四篇で述べた通りであるが、近世においても、商工業者の多くは團結して組合をつくつていた。それには、公然官許を得たものと、そうでないものとが有つたが、前者を株なかも仲間と言ひ、後者を單に仲間と言つた。

株仲間の制度は、江戸、大坂、京都を主としたが、その他の都市にも存在し、官憲の許可により、その保護の下にあつて、それぞれの營業を獨占したのである。そしてこの株仲間の内部では、嚴重な身分制が存するのが常であつた。すなわち工業

においては、徒弟として一定の年限を勤め上げたものが職人となり、さらに親方として仲間の一員となるのであるが、商業の場合は、てうち丁稚から手代に、手代から番頭に、番頭から別家に昇進して、そこではじめて仲間の一員として同業を営むことを許されるのである。それゆえ、徒弟↓職人↓親方、あるいは、丁稚↓手代↓番頭↓別家が、商工業に志す多くの少年がたどつたコースであつた。

×

江戸時代の教育については、詳しい研究が多く發表されている。*わたしは今、詳しくはそれらの書物に譲り、簡単に二、三の點について述べたいと思う。

前に、中世では寺院が學校であつて、その教育上の活動は廣い範圍にわたり、またきわめて根柢の深いものであつたことを説いたが、近世では、寺院そのものも、すでに中世のような勢力を失つており、教育は寺院を離れておこなわれていた。近世の前半期においては、教育の機關としては、寺小屋、家塾および私塾、幕府および諸藩の學問所があり、後半期にあつては、寺子屋、諸藩の藩塾および郷學こうがくなどがあつた。

寺子屋は中世の寺院教育の系統を引いたものであるが、近世に入ると、主として庶民の初等教育のための機關となつた。この寺子屋は戰國時代の頃からすでにひろく行われていたらしい。^{*}だが手習師匠を以て身を立てる專業家があらわれたのは、おそらく寛文年間（一六六一—七三）であろうと推定されている。近世の後半期に入ると寺子屋はいよいよ普及し、天保から安政へかけては概數一萬五千を超え、通學兒童は四十萬人に近かつたと推定されている。學童を「てらこ」、入學を「てらいり」と言つたが、これらの「てらこや」、「てらこ」、「てらいり」という言葉が中世に起り、近世に入つてからも引續いて用いられたことについては前に述べた。「菅原傳授手習鑑」の寺子屋の段は、この時代の寺子屋の狀況をある程度までうつしている。

^{*} 岡田章雄「キリシタンの寺子屋」（東京朝日、昭和一六、六、二二）

郷學は郷學校とも呼ばれた。郷學には、藩費の延長としてのそれと、庶民教育機關としてのそれとの二種類があつたが、年代があたりしくなるにつれて藩主の直營から離れ、民間の有志に維持される傾向をも失つて、村立、組合立のものが激増していった。事實、幕末から明治初年にかけてできた郷學の多くは、明治五、六年に

至つてほとんどみな公立小學校に移つていつた。

また近世では、教科書の發達が著しかつた。武士階級は主として儒教を學んだのでこの方面では独自の教科書の發達は見られず、藩釐や、藩釐の延長としての郷學では四書、五經の類が用いられたに過ぎなかつたが、庶民教育のための教科書の發達はめざましかつた。殊に、一般に「往來物」と呼ばれている初等教科書は、あまねく全國の寺子屋で用いられ、その種類もきわめて多かつた。江戸時代から明治の初期へかけて編纂された往來物の種類は、二千五百に近いという。

往來物は平安時代の末から明治のはじめへかけての七百年にわたつて、多く現れた初等教科書の重要な一形態である。庭訓往來、消息往來など、何々往來と稱するものが多いが、江戸時代では、往來の字の有る無しにかかわらず、寺子屋で用いた教科書・副讀本の全部を往來物と呼ぶようになつた。その内容は教訓、社會、消息、地理、歴史などさまざまである。

佐藤信淵の考えた慈育館や遊兒廠については前に述べたが、彼の考えでは、授乳期を慈育館で、四、五歳から六歳までを遊兒廠ですこした兒童は、七歳になると教

育所に送られる。教育所は學校であると共に、地方行政と社會事業とを兼ね掌り、教化臺（大學校）から配屬された官人が教官となつて、読み方、書き方、算術などを教える。ここでは別に、ときどき、村内の老若男女を集めて日常五倫の道を教諭する。この教育所は一萬石の地につき十箇所づつ設立する。教育所の業を卒えたものは、それぞれの好みにしたがつて生業に就かせるが、特に優秀なものは選抜して小學校に送る。小學校は二萬石の地につき一箇所づつ設け、八歳以上の優秀兒童を收容して、洒掃、應對、進退の禮を教え、四書「小學」「近思錄」六經などの素讀を授け、その中で拔群の英才は、さらに進んで學問、文武の諸藝を學ばせ、十五歳におよんで皇都にただ一校しかない大學校に送つて國家有用の人物たらしめる。大學校は誠明、神祀、儀禮、音樂、法律、武備、醫術、天數、地理、通譯の十科を設け、學生をしてその欲する學部に入らせる組織であつて、官吏はすべてその卒業生から選抜して補任する。^{*}

^{*} 佐藤信淵「垂統祕錄」（改造文庫本、五四―五五頁）

したがつて信淵の考えた新教育施設の組織においては、兒童は次のようなコース

をたどることになる。

教化臺（大學校）↑小學校↑教育所↑（遊兒廠）↑（慈育館）

教育機關といへば、寺子屋や諸藩の藩塾や郷學ぐらいしかなかつた江戸時代後半期において、かような進んだ教育組織が考えられたことは特筆にあたひする。

泰平であつて、遊蕩的氣風の強かつた時代の社會的影響から、江戸、京、大坂などの都市では、不良少年の數も少くなかつたようである。

一、二の例を示すと、^{*}慶長十七年、江戸では不良少年逸兵衛組などが徒黨を結んで時人を惱まし、承應二年には、旗本の少年たちが風呂屋に出入し、湯女どもを集めて淫行はなはだしく、市人と爭論を構えるに至り、また寛文、延寶の頃、京都では公卿の少年らの淫風がはなはだしかつたという。

* 社會事業研究所編「社會事業大年表」に據る。

なお、放蕩息子の殺人事件を取扱つた近松晩年の傑作「女殺油地獄」のあることを附記しておこう。川柳の「母をあやなすこと神のごとくなり」、「手ならひのせわがやんだら女郎買ひ」なども、この時代の早熟兒をうたつたものであろう。

また江戸時代の社會は、その特有の藝術の一つとして浮世繪版畫を生んでいるが、高橋誠一郎博士によれば、寛政期の緊縮政治の影響は浮世繪に取材の變化を生ぜしめ、「教訓何々」と銘を打つたり、または毎圖、訓戒めいたことを長々と書き込んだりして政府の施政方針に追隨するの態を装うと共に、石門心學流行の時世に便乘しようとしているように思われるものを出現させた。歌麿の「教訓親の目鑑」はその好例であるが、その中で歌麿は、子に伏して寅にまた伏すぐうたら女を描き、「子を養つて教へざるは親のあやまりなり」と記しているという。^{*}これなどは教訓的に擬装された美人畫であるが、その時代の一つの兒童觀、教育觀を示すものと言えよう。

^{*} 高橋誠一郎「浮世繪全盛時代」五―七頁。

第七節 童謡、遊戲、兒童讀物

一、童謡

近世は、歌舞音曲の類が一時に勃興した時代であり、それにともなつて、童謡も伸びやかな氣持で謠われたものが多いが、いま傳わつてゐる古い童謡の大部分は、

江戸時代中期以後のものが多し。そして、これらの江戸中期以後の童謡の多くは、すくなくとも明治時代までは、まだ子供や母親の口にうたわれていた。中には現代においてもまだ生命を保っているものがある。「一つとや……」の數え歌、「ねんねのおもりはどこいた」の子守唄や、そのほか「すい／＼すっころばし、胡麻味噌ずい……」、「いもむしこウろころ、ひようたんぼっくりこ」、「月さんいくつ、十三七つ……」、「がんがん三ツ口……」などは、いずれも文化・文政の頃から幕末へかけて、すでにうたわれていたという。

江戸時代の中期以後は、遊里と歌舞伎が都市文化の中心となり、好色的・遊蕩的な氣分がきわめて強かつた。したがつて歌舞音曲の類も好色的な歌詞をもつものが多かつたが、童謡もこの傾向をまぬがれることができず、殊に俗謡が童謡の中へ取り入れられて、驚くほど頽廢的な卑猥なものが兒童によつてうたわれていたようである。「一つとや」の數え唄にも、「四つとや、吉原女郎衆は手毬つく／＼、手まりの拍子は面白や／＼」などという一節があるが、これなどはまだ比較的無難の方である。

子守唄も童謡の一種であるが、これについてはすでに述べた。

二、遊 戯

さてこの時代の子供たちはどんな遊戯を楽しんだであろうか。平安時代や鎌倉時代から引きつづいておこなわれた遊戯もすくなくなかつたが、近世になつておこなわれはじめた遊戯としては、芋蟲ごろ／＼、天神様の細道、シャボン玉、松葉ぐさり、松葉切りや蝸牛つもの出せ、などがあり、女兒の遊戯としては、綾とりや折紙、切抜きなどがおこなわれた。隠れん坊と共に兒童遊戯の雙璧である鬼ごっこは、おそらく古くから隠れん坊とならびおこなわれたのであろうが、古くからおこなわれたという確證がみつからない。文化・文政頃の鬼ごっこは、現在のただ逃げるものを追つてつかまえるのとはちがつて、向いの軒下とこちらの軒下とに別れ、かわるがわる「向いのおばさん茶をのみにちよつとおいで」、「鬼がこわくてゆかれません」などと節をつけて謠うように言いはやし、向いの軒下めがけて駆け出るのを、中央に立つている鬼が追いかけるのである。

なおこの時代には「いろはかるた」が全国的に流行した。かるたは近世では盛ん

におこなわれ、その種類もいろいろあつたが、「いろはかるた」は江戸末期に創案され、輕妙な比喻と洗練された表現とによつて廣くおこなわれるに至り、今日においても遊戯的生命を持ち續けている。はじめ京都およびその附近でおこなわれ、次いで大坂方面に波及して幾分の改變が試みられ、次に江戸で流行して江戸ふうに訂正され、これがやがて全國的となつたのである。一例を示せば、イは、京都では「一寸先は暗」、大坂では「一を聞いて十を知る」、江戸では「犬も歩けば棒にあたる」であり、オは、京都では「鬼も十八」、大坂では「鬼の女房に鬼神」、江戸では「老いては子に従う」である。^{*}

* 林子平は「幼者の徳行」のためにいろは歌を書き、「リひ（理非）はただひいきの沙汰を取のけて理の當然を明白にせよ」などと、いろは歌に理性的・近代的倫理を盛ろうと試みた。（羽仁五郎「幕末に於ける倫理思想」―岩波講座「倫理學」第二冊、四九、五九頁参照）

これらの遊戯の大部分は、現代でもその生命を保っている。また玩具としては、獨樂、特にベイゴマや勝負ゴマ、花火（主として、ねずみ花火、手牡丹、線香花火の類）、あぶり出し、水繪、きしやご、などがひろく用いられた。

なおここで、繪雙六について述べておこう。今でも歌留多と共に正月にはなくてはならぬ遊戯である繪雙六の流行は、近世以後のことであるが、これは中世に佛教の僧侶の間でおこなわれた佛法雙六から發達したものだといわれている。

鎌倉時代（弘安前後頃）に、名目雙六というものがあつたが、これは僧侶が佛教の術語を會得する一つ的手段として用いられたものである。六面に貪、瞋、癡、戒、定、慧と一字づつ記した采を振つて、南瞻部洲なんせんぶを振り出しとして、最後に法身に上る仕組みであるが、その途中で「無間むげん」に進めば、そこは永遠に浮ぶことができず、仲間から除外されるきまりであつた。その後、江戸時代（萬治、寛文——四代家綱の頃）に入つてから、淨土の繪を描いた淨土雙六が世間に流行するようになった。これは中世の名目雙六に似たものであるが、采の目が南、無、分、身、諸、佛となり、その或るものは一、二、三、四、五、六と數字化し、南閻浮洲なんえんぶを振出しとし（振出しの場所がないものもある）、漸進して最後に極樂淨土に上るものである。その途中には、名目雙六の「無間」地獄と同様に、仲間から除外される場所があり、「永沈えいしん」と書かれてゐる。近ごろの雙六に「お休み」のあるのは、これにもとづくのである。この淨土雙六

六は、娛樂として民衆の間に普及し、一般の繪雙六を發生させた。中世では子供とは縁がなかつた繪雙六を、子供の世界にまで入りこませたことは、淨土雙六の功績と見なしてよい。だがこの淨土雙六の中には、赤舌、目一つ坊、海坊主、わらく、かつば等の怪異な繪姿が描かれていた。そしてそれが、やがてその怪異な一面をとりあげた「化物雙六」を發生させ、それでなくても科學的な知識に乏しく、愚かしい俗信にとりまかれていたこの時代の子供たちを、いたずらにそのグロテスクな姿でおびやかすに至つたことは、その大きな罪過といわなければならない。わたしは淨土雙六に功罪二つを認めようと思う。

* 名目雙六から繪雙六への發展については、瀧善成「佛法双六と盲經」(『社會學徒』十四卷一號) 參照。

なお、兒童藝術としての人形つかいや覗きからくりも見のがすことができない。人形つかいは現代の紙芝居のように、江戸時代の兒童に親しまれていた。だが覗きからくりの狂言は「地獄極樂」、「於七吉三戀膝枕」、「石川五右衛門釜ヶ淵」などで、兒童に見せるものとしてはグロテスクな、また好色的な要素が多すぎるものであつた。筆者も幼年時代、からくりの「地獄極樂」を見て、恐怖の印象からいつまでも

離れられなかつた經驗をもつ。

概してこの時代においては、泰平の影響を受けて遊戯の種類は豊富になつた。だが時代の特徴が兒童遊戯に反映している點も相當に認められる。「天神様の細道」などは、關所におけるきびしい通行吟味が、いつか童謡遊戯にとり入れられたものだという。

三、讀物

江戸時代における兒童讀物としては、繪畫を本位とした草雙紙、殊に童幼婦女子を目的とする丹表紙製の繪本、いわゆる「赤本」がある。この赤本は「桃太郎昔咄」「舌きれ雀」「ぶんぶく茶釜」「はちかづきひめ」「猿蟹合戦」「枯木に花咲かせ親仁」など、多く前代からの傳承童話を主題とし、作者は大概その名を現していない。署名している者は畫家のみであつた。これらの赤本の版下繪の製作に従事したのは浮世繪師であるが、特に多作であつたのは近藤助五郎清春であり、これに次ぐ者は羽川珍重である。そしてお伽噺を主題とした赤本は、やがて軍記物、一代記物、縁起物、由來物、仇討物、妖怪物などを題材とする黒表紙装幀のいわゆる「黒本」にう

つつていったが、安永頃から、草雙紙は子供の手から取り上げられておとなのものとなり、いわゆる「黄表紙」の全盛時代に移つていった。^{*}

^{*} 高橋誠一郎「浮世繪全盛時代」九一一頁。

第六編 近代

ここで近代というのは、明治維新以後、現代にいたる間（一八六八）のことである。この期間において孤立・鎖國・封建日本は、わが國未曾有の大變革であつた明治維新をスタートとして、世界の一環としての近代・資本主義日本へと轉換した。すでに西ヨーロッパでは、十八世紀の中ごろ以後、イギリスを中心として、近代工場組織による機械制工業が發達していたので、明治新政府は、歐米の生産技術、生産様式および經濟組織を輸入移植してわが國産業の發達を計ろうとした。すなわち新政府は、舊制度の破壊、封建的諸制限の撤廢などと共に、官營模範工場の經營、新知識・新技術の吸收、民業の指導・援助などによつて、資本家的商品生産發達の礎石をききすいたのであつた。^{*}やがて日清・日露の兩戰役によつて、わが新經濟組織は急速な進展を遂げ、近代的な産業制度がわが經濟界を支配した。かくて明治時代にいわゆる資本主義社會があらわれたのであるが、第一次世界大戰によつて帝國主

義的獨占資本主義の段階へと進むにいたつた。

* 野呂榮太郎「日本資本主義發達史」五〇―五二頁。

さて明治維新によつて封建制度は覆され、士農工商の嚴重で煩わしい階級的差別が廢され、族藉上の區別としては、華族、士族、平民の三階級ができ、法律上では一應平等の世の中となつた。しかしながら、華士族平民の區別よりも、むしろ資本家（有産階級）、中間階級（中産階級）、勞働者階級（無産階級）の區別が重要であつた。^{*}そしてこれらの階級の間に勞働問題が起り、日清戰爭以後は、近代的な勞働運動が發展したのである。

* 本庄榮治郎「日本社會史」（改造選書）一八九―一九二頁。

明治以後の社會は、かように急速にうつり變つたので、兒童生活のあらゆる面にも、かつてあらわれたことのないほど大きな、根本的な變化が起り、その問題もきわめて多く、また複雑になつた。したがつて、この時代の兒童生活の複雑なすがたを明確に説くことは、すこぶる困難であるが、以下、この時代の兒童生活を概觀しよう。

第一節 明治維新と児童生活の變化

明治維新は、東亞の小さな島國であつた日本を、ひろい世界の舞臺へ引き出す契機となつた。明治初期は、チョンマゲ・かみしもの鎖國・封建日本が、ザンギリ・洋服の文明・開化日本に變る目ざましい轉換期であつた。もちろん、この變革は、一朝一夕にできたのではなくて、永い期間にわたつて、徐々に、また多くの犠牲をばらつてなされたのであつた。

日本人の生活を根柢からゆすり改めたこの大きな變革は、當然、同じ程度に、児童の生活を根本的に變化させた。明治の新政府は、版籍奉還ならびに廢藩置縣にともなつて、諸制度の改革をおこなつたが、わたしは次に、明治の新政府がとつた諸政策のうち、児童生活と關係の深いものを書いて見よう。

明治元年（一八六八）十二月、政府は墮胎を嚴禁し、二年には、公卿、諸侯、武士等の稱を廢して、華族、士族、平民の稱を定め、三年九月には庶民一般に苗字を許し、四年八月には散髪および脱刀を許し、また華族より平民に至るまで互に婚姻を

許した。次いで翌五年八月には、學制を制定して義務教育の大方針を定め、同じ年の十月には、人身賣買を「人倫ニ背キ有マシキ事」として嚴禁したが、翌六年一月には「徴兵令」を頒布して國民皆兵の徴兵制をしき、續いて同年二月には復讐禁止の命を發した。

これらの改革が、いずれも、日本の民衆にとつて、殊に日本の兒童の生活にとつて劃期的な意義をもつものであることは言うまでもない。不自然な差別や抑壓は除かれ、子供たちが力の限り伸びて行けるような、のびのびとした生活の基礎が築かれたように見えた。

しかし、今ではだれも知つてゐるように、明治維新の民主革命は、きわめて不徹底に、また妥協的にしかおこなわれなかつた。したがつて明治維新によつて、封建的な社會制度のすべてが清算されたわけではなかつた。その結果、明治以後の日本社會には、封建的なものが、制度的にも精神的にも殘存して、いわゆる半封建的社會を現出した。かくて日本社會は完全に近代化することができず、資本主義も畸形的にしか發達しなかつた。

このことは社會のあらゆる面に見られる。たとえば明治以後の農民は、維新における土地改革の不徹底のために、封建時代の農民に比して、斬捨御免というようなものにこそあわないが、生活の向上という點では、たいした變化も遂げていないのである。農民の地位がかように低く、その生活が困難であつたことは、農村から都市へ移つて労働者となつた人々の生活をも同様に低く苦しいものにした。かくて階級的な差別は社會・文化のあらゆる面に抜きがたく存在したのである。したがつて庶民階級の子供たちも、當然かかる封建的な、差別的な世界に生きなければならなかつた。

また後に述べるように、明治以後の教育は、しだいに國家主義的な傾向を強めて行き、子供たちは、「國家の子」としてのみ教育された。

日本の子供たちに對する眞の黎明は、ずつと後の時期を待たなければならなかつたのである。

第二節 近代産業と兒童労働

中世および近世の封建社會を通じて、職業は概して世襲であり、特殊な技能を要するような或る種の職業は、一子相傳などと言つてみだりに他人に傳えず、嚴密に親から子へと傳えられたことは前に述べた通りである。社會が複雑な階級や身分の組み合せによつて構成されていたことは、職業の封鎖的・固定的な性質を一そうひどいものにした。この傾向は江戸時代になつてからいよいよはなはだしくなり、武士の子は武士に、百姓の子は百姓になるよりほかに道がなかつた。町人の子は親の家業を繼ぐか、年季奉公に出て、きまつた年季を勤め上げて主家ののれんを分けてもらうのがせいぜいであつた。

明治維新後、士農工商の別がなくなると共に、職業の選擇はようやく自由となつた。かようにして職業の封建的な制限が、一度にではなくても、だんだんに改められてゆくとともに、他方においては、工場制度を中心とする近代的な工業が發展し、したがつて近代的勞働者が發生し、この時代の兒童にあたらしい問題をもたらしした。前の時代の手工業・家内工業は工場手工業へ變り、工場手工業から、さらに工場機械工業へと移り、農民や職人の間から、工場へ入つて働くものが増加した。從

來の職人の仕事場でつくり出されるものが、大量的に安くつくられる工場の商品に對抗できるはずがなかつた。

女も子供も工場に出て働かなければならないものが多くなり、工場における児童酷使の現象があらわれて來た。ヨーロッパでは十九世紀の前半が最も著しい児童酷使時代であつたというが、日本では、この現象は、明治十二、三年（一八七九—八〇）ごろからあらわれ、ことに綿絲紡績業、生絲製絲業およびマツチ工業においていちぢるしかつた。

いまその状況を、横山源之助氏の著「日本之下層社會」によつてうかがおう。

「職工特に工女の年齢は、十五才以上二十才以下なるは最も多く、而して年齢の長ぜるは粗紡機若くは紐機に屬し、幼なるは精紡機に屬するは通例なるが、長ぜるも十六七才大抵十二才乃至十四五才、甚しきは七八才の兒女を精紡に見る事あり……」〔日本之下層社會〕一七九—一八〇頁〕

「他の工場に比して細民の兒女多く、而して職工に幼年者を見るは、燐寸工場なりとす、職工の過半は十才より十四五才の兒童なり、中に八才なるもあり、

甚しきは六七才なるも見ること多し、特に軸並職工の如き其の七八分までは十才未滿……軸並枠の間に挟まり、左右をきよろ／＼眺めながら軸木を並べつつあり」(同書一五六頁)

また神戸のマッチ製造場では、母が乳を呑んでいる子を抱き、五つ六つになる者を連れて工場へゆき、母と、五つ六つの子とが共にマッチの軸をそろえる仕事をしていたという*。

* 帝國通信社「日本産業史」

明治十五年以前の足利織物工場の男工の賃銀は十七錢から十九錢であり、女工の賃銀は二十六年頃まで十二錢、福島縣の製絲工場では明治十九年までは僅か九錢であつたというから*、幼年工の日給は一錢五厘か二錢くらいであつたであろう。明治三十五年になつても、メリヤス工場の幼年工の賃銀は男で十一錢から三錢、女で九錢から三錢であつた*。しかも紡績工場や製絲工場では、罰金制度があつて、女工の賃銀は實際にはもつとすくなかつたのである。

* 小川信一「労働者の状態及び労働者運動史」(上)(日本資本主義發達史講座)一一頁。

かように賃銀が廉かつたにもかかわらず、労働時間は驚くほど長かつた。織物工女にあつては四月から九月までが十二時間から十七時間、十月から三月までが九時間から十七時間であり、福島縣川俣では、夏冬とも十七時間で、午前五時から午後十時まで工女を働かせた。そのほか見習工制度や親方制度というような半封建的な制度が残つていたり、年期契約―實質上の人身賣買―が存在したり、當然のことに悲慘であつた*。

* 小川、前掲書二一―一七頁。なお公設職業紹介所へ従業徒弟として、満十八歳未滿の少年を求めに來た雇傭口三八三七件についての昭和十一年の調査によれば、少年労働時間は、最短一日六時間未滿、最長一日二十時間、平均十一時間半である。(鈴木舜二「少年労働時間調査」―教育第五卷三號)

労働者の數は明治二十七年には、男工十四萬、女工二十三萬九千であつたが、三十七年には男工二十萬、女工三十一萬に増加している。これらの労働者は前に書いたような搾取と虐待をうけていたので、すでに明治初年から反抗を起していたが、女工のみの闘争の場合を擧げて見ると、明治十四年には、久留米の織女八百余人が、

染代を値上げした紺屋にたいしてボイコットをおこない、明治三十年代には、天満紡績會社女工百余名、山梨の製絲女工四十名が闘争し、高津製絲會社の工女四十四名は、賃銀値上げを要求して、指導者一名の犠牲で要求を貫徹し、また松江蠶業株式會社の女工はストをおこなつてゐる。^{*}

^{*} 小川、前掲書、二九、三六一三七、四一頁。

時代はずつと後になるが、昭和十四年八月の厚生省調査に依れば、機械工場における女工勞務者の年齢別は、十六歳未満一五・四%、二十歳未満四一・七%、合せて五七%（紡織産業では六八%）であり、大半が二十歳未満の青年女子である。しかもこれらの女子は職業へのよろこびを感じず、むしろ職業を「苦痛の體驗」として感じ、「職業による精神的な荒廢」をなげきつつ、勞働に従事しているのである。^{*}昭和時代においてもかかる狀況であるから、明治時代のありさまは推察に余りがある。

^{*} 昭和研究會著「女子勞働に關する報告」一〇、四八一四九頁。

かような状態であつたから、農村の少女で都會の工場へ入り、肺病となつて歸る

ものが多かつた。児童労働は、児童の健康をそこなうばかりでなく、教育をさまたげ、しばしば道徳的な頹廢をもたらしした。今日の産業發達の蔭に、多くの可憐な児童の犠牲が潜んでいることを、われわれは忘れてはならない*。

* 江藤盛嗣「日本における児童愛護運動の發展」(「教育」七卷五號)。なお近時の児童労働の狀況については、前記「女子労働に關する報告」、鈴木舜一「勤勞青少年の文化と教育」を参照。

最後に、児童労働の悲惨な状態について、激しい憤りをもつて書かれた河上肇博士の言葉を引用しよう。

「……私が機械の利用を主張するのは、物を造らんが爲であつて、人を殺す爲では無い。私の是認するのは、女子の労働であつて、其苦役では無い。罪人の取扱でさへ、罪人を容るゝ牢獄でさへ、次第に改良せられつゝある大正の御代に、罪なき少年少女が罪人以上に酷役虐使せらると云ふことは、吾等の看過し能はざる所である。」(「社會問題管見」四一五—四六頁)

なお児童労働は今日においてもまだ解決されていないし、否、かえつて戦災によつてあたらしい問題が發生していることを注意すべきである。だが最近制定實施さ

れた勞働基準法が、第六章「女子及び年少者」において、女子年少勞働者に關する事項を規定し、原則として満十五歳に満たない兒童の勞働を禁止し、また満十八歳に満たない者を、年少者として成人勞働者と區別していること、また昭和二十二年九月一日に發足した勞働省が「婦人少年局」を設けて、前記「勞働基準法」第六章に規定された事項と、婦人および年少勞働者の特殊の勞働問題を取扱ふことになつたことは、共に喜ばしい。

第三節 農村の兒童

維新前の農村には、古來余り大きな變化はなかつたと考えられるが、維新後の農村は、相ついでいろいろ大きな變化を経験することになつた。

前にも述べたように、維新改革の不徹底は農村に多くの封建性を殘存させた。その結果、農民は今まで封建領主に納めていた年貢を、今度は地代として地主に納めることになつたくらいで、その生活にはたいした變化がなかつた。しかし日本の社會が歪められた形ではあるが資本主義への發達を遂げるに及んで、農民の生活もそ

の深刻な影響を受けないではいられなかつた。

前に述べたように、維新後、日本の人口増加はまことに急激であつたが、土地の増加を伴わない人口増加は、當然、農民の生活を困難にした。日本の農業形態の特徴は、一戸當りの耕作反別がすくなく、地代が高率だという點——いわゆる高率零細農——にあるといわれるが、これは狭い土地に人間が多すぎる結果である。かかる農村自體の事情と、資本主義的産業の發達とによつて、農村の過剩人口、ことに若い男女は都市に、工場に吸収されていつた。かくて多數の農村の人々は都市へいつて勞働者となり、また海外の植民地に赴くことをよぎなくされた。

また農村と都市との接觸が多くなり、時としては農村と都市との對立的な現象も見られるようになった。

農村の兒童は、都市の兒童に比して智能が低く、知名人の出身などをしらべて見ても、都市出身者が多くて、農村出身者がすくないといわれる。しかしこれは、農村兒童の智的素質が劣悪なためではなく、前記のごとき低い生活條件、わるい環境の影響であると考えられる。したがつて生活條件の改善や教育によつて、農村兒

童の智能はこれを向上させることができるのである。^{*} 事實において農村の教育は、従来、重要視されなかつたし、また適切におこなわれて來なかつたのである。

^{*} 牛島義友「農村兒童の心理」第一篇、農村兒童の知性、參照。

かかる農村兒童の生活條件の一つとして、農村における文化財の欠乏を擧げることができらう。繪本、讀物、玩具、文房具をはじめ、映畫、諸種の藝術など、村では自給できない文化財を積極的にあたえ、農村兒童の心をゆたかにし、智能を向上させる必要がある。^{*} 最近、農山漁村文化協會でおこなつた調査によれば、相當な生活程度の農村でも、本を持つてゐる兒童はきわめてすくないといふ。^{**}

^{*} 牛島、前掲書、四四七―四四八頁。

^{**} 山形縣最上郡萩野村分教場の兒童五一名を對象とした藏書調査では、つぎのような結果が見られた。

全く藏書をもたないもの	二〇名	三九%
一冊	五名	一〇%
二―三冊	一名	二九%
四―五冊	七名	一四%
六―十冊	四名	八%

十冊以上

なし

〇%

計

五一名

この村は一戸當り田畑五町歩、山林原野三町五反歩、全村が自作農で、各戸とも若干の家畜をもち、富裕であるという（「日本讀書新聞」昭和二十二年六月十八日號）。

また農村の人々は、農業經營においても、日常生活においても、科學的・合理的な考えがすくない。保健・衛生、育兒、住居の採光、臺所・便所の構造というような點では、現在でも、封建時代にくらべてどれだけの進歩があるであろうか。今後は、農村醫療施設の増加、保健指導などに力を注ぎ、この面からも農村兒童の環境を改善してゆかなければならない。

第四節 親子關係の變化と人口問題

明治維新の諸變革は、當然、家族制度に大きな變化をおよぼしたが、今は主として親子の關係の變化について述べよう。

前にも記したように、封建時代の親は、子にたいしてきわめて大きな權力をもつ

ていた。親は訓戒を用いない子を監禁することもでき、勘當したり、久離きゅうりしたりすることもできた。人身賣買や墮胎が江戸時代を通じて盛んにおこなわれたことは、第五編に述べた通りである。

明治五年十月、政府は人身を賣買し、あるいは、終身または年期を限つてその主人の意志のままに虐使するは、「人倫ニ背キ、有マシキ事」となし、年季奉公等のいかなる名目を以てする奉公も、その實質において賣買同様のものはこれを嚴禁し、また農工商における弟子奉公も年限滿七年を過ぎてはならぬとした。(明治五年十月二日大政官布告)

政府はまた、これより早く、明治元年十二月、墮胎を嚴禁した。この墮胎の禁止によつて、生れる子は、その生存權を法律によつて保護されることとなり、もはや親も産婆も、生れる子に對して生殺の權をふるうことは許されなくなつた。生れた子は、親が欲すると否とにかかわらず、生存する權利を認められたのである。

また、その墮胎禁止は、一つの大きな結果をもたらした。それは日本の人口の急激な増加である。江戸時代二百七十年を通じて、日本の人口にはほとんど増減がな

かつたが、その主な原因の一つは墮胎（間引き）であつた。今やこの不自然な事實が禁ぜられ、他の社會經濟的條件と相まつて、以後、日本の人口は急激に増加した。次に明治前半期の全國人口數を示そう。（二一八一—一九頁の江戸時代の人口と比較されたい）

（年號）
（全國人口數）

明治 六	三三、三〇〇、六七五
同 一五	三六、七〇〇、一一八
同 二五	四一、〇八九、九四〇

江戸時代後期の全國人口が、二千五百萬から二千七百萬の間を増減していたのに比較すると、まことに驚くべき増加といわなければならぬ。

* 本庄榮治郎「日本社會經濟史」および社會事業研究所「日本社會事業大年表」に據る。

しかしながら、狭い日本國土における人口の急激な増加は、日本のために重大かつ不幸な結果をもたらした。即ち一方において、増加した人口のはげ口を海外に求めたため、外國領土にたいする侵略がおこなわれ、またそれを導火線として帝國主義戦争がひきおこされた。他方、國內においては、農業經營において、いわゆる零

細農の形態をとることを余儀なくさせ、同時に農村より都市への人口集中、失業者・産業豫備軍の増大という事態をひき起したことは、前に述べた通りである。かくて明治以後の急激な人口増加は、勤勞階級全體の地位の低下、生活の困難をもたらし、ひいては太平洋戦争勃發の遠因となつたのである。

第五節 教育の改革とその方向

教育は、江戸時代においては、第五編で述べたように、寺子屋や郷學こうがくで全くばらばらにおこなわれていたにすぎなかつたが、明治の前半期において、國家の下に統轄され、全國一様な學校制度がおこなわれることになつた。それとともに、政府は、普通教育の普及に努め、全國いたるところにあたらしい學校を設け、初等教育の義務制を實施してその徹底を期した。

その中でも特に注意すべきものは、小學校の設置であつた。すでに早く明治二年三月、府縣、特に關東地方に小學校を設立させ、翌三年二月には小學校規則を定めるなど、明治政府は、はじめから初等教育には力をそそいでいたが、五年八月には

學制を制定して義務教育の大方針を定めた。これは、一般の人民、むら邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期したものであつて、子弟を小學校に入學させないときは、父兄の越度おちどとされた。

長い間、學問は武士の學ぶべきもので、百姓町人は文字を知らなくてもよい、というような誤つた考えがひろく抱かれていた。また寺小屋などの初等教育機關で教えることは、きわめて低い程度の読み書きにすぎなかつた。徳川幕府の方針も依らしむべし知らしむべからずで、一般庶民の知識の向上は、その喜ぶところではなかつた。明治政府がこれに對して初等教育の義務教育制を斷行したことは、從來の階級的・身分的教育を、國民的教育に變革する重大な意義をもつていた。

さらに明治の後半期においては、近代的な國家生活の發展に應ずるため、種々の専門教育機關が設けられるに至つた。

社會一般の教育に對する關心の増大も、この時代の特徴として擧げてよいである。この傾向は、大正以後いよいよ著しくなり、それと共に、社會教育施設の著手擴充、兒童を對象とする科學的研究の發表、異常兒教育・職業教育などの特殊教育

の研究實施なども盛んにおこなわれるようになった。

しかしながら明治維新以後の教育は、大づかみにいえば、國家主義的教育であつたといわなければならぬ。もちろんその間、ヨーロッパから種々の教育學說や教育思想が傳えられ、政府の教育方針にも時により多少の變更はあつたが、專制官僚政府は、ほとんど常に一貫して國家主義的教育を意圖し、また實施して來たのである。

即ち明治五年の「學制」は近代的な教育組織を企圖したものであり、明治十二年九月に公布された「教育」令のごときは、自由思想、民權思想の動きに應じたものではあつたが、かかる近代的・自由主義的教育は發展の機會がなく、ひとり國家主義的教育が盛んにおこなわれたのである。

かかる國家主義的教育の方針は、すでに維新のはじめ（明治元年九月十六日差）からあらわれているが、明治十二年に、明治天皇が侍講元田永孚に命じて筆記させた「教學大旨」や、同じく元田に命じて編纂させ、明治十五年十二月に地方長官を通じて全國に下賜した「幼學綱要」、ことに明治二十三年（一八九〇）の「教育勅語」に最も

明瞭にあらわれている。かかる國家主義教育の方針は、その後、大正、昭和の時代を通じていよいよ強められ、滿洲事變から太平洋戦争へかけては、熱狂的・神がかり的な國家主義教育がほとんど強制的におこなわれるにいたつた。かくて日本の兒童は、維新以後、單に「國の子」としてのみ教育され、献身の美德をのみ教えられて來たのである。自由に、のびのびと、兒童の個性を伸ばすような教育は、かかる状態のもとにあつては、とうてい望み得べくもなかつた。

第六 兒童保護事業の發展

明治元年十二月、明治政府は墮胎を嚴禁し、同五年十月には人身賣買を禁じた。長い間の悪い習俗だつた問引きや人身賣買も、政府の禁令と、教育の普及、社會における兒童觀の變遷などによつて、次第に影をひそめるようになった。しかし、人身賣買に類した事實は、その後ながく非合法的に、また變則的におこなわれていたことを注意すべきである。東北饑饉の際、にわかに世の注意を集めた娘の身賣りや、花柳界における養女の形式による一種の身賣りなどがそれである。

さて明治初期以來、團體や個人によつて、育兒院や孤兒院がしきりに設けられたが、その後、兒童にたいする保護・保育の事業は次第にひろい範圍にわたつておこなわれるようになった。現代では、兒童保護事業としては、孤兒・浮浪兒・貧窮兒・被虐待兒の保護、虛弱兒・盲聾啞兒・異常兒・變質兒・不良兒の教護などがあり、兒童保育事業としては、幼稚園や託兒所、そのほか兒童の保護・衛生の廣汎な問題がある。終戦後の現在においては、戦死者の遺兒・戦災孤兒の養護、浮浪兒の救済指導が、特に慎重におこなわれなければならないことは言うまでもない。

兒童にたいする保護・保育の問題は、太平洋戦争勃發前においては、漸く科學的な眼でとり扱われようとしつつあつた。しかし戦争はこの傾向を阻止し後退させてしまつた。だが今後、これらの問題に世人の眼はもつとそそがれなければならないし、政府も政黨も、次代をになう兒童に對する政策をもつと積極的に考慮すべきである。現状においては、戦争で孤兒になり、浮浪生活のうちに惡への道をたどりつつある子供たち、一家の稼ぎ人である父を失つて生活に困る母と子、貧しいために必要な醫療を受けることができないでみすみす生命を病魔に奪われ、あるいは過重

で不當な勞働條件に心身の健全な發達をさまたげられている子供たちが、余りにも多いのである。

第七節 兒童文化の諸問題

明治以後現代に至る間に、兒童の問題はだんだんに社會の注意を集め、熱心にとりあげられ、また科學的に研究されて來た。ところが、長い間、不當に閑却され續けて來て、ようやく昭和十二、三年ごろになつてから論議されはじめた問題がある。

兒童文化の問題がすなわちそれである。

わたしがここに兒童文化と呼ぶのは、兒童を對象として——あるいは時としては兒童自身によつておこなわれ、つくられる——娛樂一般、特に劇、映畫、音樂、ラジオ、および讀物——(教科書、參考書や、言語・文字などの問題を含む——などの廣い範圍の問題を指す。

わたしはそれらのうち、二三の問題だけを、つぎに述べよう。

第一は兒童映畫の問題である。兒童のみに見せることを目的とした映畫がわが國

でつくられたのは、きわめてあたらしい。日本に映畫が輸入されて以來、子供はいつも、おとなのためにつくられた映畫を見せられて來た。そして子供もおとなと同じように、劍戟映畫や戀愛映畫などに親しんで來た。だが、おとなに見せる映畫と子供に見せる映畫とは全く別であるべきはずである。子供のためには、明るく健康な、子供の知性を伸ばすような映畫がつくられなければならない。ところが、このわかりきったことが、長い間、おこなわれなかつたのである。

だが、ようやく兒童映畫が問題にされ、政府當局も映畫關係者も、まじめに兒童映畫を考えはじめるときが來た。昭和十四年四月、内務、文部、厚生三省の共同立案になる「映畫法」が公布され、九月末に至つて施行規則の公布を見、十月一日から實施された。この映畫法は、映畫の質的向上をうながし、映畫事業の健全な發達を圖ることを目的としたものであつて、特に兒童映畫について規定したものではないが、われわれの注意を要するのは、入場者の範圍を定めて年少者の觀覽を制限していること(規則四六、四七條)、すなわち文部大臣が年少者の教育上支障なしと認定した映畫(一般用映畫)のみを上映する場合のほか、十四歳未満の者は映畫を上映する場所

に入場できないこととしたことである。但し、満六歳未満の者は、保護者の同伴があれば別段の制限なく入場できることになつていた。これは興行映畫から受ける年少者の悪影響を最小限度に止めようとする趣旨にいつるものであつて、主として映畫の内容について、教育上の見地から制限を加えようとするものであるが、まことに當然の措置であつて、むしろ制定が遅かつたくらいであつたが、これも太平洋戦争がはじまつてからおこなわれなくなつてしまつた。

そして、この映畫法には、兒童に悪い映畫を見せない、という消極的方針があらわれていただけで、進んでよい映畫を見せようとする積極的な考慮がなかつた。兒童に眞によい映畫を與えるためには、消極的な觀覽制限のほかに、兒童映畫の製作獎勵、兒童映畫觀覽施設の整備、特に上映館における衛生上の考慮、兒童の映畫鑑賞指導その他、種々の積極的方法を講ずる必要がある。わたしは、「映畫法」が再び實施されると共に、安心して子供に見せられる兒童映畫が、豊富に製作される日を中心から待望するものである。

つぎに兒童演劇の分野では、昭和三年一月、兒童劇團「劇團東童」(はじめ「ひまわ

り童話會」及び「虹の國」と稱し、のち「東京童話劇協會」と改稱、のち更に「劇團東童」と改む）が結成され、同年第一回公演を行い、以後、わが國唯一の兒童劇團として活躍を續けていることを特筆しておこう。同劇團は劇團結成以來、つねに一貫して「兒童に健康な文化を！」を旗じるしとして、眞正な兒童劇の建設に努力して來たことは充分賞讃に値いする。（同劇團の公演は、昭和十六年三月において、すでに四十八回に達している。）だが同劇團の演ずる兒童劇そのものには、まだまだ批判の餘地があるようである。また「東童」がわが國唯一の兒童劇團であるということは、兒童文化が、この國で今まで不當になおざりにされて來たことの一つの證明にほかならない。

さて、兒童のための文化財として最も重要なものは、おそらく圖書、雜誌である。これまで兒童には、はなはだしく粗惡な讀物や繪本が與えられていたにもかかわらず、その内容について反省や批判を加えようとする人はすくなかつた。子供に本を與えようとして書店の店頭に立つたとき、ためらわずに、すぐ選べる本が果してどれだけあつたであらうか。わたしの少年時代には、立川文庫と呼ぶ講談本の焼き直しのようなひどいものが、子供たちの間に流行していたが、現代の兒童雜誌や

兒童讀物の内容は、少數のものを除いては、どれほどその當時から進歩しているであらうか。繪本や漫畫の類の俗惡、その色彩や印刷の粗末、雜誌の内容の低劣を思ふとき、昭和十三、四年頃から、兒童讀物が教育家や文學者たちの間に熱心に論ぜられるようになったのは、遅かつたうらみはあるが喜ばしい傾向であつた。

昭和十三年の七月、内務省は兒童讀物の出版について、その取締り、および今後の據りどころとなるべき基準を示して、兒童讀物の淨化に乗り出した。翌十四年四月には、文學者、漫畫家、挿繪家などによつて、少年文學作家畫家協會の組織ができ、續いて六月には、文部省は兒童推薦圖書委員會を設け、第一回推薦圖書四冊を發表した。——この兒童用圖書の推薦は以後繼續しておこなわれたが、太平洋戦争のため昭和二十年にいたつて中絶した。——また同月、日本文化協會によつて、兒童文化賞が決定された。この兒童文化賞は、少年少女讀物、幼年讀物、繪畫（漫畫を含む）、詩、雜誌編輯の五部に分ち、年一回授賞を行い、その際、副賞として總額千圓の賞金を分與するといふのである。これらの運動によつて、内容がよくて定價の安い本が、日本の子供たちの手にあまねく行きわたる日が期待されたのであるが、太平

洋戦争によつて、これらのよい企圖はすべて中絶され、終戦後二年の現在では、資材の欠乏と、出版業者の露骨な商業主義とのため、児童讀物は貧困をきわめていゝる。今あらためて児童讀物の本質を檢討し、その徹底的な向上と普及とを期すべきであらう。

なお、児童讀物に關聯して、參考書や虎の巻の問題がある。今日、小學校、中學校の參考書の多くが、非良心的、非教育的、營利的に生産され、販賣されていることや、また虎の巻と稱する教科書の解釋書が横行して教育効果をさまたげていることは、大きな問題である。これらの問題も徹底的に解決しなければならぬ。

児童讀物、教科書、參考書……さらにひろく児童をめぐる文化の全分野から、露骨な商業主義を放逐せよ！ 營利追及のみを目標とするすべての企業者よ、児童の世界から手を引け！ わたしは強くこう叫びたい。

次に、児童文化の重要な問題の一つに、國語・國字の問題がある。これを分けてカナヅカイの問題と漢字制限の問題の二つとする。

カナヅカイの問題は、發音通りに書き表わす發音式カナヅカイを用いるか、今日

の發音と一致しない歴史的カナヅカイを用いるか、ということに歸着するが、わたしは、文字は發音と常に一致すべきものと考えるので、發音式カナヅカイを絶対に正しいと信ずる。文部省の臨時國語調査會では、すでに大正十三年に、發音式のカナヅカイ改定案を可決しているのに、文部省がこれを實行に移さなかつたのは實に遺憾であつたが、終戦後ようやくその實施の機運を見るにいたつたのはまことに喜ばしい。

また漢字制限も徹底的におこなうべきである。歴史的カナヅカイと多すぎる漢字とは、兒童文化發達の大きな障害物であるばかりでなく、このために、日本の文化全體が、どれほど發展を妨げられているか知れないのである。

なお兒童文化については、ラジオや紙芝居、また兒童自身の手によつてつくられるものなど、説くべき問題が多いが、いまは以上に止めておく。

結 論

以上わたしは、日本の児童生活の一端を古代から現代まで書いて來たのであるが、書き終つて感じられることは、日本の児童の生活は、すくなくともその大多數であつた庶民階級の児童について考える限り、まことに苦しみと惱みに充ちたものであつた、ということである。粗末な家に住んで、乏しい衣食で生命をきさえ、支配階級の抑壓のために、苦しい勞働に従事し、あるいは親とわかれ、身を賣り、ときには戦争にかり立てられ、生命を奪われるなど、その生活はまことに哀れであつた。

しかし日本の児童は、いつもジメ／＼としよげて泣いてくらししていたのではなかつた。苦惱の生活の間にひらめくその雄々しさ、その正しさと叡智、われわれはそれを見落してはならない。遠くヨーロッパに使いしてりつぱに使命を果し、ヨーロッパ文化のかずかずを身につけて歸つた伊東ドム・マンシヨラの少年武士や、山城土一揆や島原の亂などに參加して、おとなと共に支配者の暴壓と闘つた庶民階級の

少年たちは、なんとけなげであつたろう。

日本の児童は、いつの時代でも、いかなる場合でも、常に明るく正しかつたし、また元氣だつた。あかるい児童の生活に暗い影がさしたこともないではなかつたが、それは児童の罪ではなく、むしろ誤つた児童觀をもつたその時代のおとなのためであつた。

太平洋戦争でも、誤つた指導者のために、多くの少年が、あるいは強制されて少年兵を志願し、あるいは工場に動員されて、その生命を失つたり、傷ついたりしたことは、まことにいたましい限りであつた。また中國の東北の僻地に、少年拓士としていたさらに勞苦を重ねた少年たちも全く氣の毒であつた。戦争のために、また戦災にあつて、父母と別れ家をうしなつて、浮浪の生活に入り、惡の道へ走つた少年少女のすくなくないことにも、心をいためずにはいられない。

誤つた戦争は、罪のない子供たちに、この上もなく大きな犠牲を強い、限らない苦しみと悲しみを與えた。戦争前、ようやく發達しかけた児童文化も、戦争のために全く中絶し後退してしまつた。昭和二十二年七月に片山内閣によつて經濟安定

本部から發表された「經濟實相報告書」によれば、都市小學校における兒童の體位は、身長においても、體重においても、左表に見るようになり、支那事變の起つた昭和十二年（一九三七年）から、太平洋戦争終結の翌年昭和二十一年（一九四六年）にいたる九年間において、ほぼ一年づつ、ずれている。つまり小學校六年生は九年前の五年生に相應し、五年生は四年生のレベルにしか達していないのである。

	身長 (センチ)		體重 (キログ)	
	十二年	廿一年	十二年	廿一年
一年生	一一〇・三	一〇七・〇	一八・四	一七・六
二年生	一一六・四	一一一・九	二〇・四	一九・六
三年生	一二〇・三	一一六・九	二二・五	二一・三
四年生	一二五・四	一二一・〇	二四・七	二三・三
五年生	一三〇・五	一二五・六	二七・二	二五・二
六年生	一三四・七	一二九・九	二九・八	二七・五

この表は男子のみについて報告されたものであるが、われわれはここに、戦争が兒童に及ぼした明かな、大きな、そしていたましい影響を見る。しかし兒童の精神

發達の面では、影響は一そう大きいことと思われる。

最近われわれは、アメリカの児童の教科書や参考書、またアメリカの児童自身の手になる繪畫の展覽を見る機會を得たが、これらを見るにつけ、彼我の文化の水準の差、ことにわが國の児童文化の低さ、貧しさを痛切に感じないではいられない。

今日のわが國の児童は文化施設においてすこぶる恵まれていない。その上、生活物資はいうまでもなく、本、玩具、學用品などの文化資材にも不自由している。しかもわが國では、文化の停滞性が著しいので、童話や遊戯の世界でも、封建的な、あるいは前封建的な色彩がつきまとつており、児童は昔ながらのものを與えられるに過ぎない場合が多いのである。

かように今日はまことに苦難に充ちた時代である。しかし日本の児童は、これに耐え、これにうち克つて力強く生い立ち、やがて輝かしい眞の民主主義日本をきすくであろう。今まで児童は、常に社會から、おとなの世界から忘れられて來た。また児童文化は正當な地位を與えられなかつた。しかしながら今後、あたたかい愛情をもつて積極的に児童の生活を見まもり、児童がすくすくと生いたつてゆけるよう

な環境をつくつてやることは、まさにわれわれの責務である。われわれはそのために、児童が正しい、豊かな、そして健康な文化をもち得るように熱意のある指導と協力をおしんではならない。わたしは日本の児童の輝かしい未来を、またかれら児童たちによつてなされる將來の日本を、期待し祝福して、ここに「日本児童生活史」のペンをおきたいと思う。



日本兒童生活史年表

この年表をつくるに當つては、つぎの諸書を参照した。ただし事實の取捨は、わたし自身の判断でこれをおこなつた。また、あたらしく書き加えた事項もすくなくない。

富士川遊「日本醫事年表」(明治三十七年發行「日本醫學史」所載)
辻善之助編「慈善救濟史料」(昭和七年發行)

水田義雄編「日本法令年表」(「早稻田法學」別冊第四卷、昭和九年)

社會事業研究所編「日本社會事業大年表」(昭和十一年發行)

中央社會事業研究會編「日本社會事業年鑑」(昭和十一年版以降)

黑板勝美編「更訂國史研究年表」(昭和十一年發行)

大森義太郎ほか二氏共編「日本政治經濟文化大年表」(「中央公論」昭和十二年一月號附錄)

阿部重孝ほか三氏共編「教育史年表」(昭和十四年發行「教育學辭典」所載)

櫻井庄太郎編「青年團發達年表」(昭和十七年發行、熊谷辰治郎編「大日本青年團史」所載)

古 代

西 曆	年 號	兒 童 生 活 に 關 する 主 要 事 項	社 會 事 情
四六二		<p>三月、雄略天皇、后妃に養蠶を勧め、螺^{スガル}蠶をして蠶を聚めしむ、螺^{ミカキ}蠶誤りて嬰兒を聚めて獻ず、よりに宮牆の下に養わしむ</p> <p>聖德太子、四天王寺を難波の荒陵に移建す、四天王寺は施藥、療病、悲田、敬田の四院より成る</p>	<p>四月、聖德太子、憲法十七條を撰す</p>
六〇四		<p>三月より七月まで霖雨、天下大いに飢う、幼者は乳を含み、母子共に死す</p>	
六二六			

上 代

六四五

大化 元

八月、良賤男女の生める兒の所屬に關する法を定む

六四六 大化 二

六七六

六九九

七〇〇

慶雲 元

七〇六

七一〇

和銅 三

七一四

七一五

七二〇

靈龜 元

養老 四

五月、下野國司、國內の百姓凶年の故に飢えて子を賣らんとするを奏す、朝廷許さず

一月、新羅女牟久賣一産二男二女、よりて緇五疋、綿五屯、布十端、稻五百束、乳母一人を賜う

十一月、大和國マカメ一産二男一女、乳母および物を賜う

六月、河内國高屋連藥女一産三男につき物を賜う

二月、山背國鴨首形名三産六兒、詔により大舍人たらしむ

物部毛虫^{ケムシメ}、一産三子を産む、朝廷、穀四十斛と乳母を賜う
占部^{ウラベノミカゲ}御蔭女、一産三男子を産む、狼ならびに乳母一人を賜う

一月、改新の詔を宣す

三月、平城遷都
正月、太安萬侶、古事記を上る

五月、舍人親王日本書紀を上る

七五六 天平勝寶八

十二月、先に恩勅により法均尼和氣廣蟲をして京中の孤兒を

收容せしめて衣糧を給す、この月男九人、女一人成人す、

よりに葛木連の姓を賜う

四月、家ごとに「孝經」を藏せしむ

六月、庶民の正丁五人以上を生む者に課役を免す

正月、新羅を征せんがため、美濃、武藏二國の少年をして、

國毎に二十人、新羅語を習わしむ

この年頃、法均尼和氣廣蟲、棄兒八十三人を收容養育す

五月、良民と賤民と婚して生める兒を良民に屬せしむ

五位以上の子孫にして二十歳以下の者は皆、大學に入らしむ

十二月、僧空海、左京九條堀川通に綜藝種智院を設く、庶民

教育機關の始め

十一月、鴨河悲田院の預僧賢義の養育する孤兒十八人に姓を

賜う

八月、赤痢を患う者多く、十歳以下の男女兒多く死す、赤痢

七五七 天平寶字元

七五九 三

七六一 五

七六四 八

七八九 八

七九四 一三

八二四 元

八二八 五

八四五 承和一二

八六一 貞觀三

平安遷都

八七九	元慶	三
八八一	寬平	五
八八六	天慶	八
九四六	長德	九
九九八	承曆	四
一〇七七	寬治	七
一〇九三	保延	二
一一三六	久壽	元
一一五四	保元	元
一一五六		

の名はじめて史上に現わる

三月、淳和太皇太后（正子内親王）崩す、京都の棄兒、孤兒を收拾養育し給う

一月、京都一條の兒童數百人聚まりて鬪う

閏一月、左右看督近衛等をして毎旬、施藥院ならびに東西悲

田院の病者、孤兒の數および安否を巡檢せしむ

この年、紀貫之歿す、貫之、土佐守たるとき、孤兒を育て財布を救恤に費す

夏より冬に至り赤斑瘡流行す、癩疹流行の書に見えたる始め

この年の春、京師、鬼、子女を掠奪すとの流言行わる

この年、冬、赤斑瘡流行し小兒の死する者多し

三月、この前後、天下大いに飢え、餓死の者道路に多く、棄

兒も行われ、乞食また多し

三月、京中の子供の間に射的流行す

七月、保元の亂起る

一一五九	平治元	
一一七八	治承二	朝廷、奴婢賣買を禁ず
一一八二	壽永元	一月、飢饉甚し、棄兒甚だ多く、飢死者無數
		十二月、平治の 亂起る

中世

一一八四	元暦元	
一一八五	文治元	
一一九一	建久二	三月、朝廷、奴婢賣買を禁ず
一一九二	三	
		十月、頼朝、鎌倉 に公文所を開 き問注所を置 く
		十一月、頼朝守 護地頭を置く
		七月、頼朝征夷 大將軍となり

一一九三	建久	四
一二二三	貞應	二
一二二四	元仁	元
一二二五	嘉祿	元
一二三一	寛喜	三
一一三二	貞永	元
一二三九	延應	元

五月、曾我兄弟、父の仇を討つ

九月、鎌倉一産三子あり、北條政子衣食を與えて養育せしむ

四月、天下の小兒、赤斑瘡を患う

十月、幕府、人勾引誘拐の禁止を始め新制三十六條を制定す

五月、關白藤原道家等、飢饉の對策として棄兒禁止、賑給等を擬議す

を擬議す

幕府、饑饉に際し、貧民の人身賣買を默認す

十一月、朝廷、新制四十二條を定む、中に賑給、施米の實施、

病者、孤兒の放棄禁止等の規定あり

幕府を開く

八月、北條泰時

等、貞永式目

を撰む

三月、幕府、奴婢の生める兒女の所屬を定む
 四月、幕府、人勾引ならびに人身賣買を禁ず
 五月、幕府、人身賣買を禁ず

一二四三	寛元 元
一二四四	二
一二四八	寶治 二
一二五四	建長 六
一二六一	弘長 元
一二七四	文永 一一
一二八一	弘安 四
一二八三	六
一二八八	正應 元

十二月、幕府、奴婢雜人の生む子、十歳以内は父母に附すこととす

二月、幕府、寛喜の飢民處置、人身賣買、奴婢の養子につき

法を定む

六月、幕府、勾引を盜犯に準じて罰することとす

五月、幕府、人質を禁止す

十月、幕府、人身賣買を禁ず

二月、病者、孤兒、死屍を路邊に放棄することを禁ず

この年以後、忍性、極樂寺に施薬悲田院、療病院、敬田院、

福田院、薬湯寮等を附設す

この年、「乳母の文」を著わし女子の教化に資せる阿佛尼寂す

四月、人身賣買を禁ず

十月、元兵、對馬壹岐に寇す
 六月、元兵、大宰府に寇す

一四一二	一九	
一三八一	弘和元	
一四〇二	應永九	
一三五〇	正平五	
一三四二	興國三	
一三三八	延元三	
一三三三	元弘三	
一二九四	永仁二	
一二九〇	正應三	

二月、幕府、人身賣買をなすものに烙印を捺す
忍性、四天王寺に悲田・敬田二院の復興を計る

四月、薩摩國飢饉、九歳の實子を質入する者あり

京都に東悲田院設けらる

三月、玄覺寂す、「庭訓往來」、「喫茶往來」、「遊學往來」等の
著者と稱せらる

元聖、京都に悲田院を設く

この年、陸奥國大飢饉、七歳以下の兒童の水に投ぜらるる者
多し

二月、今川了俊、家訓「今川狀」(今川了俊對愚息仲秋制詞之
條々)を作る、後世、教科書として廣く用いらる

五月、北條高時

自殺

六月、後醍醐天

皇、京都に還

幸

八月、尊氏將軍

を稱す

一四一三	應永二〇
一四五三	享徳二
一四八一	文明一三
一四八五	一七
一五〇二	文龜二
一五二二	大永二
一五四三	天文一二
一五五六	弘治二
一五八二	天正一〇

十二月、周仲無求寂す、棄兒養育に力を用う

この年、京洛小兒いもやみを患い、死する者多し

この年、疱瘡流行、小兒大半これに罹る

八月、山城土一揆起る、十五、六歳の少年参加活動す

七月、「兒童訓」の著者、宗祇歿す、通俗教訓書、また後世教科書に使用せられたる著作多し

この年、年少者疱瘡を患い、多く死す

九月以來、京師に疫病流行し、兒童多く死す

八月、ポルトガル人、種子島に鐵砲を齎す

豊後國主大友宗麟、府内（現在の大大分市）に救濟院を建て癩病者および貧病者を收容し、ポルトガル人ダルメーダを治療主任たらしむ、西洋醫術傳來の始め

正月、大友、有馬、大村の三侯、伊東ドム・マンシヨ、千々石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

正月、大友、有馬、大村の三侯、伊東ドム・マンシヨ、千々石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

石ドム・ミゲルを正使、中浦ジュリアン、原マルチノ

一五八五	天正一三	を副使として、ローマに派遣す	
一五九〇	一八	伊東ドム・マンシヨの一行ローマに入り、法皇グレゴリオ十三世に謁す	
一五九三	文祿二	伊東ドム・マンシヨら歸朝す 天草板イソツプ物語「エソポのフワブラス」出版さる	七月、秀吉關白となる

近世

一六〇三	慶長八		二月、家康を征夷大將軍に補す
一六〇四	九	閏八月、上杉景勝、百姓の困窮をあわれみ、人身賣買の禁止等、法度十七條を領内に下す	
一六一一	一六	この年、島津氏、薩摩藩に嬰兒壓殺を禁ず	
一六一二	一七	三月、勾引等、禁令五條を發す 六月、江戸の不良少年、逸兵衛組など徒黨を結びて横行し時	

人惱まさる

一六一六 元和 二

十月、人身賣買等を禁ず

一六一七 三

一月、藤堂高虎、男色、人身賣買等を嚴禁す

一六一九 五

十月、佐渡國にも人身賣買等を禁ず

一六二五 二

二月、人身賣買を禁ず

寛永 二

八月、人身賣買、辻立、門立等を禁じ、奉公は年季を十年に限る、かかる令は、この前後、しばしば發せらる

一六二七 四

一月、人身賣買、年季奉公、辻立、門立等の禁令を發す

一六三〇 七

七月、不良の子女は親の申請により投獄すべきことを令す

一六三七 一四

五月、人身賣買の禁令を發す

一六三九 一六

十一月、島原の亂、起る、婦人兒童一萬八千九百餘人參加す

一六四二 一九

二月、人身賣買を禁ず

慶安 三

九月、男色流行、よつてこれを禁ず

一六五一 四

この年頃、阿部忠秋、棄兒數十人を拾ひて養育す

七月、鎖國を實
施

一六五二	承應 元	六月、堺町の歌舞伎少年（野郎）に前髪を剃らしめ、男色を禁ず
一六五三	二	五月、衆道を嚴禁す
一六五四	三	閏六月、旗本の少年ら風呂屋に出入し、湯女らを集めて淫行甚しく、市人と爭論を構うるに至る
一六五五	明曆 元	二月、男色を禁ず
一六五六	二	八月、人身賣買、門立、辻立を禁ず
一六五八	萬治 元	七月、鶴鶴組など旗本の子弟、黨を組み、市中を横行して不良行爲を敢てす、よつてこれを嚴重に誡む
一六五九	二	十一月、人身賣買を禁ず
一六六六	寛文 六	一月、老幼ならびに不具者救助のため行商の鑑札を下す
一六六八	八	十一月、關東に百姓の人身賣買禁止、奢移禁止等を令す
一六六九	九	○ 村里に人身賣買等につき下知狀を發す
		十月、京師公卿の少年ら、淫風甚し
		この年、徳川光圀、貧民を賑救す、なお、この前後に捨兒拾養、施藥、救荒食普及、鰥寡孤獨調査等に力を用う

一六七〇 寛文一〇

十二月、男色を禁ず

一六七二 一二

この年頃、了翁、捨兒、貧兒等を收養す

一六八二 天和二

五月、諸國に高札を建てて忠孝、奴婢憐愍、人身賣買等につ

き令す

一六八七 貞享四

四月、捨子養育の制を定む

一六九〇 元祿三

十月、捨子を嚴禁し、その養育法を令す

一六九五 八

四月、上杉鷹山、嬰兒壓殺を禁ず

一六九六 九

九月、捨子防止のため、三歳以下の幼兒、妊婦の届出をなさ

しむ

一七〇〇 一三

七月、捨子を禁じ、その養育法を令す

一七〇二 一五

十二月、赤穂浪士の復讐に少年大石主税参加す、

一七〇四 寶永元

二、九月、捨子を禁ず

一七一〇 七

十二月、津輕信政歿す、棄兒收養、窮民救助等に力を用う

一七一一 享保元

八月、人身賣買、勾引等を禁ず

一七一八 三

四月、戸澤正庸、墮胎を禁じ、榮天、瑞天ら、窮民に育兒料等を施與し、羽州新庄方面の墮胎、嬰兒壓殺のふうを改めしむ

一七二三	享保 八	二月、捨子、病者の取扱法を令す
一七二六	一一	二月、江戸芝口新橋の側に、迷子、變死者等につき告示の札を掲ぐることをす
一七二七	一二	この年、多久茂文、貧民子弟のために學校を建つ
一七三四	一九	九月、捨子養育の制を定む
一七四八	元	九月、金を食るために旗本が町人の子を養子となすを禁ず
一七五四	四	六月、縁座により親族預けの幼児、法事の赦に會い得ることとす
一七六二	一二	六月、妾腹の子、生長後に届け出づるを禁ず
一七六三	一三	四月、旗本の子供の禁奢令を發す
一七六七	四	十月、農民の嬰兒壓殺を禁ず、常陸、下總等、最も盛なり
一七七二	元	十二月、幼年を十四歳以下、大人を十五歳以上となし處罰す
一七七六	五	この年、春の末より麻疹流行、病まざる家、殆んどなし
一七七九	八	五月、江戸小石川の宇兵衛妻三男子を産む、錢五十貫を給す
一七八五	五	この年、松平定信、育兒の制を定む
一七九一	三	十月、代官大岡孟清、佐藤重矩、村々の兒童教育に功あり、

一七九二	寛政 四	よつて旌表せらる
一七九六	八	四月、私娼を置ける家の財産ならびにこれにより生ずる所得を小兒養育料ならびに窮民救助費に充つ
一七九九	一一	六月、寺西重次郎封元、白川郡塙、石城郡小名濱の代官となる。以後、嬰兒壓殺、墮胎の悪風を改善せんとし、訓誡教導二十年に及ぶ
一八〇七	文化 四	七月、久離の届出多くなりしを以て輕々にこれを取扱うを戒む
一八〇八	五	この年の前後、松平定信、廣瀬典をして「敷教條約」を撰ばしめ、また畫工をして嬰兒壓殺者受苦の圖を畫かしめて白河常宣寺の僧に巡回教誨せしむ
一八一二	九	十二月、代官竹垣三右衛門、荒地開墾ならびに育兒奨勵の故に旌表せらる
一八一四	一一	二月、新妻卯啼、仙臺藩に赤子保全法を建議す この年頃、鶴殿長快「兒童孝行短歌」を著す この年、竹垣直温歿す、墮胎防止、窮民救助等に努む

一八四四	弘化元	三月、迷子等の取扱法を令すの始め
一八四三	一四	二月、手習師匠に訓諭し、教科等を指示して庶民教育を盛んならしむ
一八四二	一三	十一月、女醫師に戒告を發し、墮胎等の悪行を止めしむ
一八三九	一〇	この年、法道、墮胎防止に努む
一八三七	八	八月、江戸府内の置去妻子ならびに孤兒を救済す
一八三六	天保七	二月、持參金目當の養子縁組を禁ず
一八二八	一一	この年、疱瘡流行す、この頃、疱瘡の見舞に張子の達磨を贈る風習あり
一八二三	六	この年、烏山正作、墮胎禁止につくす
一八二二	五	この年、牧野貞喜歿す、防貧、墮胎防止、育兒法、移民等に力を用う
一八一八	文政元	この年、堀内素堂「幼幼精義」を著す、西洋小兒科譯書刊行の始め

八月、シーボルト長崎に来る

一八四九	嘉永二	佐賀藩の侍醫、楡林宗建の三男建三郎、長崎の蘭醫モーニケの種痘を受く、我國における種痘の始め
一八五〇	三	この年、佐賀藩、醫學校好生館に種痘所を加設す ○療病院、慈育館、遊兒廠、教育所の設置を企劃せる佐藤信淵歿す ○江戸湯島天神境内に「迷子のしるべ石」を建つ
一八五三	六	
一八五四	安政元	三月、江戸安五郎妻三兒を生む、烏目五十貫を賞賜せらる
一八五七	四	一月、江戸西河岸の家主ら一石橋詰に「迷子のしるべ石」を建つ
一八五八	五	八月、蘭方醫、伊東玄朴・大槻俊齋等八十餘名、相議して江戸神田お玉ヶ池に種痘館を建つ 六月、コレラ長崎に發生し、西國を経て大阪、京都に及び、七月江戸に流行し十月に及ぶ、江戸のみにて寺院の取扱ひし死者二萬八千餘名に達す
一八六〇	萬延元	三月、松田屋喜兵衛、淺草觀音境内に迷子のしるべ石を建つ

六月、ペリー提督浦賀に来る

近代

一八六一 一八六七	文久 元 慶應 三	<p>八月、江戸小傳馬町與吉ら、迷子のしるべ石建設を願ひ出づ、許されず</p> <p>十月、江戸神田の種痘館を官立とし、大槻俊齋を頭取となす</p> <p>この年頃、智隆、墮胎防止、嬰兒慈育に努む</p>	十二月、王政復古諭告
--------------	--------------	--	------------

一八六八 一八六九	明治 元 二	<p>七月、二本松少年隊奮戦す</p> <p>八月、種痘所を東京に設く</p> <p>十月、天皇、東遊に當り、順路地方の孝子、義僕、出精者を褒賞す、他府縣にも同様、趣旨を徹底せしむ</p> <p>十二月、墮胎を嚴禁す</p> <p>三月、府縣特に關東地方に、小學校を設立せしむ</p> <p>五月、京都市に小學校を創立す(十二月までに全市に六十四)</p>	
--------------	-----------	--	--

一八七〇

明治三

（開校す）○この年、公卿、諸侯、武士等の稱號を廢して華族、士族、平民の稱を定む

一月、北海道は困窮の士人ならびに出産の子に五箇年間養育料を給與し、且つ妊産婦の使役を禁ず ○二月、小學校規則を定む

四月、種痘法施行に付、府藩縣に布告す

六月、東京府、府下に六小學校設立

八月、外國人に對する人身賣買を嚴重に取締る

九月、東京府、始めて中學校を新設し、庶民の子弟にも入學を許可す ○平民に苗字を許す

十一月、徵兵規則を定む

一八七一

四

四月、種痘所を東京に設く

六月、棄兒養育米給與方法（十五歳まで毎年米七斗給與）を定む ○外國に人を勾賣する者の刑條を定む

八月、部落民の差別的名稱を廢し、身分職業を平民に同じからしむ ○士族等の下民を刃殺するを嚴禁す ○華族、士

一八七二

明治五

族、平民間の婚姻を許可す。○散髪、脱刀を許す

二月、支那人に兒童らを賣るを禁ず

五月、小學師範學校を昌平學校内に設く、師範學校の始め、

後、變遷して東京高等師範學校及び東京文理科大學となる

六月、佛人ラクロット貞女、横濱に慈仁堂を建つ、明治時代

育兒院の始め

八月、「學制」を制定し、義務教育の方針を定む

九月、始めて東京に師範學校を設く

十月、人身賣買を禁止し、徒弟の年期は滿七箇年、僕隸の場

合は一箇年たるべきを嚴達す

十一月、少年犯罪者のために懲治監を設く。○徴兵の詔下る

一月、「徴兵令」頒布せられ、國民皆兵の徴兵制確立す

二月、復讐を嚴禁す。○東京府、男女六歳以上の者を悉く各

區の小學校に入れしむ

三月、三子出生の貧困者へ養育料（一時金五圓）給與を定む

○東京府は學齡を六歳以上とす

一八七三

六

一八七九	一一	五月、市ヶ谷監獄の少年囚に對し小學簡易科の教授をなす
一八七八	一一	この年、小學校數二六、五八四校、兒童數二、二七三、二三人
一八七七	一〇	四月、年齢滿十三歳以内の棄兒を自費養育願ひ出づる者はこれを許し、滿十三歳に至りしとき賞與することとす
一八七六	九	三月、士庶の佩刀を禁ず 一月現在の全國人口三四、三三八、四〇四人の中、棄兒男二、一五一人、女一、九三八人
一八七五	八	六月、東京女子師範學校に附屬幼稚園を設く、幼稚園の始め 四月、飽田仁惠學校（秋田）設立（仁惠學校は貧兒學校の一般名稱） 一月、小學生徒の學齡を滿六年より滿十四年までとす 十月、青森縣、再び墮胎嚴禁令を發す
一八七四	七	五月、青森縣、墮胎禁止を令す

一八八〇	明治一三	一月、鹿兒島縣にて流行の墮胎を禁止す
一八八一	一四	九月、坂部寔、加藤九郎の感化院設立許可せらる、實現されざりしも同企圖の始め ○少年犯罪者のために監獄則改正
一八八三	一六	この年、小學校數三〇、一五六校、兒童數二、八三八、一〇八人
一八八四	一七	この年、幸徳傳次郎（秋水）（十二歳）、土佐中村町に於て自由民権運動のために闘う（この運動二、三年繼續す）
一八八五	一八	この年、池上雪枝、大阪の神道祈禱所にて不良兒童を收容保護す、我國感化院の始め
一八八六	一九	この年、幸徳傳次郎（十四歳）土佐中村において少年自由民権派の小結社「淡成會」を組織す
一八八七	二〇	四月、「師範學校令」、「小學校令」、「中學校令」、「諸學校通則」
一八八九	二二	（以上總稱「學校令」公布） この年、帝國教育會書籍館を開始す、私立圖書館の始め

二月、帝國憲法
發布

一八九〇

明治二三

七月、監獄則再改正、成人囚と少年犯罪者とを別置す

十月、教育に關する勅語を賜う ○改正「小學校令」公布

一八九一

二四

濃尾震災（二十四年十月）の孤兒の收容救護、各地において
おこなわる

一八九二

二五

十二月、内務省發表人口四一、〇八九、九四〇人中、棄兒四、
四六二人

一八九四

二七

六月、鷺津訓導、後町子守教育所（長野）を設立し、城山子
守教育所（長野）また開かる、子守學校の始め

この年、大日本紡績會社工場内に保育所を附設す、工場附設

保育所の始め

一八九六

二九

十二月、東京府下、不就學兒童五九、七九五、未就學兒童

七月、第一回衆

議院議員の總

選舉

十一月、第一回

帝國議會召集

七月、日清戰役

勃發

五五、四六三人

一八九七

明治三〇

滋賀縣、不就學兒童一一、三五八人（義務者の約一割）

一八九九

三二

八月、女囚の携帶兒養育のため保育場設立

一九〇〇

三三

七月、佛教各宗忠愛協會（山形）貧困兒童に給食を始む、本邦における貧童給食の始めか

八月、改正「小學校令」制定

一九〇二

三五

四月、神奈川縣、感化法施行細則を定め、神奈川縣薰育院を設立、府縣立感化院の始め

六月、板垣退助の發案により東京女囚携帶乳兒保育會（東京）

設立

一九〇三

三六

十月、川上晋次郎お伽芝居を東京本郷座に催す、お伽芝居の始まり

一九〇四

三七

この年より三八年、四〇年へかけて、東京、佐世保、岡山、静岡、鳥取の各地に於て、出征軍人家族幼兒保育所設立せらる

一九〇六

三九

二、三月、東北凶作地の兒童の收容保護盛におこなわる
五月、同文館主催にて子供博覽會開かる

一月、日英同盟

成立

二月、日露戰役

勃發

一九〇七	明治四〇	四月、刑法改正法律公布（四十一年十月施行）、未成年者幼者保護の條項多し	
一九〇八	四一	六月、監獄法施行規則を定む、女囚の乳兒に關する規定を始め保護の觀念著し	
一九〇九	四二	この年、原胤昭、兒童虐待防止事業に手を染む	
一九一〇	四三		
一九一一	四四	三月、「工場法」を定む（大正五年施行）	
一九一二	四五	二月、未成年者飲酒取締法案、衆議院にて可決さる	
一九一三	大正二	六月、米價昂騰のため餓食兒童多きに顧み、文部省、給食、課外労働の費用として十五萬圓補助を訓令す	
一九一四	三	十月、東京の帝國小學校に於て赤ん坊審查會開催さる	
			この年、景氣沈落、農民、豐作飢饉に苦しむ
			六月、大逆事件起る
			この年、景氣沈衰の底に達す
			七月、第一次世

一九一六	大正 五	八月、「工場法施行令並に施行規則」を定む ○工場法第二條第二項に依る十歳以上十二歳未滿の者の就業許可に關する件を訓令す	界大戰勃發 八月、對獨宣戰
一九一七	六	六月、國立感化院（埼玉）設立	
一九一八	七	八月、「國立感化院令」公布 六月、小説家鈴木三重吉、兒童文藝雜誌「赤い鳥」を創刊（昭和四年三月廢刊、昭和六年一月再刊、昭和十一年八月まで續刊さる）	八月、ウラジオ ストツク派兵 宣言 八月、米騒動起る
一九一九	八	十一月、第一回國際勞働會議ヲシントンに開催、八時間制、	十一月、ヨーロッパ大戰休戰條約成立 六月、ヴェルサ

幼年工問題につき日本は「特殊國」となる

十二月、皇后陛下より東京市内貧民小學校に御使を差遣せら

る

この年、「未成年者禁酒法案」衆議院通過、但し貴族院にて否

決

一九二〇 大正 九

一九二一 一〇

九月、婦人及兒童の賣買禁止に關する國際條約第五條(年齡)

に關する確認を延期するの權利留保を撤廢するの件を定む

十一月、大阪の兒童保護諸團體、子供愛護デー開催

一九二二 一一

三月、「未成年者禁酒法」公布

四月、「少年法」公布 ○「矯正院法公布」

五月、全國三十の主要都市「子供愛護デー」を一齊に舉行す

七月、お初殺し事件あり、兒童虐待防止の聲喧し ○救世軍、

兒童虐待防止部を特設す

十一月、少年審判所設置の件ならびに矯正院官制公布

イニ條約成立

三月、大恐慌襲

來

二月、ウシント

ン海軍軍備制

限條約成立

十月、ウラジオ

十二月、「假出獄少年取締規則」を定む

ストック撤兵

一九二三

大正一二

一月、「少年法」實施

三月、「工業労働最低年齢法」公布 ○兒童保護の見地より「工

場法」中の一部改正 ○「船員最低年齢法」公布

五月、文部省臨時國語調査會、常用漢字一千九百六十二字と

常用略字百五十四字を選定發表す

九月、小學校教育を始め教育をゆるがせにせざるよう、文部

九月、關東大震

大臣、告諭を發す ○上野公園等バラック所在地に野外小

災

國民學校を開設す

十二月、農業に使用し得る兒童の年齢に關する條約批准さる

一九二四

一三

一月、兒童就學獎勵の思召を以て一百萬圓下賜 ○東京市直

營特殊小學校兒童に榮養食を給す

六月、山口縣農繁期に臨時託兒所を設け以來全縣下に行わる

十二月、文部省臨時國語調査會、發音式の假名遣改定案を可

決す

一九二五

一四

五一六月、新潟縣木崎村の小作爭議に際し、小學生七百名盟

三月、東京放送

休、これと並行して無産小學校、農民學校開設、後、文部省および縣當局により禁止せらる

十二月、婦人および兒童賣買禁止國際條約に關し、我國は制限年齢、適用地に除外例を認めて批准す ○八玉子市少年職業紹介委員會を設置す、以來各地に設けらる

この年、少年職業紹介事業、劃期的に盛大となる

一月、二十五歳禁酒期成同盟會組織せらる

三月、婦人少年職業紹介所（東京）設立

四月、「小學校令」改正、高等小學校の内容充實を期す ○「幼稚園令」を定む

六月、「工場法施行令竝に同施行規則」改正、妊産婦保護のためなり ○兒童愛護會設立、大震災時の恩賜金四十四萬餘圓および義捐金八十三萬圓を基金とし、罹災兒童の保育ならびに教育を主目的とす

七月、青年訓練所開所一三、八五二所、一、〇三九、一七四人

一九二六 昭和 元

一九二七 二

この年、文部省、少年職業指導施設に關し調査を開始す

三月、婦人および兒童の賣買禁止に關する國際條約第五條に

關する確認を延期するの權利留保を撤廢す

五月、全國乳幼兒愛護デー(昭和六年よりは乳幼兒愛護週間)

舉行、以後毎年舉行

七月、八王子少年刑務所新設、心神耗弱者を集禁保護す

十一月、文部省、兒童生徒の個性尊重および職業指導に關す

る件につき訓令を發す

この年、農繁期の託兒所各府縣に設置せらるること多し

一九二八 三

一月、我國唯一の兒童劇團「劇團東童」結成せらる(始め「ひ

まわり童話會」および「虹の國」と稱す、後「東京童話劇

協會」と改稱、後さらに「劇團東童」と改む)○中等學校

入學試験制度改革問題起る

三月、久宮祐子内親王薨去、皇后陛下、五萬圓を慶福會に下

賜、よつて故久宮祐子内親王記念兒童保護資金設定せらる

四月、少年保護デー舉行、以後恒例となる ○東京市主催兒

四月、金融恐慌

勃發

五月、山東出兵

三月、普選第一

回總選舉

童映畫協議會開催 ○「劇團東童」第一回公演を行う(上

演戯曲宮津博作「恩を忘れた獅子」および長連恒作「二人の音楽師」、以後、躍進を続け現在に至る、昭和十六年三月までの公演数、四十八回)

五月、中央職業紹介事務局、少年就職後の保護指導施設の全国的徹底促進を計る

十月、學齡兒童就學獎勵規程を定む

四月、「救護法公布」(昭和七年一月より施行)、なお本令施行後は棄兒養育米給與方、三子出生貧困の者へ養育料を給與する件等を廢止す

七月、工場の少年工および女工の深夜業禁止

五月、皇太后陛下大宮御所に御移轉につき、婦人、母性、幼少年保護の目的にて社會事業團體に五萬圓下賜○東京府の缺食兒童、市内七校七〇六人、郡部五七校一、四六二人、計六四校、二、一六八人

六月、東京市缺食兒童給食の件を決議す

五月、濟南事件

起る

六月、張作霖爆

死

一月、金輸出解

禁

三月、市場大暴

落、就中、生

糸恐慌

一九二九 昭和 四

一九三〇 五

十月、産兒制限に關する内務省審議會は有害なる藥品使用の

禁止を決議す

この年、優生兒相談所の設置全國的に波及す ○貫兒殺し、

人さらい、人買い、幼年工虐待など瀕發す

一月、日本産兒調節聯盟成る

三月、小兒保険を設く

この年、墮胎、貫い兒殺し多し

四月、ロンドン

海軍軍縮條約

協定成立

九月、滿洲事變

勃發

十月、北海道お

よび青森地方

飢饉

○この年、農村、

窮乏の極に達

す

一月、上海事變

勃發

二月、血盟團事

件

一九三一

昭和 六

一九三二

七

一月、「救護法」施行

六月、東京市、不具兒學校を開設（光明學校）

九月、文部省訓令「學校給食臨時施設方法」の發令と共に、

學校給食施設費として國庫より七箇月分五十一萬三千三百

餘圓、道府縣に交付せられ、全國市町村立小學校一齊に學
校給食を開始す

五月、五・一五
事件勃發

一九三三 昭和八

四月、「兒童虐待防止法」公布（十月より施行）

三月、國際聯盟

五月、「少年教護法」公布（昭和九年十月より施行）

脱退

十月、大阪中央放送局、學校放送（ローカル）を開始す

○この年、農村、

十二月、弱視兒學級東京市に設置せらる

豐作饑饉

一九三四 九

三月、愛育會創設

九月、難聽兒學校、東京市に設置せらる

六月、農村飯米

十月、「少年教護法」實施せられ、從來の國立ならびに道府縣

饑饉

感化院は同法により設置したる少年教護院と看做され、代

十二月、ワシン

用感化院は同法の認可を受けたる少年教護院と看做さるる

トン條約廢棄

こととなる

通告

一九三五 一〇

四月一日、「青年學校令」公布（青年訓練所・實業補習學校廢

二月、二・二六

止）○「青年學校規定」等を定む ○學校放送（全國）開始

事件勃發

一九三六

昭和一一

十月、青年學校開校

この年、義務教育延長問題盛んに論議せらる

十一月、日獨防
共協定成立

一九三七

一二

三月、「母子保護法」公布（昭和十三年一月より施行）

五月、皇后陛下、東京市内社會施設二十二團體に玩具を下賜

七月、以後、出征軍人遺家族兒童救護運動盛んにおこなわる

十一月、滿蒙開拓青少年義勇軍結成を開始

この年、支那事變の勃發にともない、少年も直接、間接に（少

年兵、軍需工場少年工等として）事變に参加せしめらる

七月、支那事變
勃發
十一月、日獨伊
三國防共協定
發表

一九三八

一三

一月、「母子保護法」施行

三月、「商店法」公布（十月より施行）

四月、「職業紹介法」を改正（七月より施行）、職業紹介事業

國營となる

七月、内務省警保局圖書課、兒童讀物の淨化に着手

十一月、「愛育研究所」開設

一九三九

一四

四月、「映畫法」公布

四月、改正「青年學校令」及び「青年學校令施行規則」公布、

男子實務青年を對象とする青年學校教育義務制實施せらる

六月、文部省、兒童推薦圖書委員會を設け、第一回推薦圖書

四冊を發表 ○日本文化協會、日本兒童文化賞設定を決定

八月、この頃、少年犯罪激増す

十月、「映畫法」實施、年少者の觀覽制限せらる

十二月、市川市の特殊兒童學校八幡學園收容兒の作品、銀座の畫廊青樹社に展觀され、世人を驚かす

この年、出生率維持増加對策漸く積極化す ○この年、下半年に於て、兒童文化に關する論議漸く盛んとなる

一月中旬より二月下旬まで、全國青年團ならびに中等學校生徒、炭燒勤勞奉仕に動員せらる

二月、「青少年雇入制限令」制定

三月、「青少年雇入制限令」實施 ○「國民體力法」及び「國民優生法」貴衆兩院を通過成立す

五月、ノモンハ

ン事件勃發

七月、日米通商

條約廢棄

九月、第二次世

界大戰勃發

一九四一

昭和二六

四月、新考査法に依る中等學校入學試験おこなわる、この前
後、新考査法に對し賛否の論議瀕りにおこなわる

九月、「國民體力法」實施（二十六日）

一月、大日本青年團、大日本聯合女子青年團、大日本少年團
聯盟、帝國少年團協會の四團體を統合して「大日本青少年
團」結成（十六日）

三月、「國民學校令」公布（二十一日）

四月、「國民學校令」實施さる（一日）

十二月以後、太平洋戰爭の勃發に伴い、少年の軍隊、工場に

動員せらるる者多し

八月、都市兒童の集團疎開始まる

六月、大日本青少年團解散

この年、戰爭、戰災による孤兒、浮浪兒激増す

一九四四
一九四五

一九
二〇

九月、日獨伊三

國同盟締結

十二月、太平洋

戰爭勃發

八月、日本無條

件降伏、太平

洋戰爭終る

八月、アメリカ

軍日本に進駐

一九四六

昭和二二

三月、遣日合衆國教育視察團來朝

十月、新歴史教科書「くにのあゆみ」發行、以後、これに對

し活潑なる批判おこなわる

十一月、「現代かなづかい」使用、閣議決定 ○當用漢字使

用、閣議において承認

この年、青少年犯罪すこぶる多し ○兒童雜誌多數、創刊

二月以後、アメリカ教科書の展覽會、全国各地に開催せらる

三月、「教育基本法案」帝國議會を通過す ○「學校教育法

案（六・三制）」帝國議會を通過す ○教科書用紙缺乏

四月、「六・三制」實施（一日）（國民學校を小學校と改む）

四月、「少年の町」の創始者E・J・フラナガン神父來朝（十

八月）（この前後、アメリカ映畫「感激の町」「少年の町」

上映せらる）

五月、「勞働基準法」制定、滿十五歳以下の兒童の勞働を禁止

す（九月一日實施）

一九四七

二二

五月、新憲法公

布 ○片山内

閣成立

昭和二二

六月、六・三制による新制中學校、發足後三箇月間に一萬四

千校に達す

七月、アメリカ兒童の繪畫展覽會、東京に開催せらる

九月、勞働省發足す、その一局として婦人少年局設けらる

十一月、「兒童福祉法案」國會を通過す（二十一日）

この年、青少年の犯罪、依然多し

六月、第一回國

會開かる



日本兒童生活史 主要參考文獻

一、史料集、日本史概説書、特殊な専門書、雜誌論文は略す。二、執筆にあつて實際に參考することができたものを主とし、著者名、書名、發行年度、發行所をしるす。三、同一種類のものは發行年度順に掲げる。

一、家族制度・親子關係に關するもの

砂川 寛 榮 「日本家族制度史研究」(大正14、中文館)

中山 太郎 「日本婚姻史」(昭和3、春陽堂)

柳田國男・大間知篤三 「婚姻習俗語彙」(昭和12)

玉 城 肇 「家族論」(唯物論全書)(昭和11、三笠書房)

歴史教育研究會 「女性史研究」(「歴史教育」第12卷3號特輯、昭和12)

穂積重遠・中川善之助共編 「家族制度全集 史論篇」(昭和12—13、河出書房、特につぎの諸篇)

柳 田 國 男 「親方・子方」(第三卷所收)

細川龜市 「久離・勘當」(同)

瀧川政次郎 「日本家族史」(1) 明治以前(第四卷所收)

玉城肇 「日本家族史」(2) 明治時代(同)

中川善之助 「大家族と分家」(同)

最上孝敬 「同族結合」(同)

中川善之助 「末子相續」(第五卷所收)

青山道夫 「長子相續」(同)

中川善之助 「姉家督」(同)

穂積重遠 「離婚制度の研究」(昭和13、改造社)

橋浦泰雄 「日本民俗學上より見たる家族制度の研究」(上・下)(昭和16、日本法理研究會)

柳田國男 「婚姻方式の變遷」(「岩波講座倫理學」第12冊所收、昭和16)

有賀喜左衛門 「日本家族制度と小作制度」(昭和18、河出書房)

同 「日本上代の家と村落」(東亞社會研究會編「東亞社會研究」第一輯所收、昭和18、

生活社)

藤間生大 「日本古代國家」(昭和21、伊藤書店)

柳田 國男 「家閑談」(昭和21、鎌倉書房)

二、出産・育兒に關するもの

柳田 國男 「産育習俗語彙」(昭和10)

同 「食物と心臓」(昭和15)

同 「誕生と成年式」(「岩波講座倫理學」第七册所收、昭和16)

大藤 ゆき 「兒やらひ」(「女性叢書」昭和9、三國書房)

尾形 裕康 「日本の胎教」(昭和21、青葉書房)

三、社會生活に關するもの

増田 抱村 「兒童社會史」

中山 太郎 「日本若者史」(昭和5、春陽堂)

竹内 利美 「小學生の調べたる上伊那郡川島村郷土志」(アチツク・ミューゼウム彙報第二、

昭9)

同 「同 續篇」(アチツク・ミューゼウム彙報第七、昭和11)

Tamotsu Iwado, Children's Days in Japan (Tourist Library · 12) (昭和11、國際觀光協會)

大日本聯合青年團 「若者制度の研究」 (昭和11、大日本聯合青年團)

野口 樹々 「兒童問題」 (「三笠全書」、昭和14、三笠書房)

竹内 利美 「信州東筑摩郡本郷村に於ける子供の集團生活」 (アチック・ミュージアム彙報)

第五一、昭和16)

櫻井庄太郎 「大日本青年團史」 (昭和17、熊谷辰治郎編ならびに發行「大日本青年團史」所收)

柳田 國男 「小さき者の聲」 (「女性叢書」昭和17、三國書房)

宮本 常一 「家郷の訓へ」 (「女性叢書」昭和18、三國書房)

川上 澄生 「明治少年懷古」 (昭和19、明治美術研究所)

牛島 義友 「農村兒童の心理」 (昭和21、巖松堂)

四、兒童勞働に關するもの

横山源之助 「日本之下層社會」 (明治32、教文館)

河上 肇 「社會問題管見」 (大正7、弘文堂)

細井和喜藏 「女工哀史」 (大正14、改造社)

瀧川政次郎 「勞働法制史」(「社會問題講座」所收、大正15—昭和2、新潮社)

小川信一 「勞働者の状態及び勞働者運動史」(上・下)(「日本資本主義發達史講座」所收、昭和7、岩波書店)

風早八十二 「日本社會政策史」(昭和12、日本評論社)

江森盛彌 「社會政策」(「三笠全書」昭和13、三笠書房)

昭和研究會 「女子勞働に關する報告」(昭和15、生活社)

鈴木舜一 「勤勞青少年の文化と教育」(昭和16、西村書店)

五、教育に關するもの

佐藤誠實 「修訂日本教育史」(明治36、大日本圖書株式會社)

横山達三 「日本近世教育史」(明治41)

平泉澄 「中世に於ける精神生活」(大正15、至文堂)

同 「中世に於ける社寺と社會との關係」(大正15、至文堂)

石川謙 「往來物落穗集」(上卷)(昭和2、文修堂)

同 「日本庶民教育史」(昭和4)

城戸幡太郎ほか五氏共編 「岩波講座教育科學」(昭和6—8、特に次の諸篇)

高橋 俊 乘 「江戸時代以前の教育」(第三册所收)

石川 謙 「徳川時代の教育」(第七册所收)

海後 宗 臣 「明治以後」(第十四册所收)

龍山 義 亮 「日本の教育」(第六册所收)

乙 竹 岩 造 「沿革的に眺めたる寺子屋教育の概略」(第十七册所收)

大久保利謙 「明治時代の教育」(「岩波講座日本歴史」所收、昭和8)

辻 幸三郎 「大日本教育通史」(昭和8、目黒書店)

石川 謙 「近世社會教育史の研究」(昭和9、章華社)

春山 作 樹 「江戸時代の教育」(「岩波講座日本歴史」所收、昭和10)

海後 宗 臣 「日本近代學校史」(昭和11、成美堂)

石川 謙 「近世日本社會教育史の研究」(昭和13、東洋圖書株式會社)

海後宗臣ほか三氏 「日本教育史」(昭和13、目黒書店)

海後 宗 臣 「日本教育小史」(「ラジオ新書」昭和15、日本放送協會出版部)

乙 宇野 哲 人 「藩學史談」(昭和18、文松堂)

乙 竹 岩 造

松本彦三郎 「郷中教育の研究」(昭和18、八雲書店)

長谷川如是閑 「日本教育の傳統」(昭和18、玉川學園)

岡本良シリン知譯グ著 「日本に於ける耶蘇會の學校制度」(昭和18、東洋堂)

宮坂哲文 「禪における人間形成—教育史的研究」(昭和22、霞ヶ關書房)

桃裕行 「上代の學制」(昭和22、目黒書店)

六、兒童保護に關するもの

橋川正 「日本佛教と社會事業」(大正14、丙午出版社)

金澤春友 「寺西代官治續集」(昭和5、常豐郷土史刊行會)

辻善之助編 「慈善救濟史料」(昭和7、金港堂)

淺野研眞 「日本佛教社會事業史」(昭和9、凡人社)

社會事業研究所編 「日本社會事業大年表」(昭和11、刀江書院)

中央社會事業協會 「日本社會事業年鑑」(昭和11年版以降)

山口正 「社會事業史」(「社會事業叢書」第15卷、昭和13、常盤書房)

同 「日本社會事業の發展」(昭和13、甲文堂)

七、兒童文化一般に關するもの

岩波書店編、「兒童文化」〔「教育」第7卷5號特輯、昭和14〕

巽 聖 歌編 「季刊新兒童文化」(一—四冊)(昭和15—17、有光社)

教育科學研究會編 「兒童文化」(上・下)(昭和16、西村書店、特に次の諸篇)

菅 忠 道 「兒童文化史(明治時代)」(上卷所收)

滑川道夫 「兒童文化史(大正時代)」(同)

小川一郎 「兒童文化史(昭和時代)」(下卷所收)

巽 聖 歌編 「季刊新兒童文化」(復刊第一冊)(昭和21、中央出版株式會社)

八、兒童文學および童話に關するもの

高島平三郎 「兒童を謳へる文學」(明治43、洛陽堂)

百田宗治 「兒童をうたへる詩歌」(昭和6、厚生閣)

高木敏雄 「日本傳説集」(大正2、郷土研究社)

高木敏雄 「日本神話傳説の研究」(大正14)

柳田 國 男 「日本の傳説」〔少年文庫〕、昭和7、春陽堂

同 「桃太郎の誕生」〔初版昭和8、新版昭和22、三省堂〕

島 津 久 基 「國民傳説類聚」〔上卷〕〔昭和8、大岡山書店〕

柳 田 國 男 「日本の昔話」〔少年文庫〕、昭和9、春陽堂

槇 本 楠 雄 「日本兒童文學運動概況」〔前掲「兒童文化」上卷所收、昭和16〕

菅 忠 道 「近代日本兒童文學史論」〔前掲「新兒童文化」第二册所收、昭和16〕

木 村 小 舟 「少年文學史 明治時代」〔全三册〕〔昭和18—19、童話春秋社〕

丹 潔 「日本子供訓」〔昭和18、雄生閣〕

柳 田 國 男 「昔話覺書」〔昭和18、三省堂〕

島 津 久 基 「國民童話十二講」〔昭和19、山一書房〕

各地の民話・昔話集の類は略す。

九、童謠・童言葉に關するもの

藤 澤 衛 彦 「日本民謡史」〔大正14、雄山閣〕

高 野 辰 之 「日本歌謡史」〔大正15、春秋社〕

松村又一編「註解日本民謡集」(昭和3、泰文館)

高野辰之「民謡・童謡論」(「春秋文庫」(8)昭和4、春秋社)

横山青蛾「日本童謡十講」(昭和4、交蘭社)

藤田徳太郎「日本歌謡の展開」(「岩波講座日本文學」所收、昭和6)

高木市之助「古代民謡史論」(同、昭和7)

小寺融吉編「日本民謡辭典」(昭和10、壬生書院)

中田千畝ほか二氏「日本童謡史」(日本童話協會編ならびに發行「童話史」所收、昭和12)

柳田國男「民謡覺書」(創元選書)(昭和15、創元社)

與田準一「童謡の史的展望」(前掲「兒童文化」上卷所收、昭和16)

伊藤信吉「傳承の世界」(昭和21、三鳩社)

北原白秋編「日本傳承童謡集成」(第一卷子守唄篇)(昭和22、國民圖書刊行會)

地方の童謡集・童言葉集の類は略す。

十、遊戯に關するもの

「古事類苑」遊戯部

有坂與太郎 「日本雛祭考」(昭和6、建設社)

同 「日本玩具史」(前・後編)(昭和6—7、建設社)

酒井 欣 「日本遊戯史」(昭和8、建設社)

Tekiko Nisizawa, Japanese Folk Toys (Tourist Library: 26) (昭和14、國際觀光協會)

酒井 欣 「日本遊戯史」(「教養文庫」昭和17、弘文堂)

柳田 國男 「こども風土記」(昭和17、朝日新聞社)

西角井正慶 「村の遊び」(昭和18、三國書房)

酒井 欣 「童 戲」(昭和19、玄光社)

前田 勇 「兒戲叢考」(昭和19、弘文社)

十一、辭 典

阿部重孝ほか三氏共編 「教育學辭典」(全五冊)(昭和11—14、岩波書店)

中山太郎 「日本民俗學辭典」(二冊)(昭和8—10、昭和書房)

日本經濟史研究所 「日本經濟史辭典」(十冊、昭和11—14、日本評論社)

十二、雜 誌

「教育」

「歴史學研究」「社會經濟史學」

「社會學雜誌」「季刊社會學」「年報社會學」「社會學研究」「社會學徒」「社會事業」「社會政策時報」

「郷土研究」「民族」「民俗學」「民族學研究」「民間傳承」「民族學年報」「民俗藝術」

「宗教研究」

など、一々の論文題目と筆者の記載を略す。

附記 「年表」の参考文献は、年表欄のはじめに掲げておいた。

索引

この索引には、本文の中に記述されている事項・人名・引用書名の主要なものだけを掲げた。したがって年表の中の事項や人名には觸れていない。(数字はページを示す)

ア行

ア 綾とり 七〇

安壽・津志王丸 七〇

イ 家(家族を見よ)

育兒 二二—二六、一四

石投げ(印地) 五九、一〇〇

遺兒の養護 一九七

イソップ物語 五七、九六—九七

一門 三—四、六

一茶 一三—一三、一五—一五

一子相傳 九〇

一寸法師 九、三〇、三三、九六

一夫多妻 二〇、三三、四〇、九三、一〇八

伊東ドム・マンショ 七三—七三、八七

芋蟲ごろごろ 一七〇

以呂波(狂言) 八六

いろはかるた 一五七、一七〇—一七二

隠居 六—七

淫祠 一三—一四

ウ 上杉治憲 二四

歌麿 一六八

宇治拾遺物語 九二、九三、九四、九五

氏族 一九、四〇

浦島傳説 五三―五四、五五―五七、九二、九三―九四

九五、九六

映畫法 一九九―二〇〇

工 嬰兒殺し 二二三―二五、二七

えぼし親 六四、一〇六

縁座 六六

才 大石主税 二、一四九

大鏡 三三―三五

大垣藩の青少年團體 一四二―一四三

オウヤ・タナコ 二一〇

お手玉(いしなどり) (擲石) 六〇、一〇〇

お伽草子 七、九一―九六

鬼ごっこ 一七〇

親方 二一〇

親子が再會する話 二九―三三、八〇

親子關係

古代の―― 二〇―二三

上代の―― 四〇―四四

中世の―― 六四、六五―六七、七四―七五

近世の―― 一〇五―一二、一五三―一五四

明治維新による――の變化 一九〇―一九二

近代の―― 一九〇―一九二

擬制的――(人爲の親子) 一九九―二〇一

武士の家訓に現われた―― 七四―七五

親子は一世 六八

親の権力

古代の—— 三二

上代の—— 四〇

中世の—— 六五—六六、七〇

近世の—— 一〇五—一〇七、一〇九、一五三—一五四

親の子に對する愛 三—三三、四〇、四九—四九

七四—七五、九二、一四四、一五三—一五四

親の種類 一〇九—一一一

親分・子分 一一〇

往來物 八八、一六五

おらが春 一三三—一三三、一五五—一五六

恩(報恩) 五四—五七、七四、九三—九五

恩問(僧) 八一

カ 行

カ 階級

原始時代の—— 一三三—一四

古代の—— 一九—二〇

上代の—— 二六—二六

中世の—— 六二—六三、九三

近世の—— 一〇三—一〇五、一五二—一五二、一六一

近代の—— 一七七一—一七九

家業 四九—九二、一六二

學制の制定 七九、一九四、一九五

隠れ遊び(隠れんぼ) 五九、六〇、一〇〇、

一七〇

家訓 七三—七五

華族・士族・平民の稱を定む 七〇、一六

家族

古代の—— 一〇—一三

上代の—— 三六—四四

中世の—— 六三—六七

近世の—— 一〇五—一〇、一五三—一五四

明治維新による——の變化 一六、一九〇

—— 一九二

敵討 四—四、七〇—七二、一四五—一四六、一四八

—— 一五二

——の禁止 一七九

片山勇八隨筆日記 二四—二三

學校 四、八三—八八、一六三—一六五、一九三—一九五

家督 六四、六六

——相續 三、六六、一〇九

カナづかいの問題 二〇三—二〇四

家名 四二、六六、七五

家門 六三—六四

株仲間 六二—一六三

かりおや 一一〇

漢字制限 二〇三—二〇四

勘當 四〇、六五、一〇五—一〇六、一五四

キ 魏志 一九、二二—二三

義絶 六五—六六

貴族の子 三六、四四、一六七

紀貫之 三二、四七

義務教育 一九、一九三—一九四

久離 一〇六、一九二

教育

上代の—— 四四

中世の—— 八三—八八

近世の—— 一六三—一六五

近代の—— 一八〇、一九三—一九五

國家主義的——一八〇、一九五—一九六

自由主義的——一九五

寺院における——八三—八六、一〇三—一〇四

キリシタンの——八六—八八

教育勅語 一九五—一九六

教科書 八八、一六五、二〇三

狂言 八四、八五、八六

漁民の子 七

義理 一五

——の親 二〇

切支丹 七一七、八六—八八

——の學校 八六—八八

近代産業と兒童勞働 一八一—一八七

空海 四

公家（近世）の子 一六七

ケ

阿新丸 くまわか 七

傾城阿波の鳴門 一五

經濟實相報告書 二〇七

慶念坊 二四

契約親 二〇

劇團東童 二〇〇—二〇一

賢義（僧） 三

原始時代の兒童 一五—一七

元聖（僧） 八一

元服 二九、六四—六五

コ 戸 二〇、三—四〇

孝（孝養） 四〇、四二、四七—七、七四、一〇九、一四

子返し（間引きを見よ）

鄉學 一六三—一六五

孝謙天皇 三七

郷戸 三六—三九

甲子吟行 二六

皇室と兒童愛護 二二—二四、三七—三六、八一

國語・國字問題 二〇三—二〇四

孤兒 二三、三七—三六、八二、一九七、二〇六

古事記 五

郷中 一三九—一四二

子供を愛する神 二三

子供仲間 一三五—一四四

武士階級の—— 一三九—一四四

——と若者組との關係 一三七—一三九

子供の病氣とその治療法 二三—二五

諺(子供に關する) 一三七

子の生存權 一一、一九

子の地位 六四—六七、一〇五—一〇九、一九一

子の道德 七〇、一四一—一五一

瘤とり 九、三三、三六

子守唄 五、五三、一五二—一六〇、一六九

子守娘 一五—一六〇

小若い衆 一三七—一三八

小若い衆宿 一三八

ゴロヴニン 一二三、一三四、一五一

子を賣る 三三—三五、七七一—八〇、一九一—二二

子をとろ子とろ 五九、一〇〇

婚姻 二〇、四〇、四二、一〇九、一七

今昔物語 三、四、四四、五五—五七、九

近藤助五郎清國 一七

サ行

サ 座 八九、一六二

西鶴 一〇六—一〇七

西行法師 三三、七、一〇一—一〇四

催馬樂 五〇—五一

防人の歌 三、四七

櫻川（謡曲） 七九—八〇

狹衣物語 五二

佐々木清十郎 一五〇

佐藤信淵とその教育學說 二四—二五、二五

、一六五—一六七

讃岐典侍の日記 五二

ザビエル (F. Xavier) 九一

山家集 七

山椒太夫の説話 七

産婆 二二、一九

散髪および脱刀許可 一七

シ 慈育館 二四—二五、一六五—一六七

寺院の教育的機能 八三—八六、一六三

ジ・エンナ (E. Jenner) 二五

舌切雀 九、九三、九六

七五三の祝 二二

七出 四

七夜 二二

四天王寺 二三、三七

兒童映畫 九、一九—二〇

兒童演劇 九、一〇〇—一〇一

兒童觀 九、三〇—三二、四三—四九、七四—七五、

一〇七、一五七、一六八

兒童期 二二

——と青年期 三

兒童酷使 一八二—一八六

兒童政策 一九七—二〇四、二〇六—二〇九

兒童圖書の推薦 二〇二

兒童に關する迷信 二四—三五、三二—三四

兒童の地位 一七

兒童の體位低下 二〇七

兒童文化 九、一八九—二〇〇、一九—二〇四、二〇六

—二〇九

兒童文化賞 二〇二

兒童保護

古代の 二二—二四

上代の 一— 三—六

中世の 一— 八—一〇

近世の 一— 二二—二七

近代の 一— 一四—一五、一九—一九、二〇六

—二〇八

兒童讀物 九、二〇一—二〇三

兒童勞働 一八—一九

士農工商 一〇四

斯波義將 七三、七五

島原の亂 一六〇

沙石集 七—九、八〇

綜藝種智院 四

主從關係 六—六、六五、六六、九四

周仲(僧) 八二

出產 五〇—五三、二二—二九、一三四

酒吞童子 九二、九五、九六

種痘 二五、一三三

小學校 一六五、一九三—一九四

女子勞働 一八—一九

聖德太子 一九、二三—二四、三七、四三

小兒の埋葬 一五—一七

少年使節のローマ派遣 七—七

少年拓士 二〇六

少年武士の切腹 一四—一四

少欲知足（少欲にして足るを知る） 七四、

九三

職業 四、八—九、九、一六—一六、一八一

——教育 一四四

——選擇の自由 一八、

庶民に苗字を許す 一七

庶民の子 六—六、四—四、四—四、六、

七—八、二九—三三、一五—一六、一八、

二〇—二〇六

白河樂翁 二四、二六

人口

江戸時代の—— 一八—一九

明治以後の—— 一八、一九—一九

人身賣買 三—六、四、五、七—八〇、二二、

二九—三三、一八四、一六

——の禁止 七、二九、一九、一六

垂統秘録 二五

ス
すがる（少子部連） 二二

菅原傳授手習鑑 一五、一六

雙六 一七—一七

棄兒 七、六、八、二二、二五—二六、

二七

角田川（謡曲） 九、八〇

住吉物語 九

セ
世阿彌元清 九〇

青年期 三

青年團體 (若者組を見よ)

政略結婚 四、六

咳のおば様 (しわぶき婆) 一三—一五

せげん 二九—三〇

セミナリオ (Seminar) 八七

施藥院 二三、三七、八二、二六—二七

施藥院使 八二、二六

戰災孤兒の養護 一九七、二〇六

撰集抄 三—六

全宗 (僧) 八二、二六

川柳 一〇六、一三三、一六六、二一〇、二二一、二五〇、

一五五—一五七、一六七

ソ 相續 三、六

會我兄弟 二一、七〇

會我物語 七〇、七一

夕 行

夕 大化改新 二五

太平洋戦争と兒童 九、一九三、一九六、一九七、

一〇〇、一〇三、一〇六—一〇九

大寶・養老の律令 四〇、四四

平重時家訓 七—七

託兒所 二五、一九七

たこあげ 三三、一〇〇

多産の婦に賞を賜う 三六

墮胎 一一—一五、一七

、—禁止 二二—二四、二六、二九—三二、

一九六

ダルメーダ (L. Dalmeida) 八二

男系尊重 四

チ 少子部連 二五

近松門左衛門 一六七

蓄妾 一〇八、一九

竹馬抄 七三、七五

稚兒 一四〇—一四三

兒ちご金

千々石ドム・ミゲル 七一—七三

父の愛 四六、四七

忠 六二、七四、七五、一四八、一五〇

中條流 二三

町人 一〇三—一〇四、一五〇、一五三—一五四、一六一—一六三

町人囊 一六一

徴兵令 一七九

ツ 妻の地位 四〇—四一、五五、一〇八

テ 手鞠 一〇〇、一〇一

寺 八三—八五、一六三

寺入り 八四、一六四

寺子 八四、一六四

寺子屋 八五—八六、八七、一六三—一六五

寺西重次郎 二四

天神さまの細道 一七〇、一七四

ト 土一揆 八二

同族團 二〇、三九—四〇、四四

東童（劇團東童） 二〇〇—二〇一

動物が恩を返す話 五四—五七、九三—九五

伴林光平 一五三

童謡

上代の—— 四九—五三

中世の—— 九七—九九

近世の—— 一九—二七

童話 五—七、九—六

徳川光圀 二六

土佐日記 三、四七

鳥羽天皇 五二

虎の巻 一〇三

ナ行

ナ 内藤平左衛門 二四

中浦ジュリアン 七一—七三

仲間 二六—二八

名子親・名子 二〇

名取川(狂言) 八五

鍋島閑臈 一三三

橋本宗建 一三三

名を重んず 四、四七—四八、七四—七五

ニ 二才(にせ) 一四—一四二

日本児童生活史

——の問題 二〇—二一

——の性格 二—三

日本書紀 四、五、四九、五〇、五三、五四、五五、

七〇

二本松少年隊 一四—一四八

日本幽囚記 二—二二、二四—二五

日本靈異記(日本國現報善惡靈異記)

元—三、四、五、五—七

又 奴婢 一七—一六、八〇

奴婢雜人 三

ネ 年季奉公 一九—

ノ のぞきからくり 一七—

農村兒童の讀書調査 一八九—一九〇

農民とその子供 二六—三〇、三三、三六、三九、四二—

二四、二九、一五—一六、一六〇、一八五—

一八六、一八七—一九〇

ハ 行

ハ 這い馬 五九

はしりくらべ 五九、一〇〇

芭蕉 二六

鉢かづき 九五、九六

花咲爺 九二、九三、九六

花火 一七一

羽根つき 一〇〇—一〇一

母の愛 三二、三三—三三、四一—四七、四八、五一—

八〇、一三四

林子平 一七一

腹帯祝 二二

「腹は借り物」の思想 五

原マルチノ 五二—五三

藩費 一六三、一六五

ヒ 悲田院 一三、三七、三六、八一

人商人 ひとあきひと 七—七

人質 五三、五四、五九

人眞似説話 五二—五三

雛遊び (雛祭り) 五九、六〇

白虎隊 一四三、一四七—一四八

貧窮問答の歌 三三、三七

貧民病院 八二

不孝 ふきよ 四〇、四九、五五、五七、一〇五

福翁自傳 一五二—一五三、一六二—一六三

福澤諭吉 一五二、一六一

復讐（敵討を見よ）

福富草子 三十一、三三

武家義理物語 一〇六—一〇六

武士 二七、六—三三、七—七、四、一〇三—

一四

武士の子 四—七、六—五、一三九—一四、

一四—一五、一六一—一六二、一六七

風俗歌 五〇—五一

不良兒 四、一六七、一七七

降りふれ粉雪（童謡） 五—五三

浮浪兒 四、一七七、二〇六

文學にあらわれた児童 二六—三六、一五—

一六〇

分を知る 四、一三二

へ 部民 一九—二〇、二七、四〇

へコ祝 二二

ホ 放下僧（謡曲） 七〇—七二

法均尼（和氣廣盛） 七〇

封建制度

中世の—— 六二—六二

近世の—— 一〇三—一〇五、一六一、一七七、一七九

房戸 完

方丈記 三三

北條九代記 八〇

北條重時 七三、四—七五

疱瘡とその治療法 二四—二四

ほうづき 五

母子保護 一九

マ行

マ 迷子 三三—三三

——のしるべ石 三三—三三

前髪連中 二二

正子内親王 二六

間引き 二二—二五、二七、二九、一〇一、一〇二

繼子いじめの話 五

萬葉集 三—三、三、四、四、四、四

ニ 身賣り (人身賣買を見よ)

三つ子を生む 三

見習工 一八四

宮城野・信夫 一五〇

苗字を許す 一七八

民謡 呪し舌、一五

ム 娘宿 一四四

娘連中 一四四

無文元選 (僧) 八一

メ 明治維新 一七六—一八〇

——と親子關係の變化 一九〇—一九二

——と兒童生活の變化 一七—一八〇、一八二

一九〇—一九二

迷信 (子に關する) 三四—三五、三三—三四

伽羅^{めいほう}先代萩 一五三

乳母^{めのと} 七、八

乳母子 七

モ 望月 (謠曲) 七〇—七一

元田永孚 一九五

モーニケ (O. Mohnike) 一三三

毛利元就遺誠 七三、七五

ヤ行

ヤ 柳多留 (誹風柳多留) 一三、一六、二〇、二三

山上憶良 三、七、望

やつこ 一九—二〇、二七

ユ 誘拐 七

遊戯

上代の—— 七—六〇

中世の—— 一〇〇—一〇二

近世の—— 一七〇—一七四

——と信仰行事 六〇

遊兒廠 二四—二五、一六五、一六七

遊女 三、一九—二二

雪合戦・雪山・雪佛 五

ヨ 幼學綱要 一九五

謡曲 九—八〇、八四、九二

養子 四、六、一〇七—一〇九、一二三

急——(末期養子) 一〇八

嫡母繼母之—— 一〇八

幼年工 一八二—一八三

ラ行

リ 略誦(略頌) 九

了翁(僧) 二六

良觀(忍性菩薩) 八一

良寛 一〇一、一五四—一五

梁塵祕抄 三、三、四、五、五、五

良賤の別 二七—二六、四

療病院 二、三、七

——(佐藤信淵の立案した) 二五

□ 勞働基準法 一六七

良辨(僧) 三

ワ 行

ワ 若衆歌舞伎 三三

若衆宿 一三八、一四〇

若者組 一三五、一七〇—一七九

若者條目 一三七—一三六

わざ歌 四一—五〇

ワリニヤーニ (A. Valignani) 卅一—卅四

八七、六

同じ著者によりて

日本封建社會史——初期封建社會に關する若干の研究——（一九三一年、白鳳社）

日本封建社會意識論（一九三八年、刀江書院）

日本兒童生活史（舊版）（一九四一年、刀江書院）

日本兒童生活史(新版)

昭和二十三年六月十五日印
昭和二十三年六月二十日初刷發行

定價 一五〇圓

著者 東京都目黒區平町六六
櫻井庄太郎

發行者 東京都千代田區神田一ツ橋二ノ三
坂田厚英

印刷者 靜岡縣濱松市上池田町八八
鞍智雄章

印刷所 靜岡縣濱松市上池田町八八
株式會社 開明堂

發行所

會社 日光書院

東京都千代田區神田一ツ橋二ノ三

出納會員番號A一一四〇三二
電話九段(33)二五四五









v. 7103816

o 672865336

